寺 尾 文 書

〇一	正和 年二月廿二日
(端裏書)	平女(花押)
注写艺	
	(別紙)
定心知行分所領等五郎房	巾とある斗とある斗八巾巾とあとるとある
一所 相模國吉田庄内澁谷・寺尾	□斗ゐ七ゐ十五十十三八五十十四九五十十四九八
o 一所 同國一宮内大上	□九五十十九五十十七ゐゐ七ゐゐ斗七為ゐ
一所 尾張國羽黒庄内中津留村	るる
一所 伊勢國内美田大工田 (第) (3)	・中市とあるとある ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
o 一所 美作國河會庄內十町北村	斗斗火ゐ五十十七ゐゐ七ゐゐ斗七ゐゐ七ゐ.
一所 筑前國早良郡内下長尾	の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
一所《同國三奈木庄内畠地并薗等, 前後國	五十十六斗斗七かる七か引七のの六斗斗六斗
一所 薩摩國入来院内塔原郷	六斗斗八巾六斗六斗七ゐゐ斗六斗六斗火斗
	五十十四九九五十十九五十十斗三八八四九九五十
〇二 平女盤渉調曲伝授状并同曲譜	十九十十九三八八引三八八火八三八八火八三八八七七引
盤沙調曲	四九引五十十火九三八八三八八引
蘇合序一帖十二拍子、同四帖、秘蔵の曲なりといへとも、	六斗七ゐ火斗八巾巾七ゐゐ巾八巾八巾巾七ゐ ゐ 斗六斗巾四
器量の仁たるによりて、さつけたてまつる状如件、	七ゐ七ゐゐ斗八巾八巾巾七ゐゐ巾七ゐ

斗八巾八巾巾七ゐる火巾七ゐ引ゐ斗七ゐゐ斗 五十火十六斗斗六十斗引七ゐゐ八巾巾七ゐ引七ゐゐ八巾引一世つ引十十斗斗ゐゐ斗 る斗七のる斗六斗斗十る火の七の斗一せつ 六斗斗七ゐ引ゐ七ゐ斗ゐ十六斗引五十十 三帖序ひきて返 八巾巾七ゐゐ火斗六斗巾七ゐ火ゐ七ゐ引七ゐゐ七ゐゐ

渋谷次郎丸代惟朝重申状

(押紙)

「拾壹ノ内寺尾四郎左衞門○」

右

澁谷別當次郎丸代惟朝重言上]別當次郎丸重申□]|(狀カ) (端裏書)

欲被經御沙汰、薩摩国入来院塔原郷内田薗事

伯父弥四郎重經背兩度御教書、不及参陳上者、任定法

二通 御教書案 一通先進异

者、重廣妾女腹仁先立儲男女数子之間、別當次郎□者、

督分御計云,、 此条無謂申状也、

号別當次郎所得之状等

副進

雖申下御教書、顧自科、令難澁之上者、急速被經御沙汰' 不帶一紙状、令押領當鄉內田薗、及刈田狼籍之間、 右當郷者、別當次郎丸自祖父惟重手相傳知行之處、 兩度 重經

為蒙御成敗、重言上如件、

元亨三年六月

石、		→
惟		會
惟重去元□	四	裹 花 畑
	~	7 ア
	ラン アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	٠,
	渋 谷 重	尚本文書ハ
	渋谷重名陳状案	「旧記雑録前編
處、		_
孫次郎重廣不帯一		(本文書、裏花押アリ、尚本文書へ「旧記雑録前編一」一三五二号文書ト同文ナリ)
_		Ú

於別當次郎者、可爲嫡子之由、|___ 旨、被仰出之上者、所達所存也、而重廣□□□如令申者、 (㎏々) 行分塔原 別當次郎丸於面、捧惟□□□□等以重名本名、爲□命知 紙之状、以嫡子之号、令押領所々遺領等、遮自科、立子息 不可有子細、至重廣者、爲生得嫡子之間、分限亦可預家 陳、就御注進、被經御沙汰、爲未分之地、可有御配分之]之□、□濫訴之間、於鎮西番于訴 (由ク)(及) □等分明之間、

十町尼者、惟重之姉也、老躰之間、 也 有豫儀之處、 時、其子争父子相並而可有家督之望哉、父子之間於一人 於嫡子者、別當次郎全難被入于得分親、本主未分死去之 罷越于伊勢所領之時、 沙汰雖不可有異儀、重名者、帯亡父慇懃状畢、重廣不帯 嫡子孫次郎加分仁不可思落之由、 如所得惟重自筆|||肩十|||四、和字之状者、何仁天死仁天候 裁若以件書札状等、号本主之素意、 紙之状、胸臆与嚴父水火之相論也、 非實父跡得分親云、、 可被除得分親之条、 孫次郎加分仁和於登羅須思伊宛天滿伊羅世候也云、、 重廣不可有嫡子之望、将又、任生得、 被仰出之上者、彼書札状等今更爲枝葉欤、但、上 重廣限于可知行分定置事欤、 如重廣支申者、 爲宿直留置重名於薩州十丁尼許、 亦副置于重名之間、 勿論也、重名爲生得次男之上、 此条、 重名者、 自筆状明白之上者、 殊以姧曲之申詞也、 惟重一向令扶持之處、 可被立別[____]於嫡 以惟重之跡既爲未分 伯母十町尼之□子(養) 於次男分者、不可 如同状者、 可被立重廣 謂 御

> 哉 属于外祖母、薩摩州瀧郡仁令居注之處、 重名妹尼明言房、 筆之状、爲他人養子之由、 寺尾弥四郎云~、謂寺尾者、 之許也、 丁弥四郎登可書之欤、曽不存其儀之間、 姉大事仁思存之間、依爲老躰女姓、 世候事、津夜、、阿留満志久候云、、 事仁天母十丁殿御命於背幾候者、 加之、就于一旦在所、 惟重若令存他人養子之由者、於書札宛所者、十 可号他人養子者、別當次郎丸 掠申之条、頗以重廣非背父命 惟重假名也、 同雖爲姉弟、 在家乃一母宛天満伊羅 爲見継之、 至状之宛所者 背眼前亡父自 留置重名 惟重以

門澁谷河内太郎女子腹之子、賞妻女腹之由所見也、

爲未分、 之条、重廣先立自稱畢、然早重名所得状何可有要捨哉、 子之由、 於大上廳能御方江母申佐世可給候云、、捧彼状等、 重廣望申之上者、不可依于在所、可爲本主素意 可有御配分之由、 可爲嫡

或別當御前古曾慈志久思進世候、

加樣仁思出進世候、

此樣

別當次郎同家止注之刻、于明言許如書遣惟重書札等者

云生得甲子之道理、云本主自筆歴然也、 十丁尼現存也、 有御尋之日、非養子之条、 其理差掌畢、若猶有御不審者、 重名分全不可被 可露顕之者也、

越于重廣之旨、

令申之条、

被仰出之、今捧彼状、

難被超

減于重廣分、急速爲預御配分、恐~、

澁谷別當次郎丸□沙弥了禅謹追進言[欲早依祖父惟重遺状 (E関東御事カ) 遊谷別當次郎丸追進状二六世七 (ヹ中) 〇 五 渋谷次郎丸追進状 (旨力)

2 渋谷次郎丸追進状案 (後欠)

被止澁谷

(前欠)

知行年序之後、廣化讓渡惣領職於舎弟推重早、仍惟重庶 子惣領兼帯知行之間、 以重貞知行之北方号惣領、以惟重分領之南方稱庶子、經 以根本之庶子分南方者、譲与當腹

子息次郎三郎内重、至惣領職者、相副次第重書等、 而譲

内野在家・田薗者、惟重譲甥河北又三郎信重吟表之間、

仍追進言上 (如件力)

給嫡孫別當次郎丸之条、先進之□明白也、将又、以同所 (录)

これしけかあとのそうりやうしたいてうつのせうもんを せんにこそ、かいく~しからぬかたはらいた□侯へとも、 て候へハ、さつまのたうのはらの事、きこしめしつかれ もとらせ候、畧之、又同書□追書仁云、このそりやうに

給へく候□、惟重自筆數通状文炳焉也、別當次郎丸之外、(≒゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚) 候ハん事かしこまり入候、河内殿ニも御心へ候て申させ(※谷鷹※)

之条、無理所致也、次於重名者、自襁褓之中、被取養澁 谷次郎左衞門尉頼重後家宇竹靍女台灣之間、 押領當郷内數ヶ所田薗、或可預配分御裁許之由、亘兩端 誰人欤可成競望於彼遺領哉、而重名乍稱未分之跡、或令

名字、童名号竹王之条、一門皆以所存知也、争可悕望實

相續養母

父遺領哉、且如元亨元年御事書者、被養他人之族者、縱

且任新法、且任別當次郎丸相傳、欲早被停止重名押領 重之上者、雖未分、重名不能競望、何況哉於處分之地、 雖望□実父之遺領、 無讓状者、不及沙汰云、、御事□嚴 哉、就中、□遣于下総權守之許惟重之状者、へんたう御 是又一分庶子也、争不可有惣領・庶子号之由、可掠申之 このやうたきの大かたとのへ申入候、神も御せうらん候(※谷重夢)

いさゝか所存候て、このふんちかい候ましく候、か

正中二年六月 まくらにてあんと御申てとらせ候へく候、恐ゝ謹言、 六月一日 平惟重在判

○七 入来院塔原郷地頭職相伝系図

薩摩國入来院内塔原郷地頭職相傳次第

女子竹靍

—女子竹石 —重名^{食名}

-靍夜(叉)

別當次郎丸

そりやうにて候へハ、さつまのたうのハらの事、きこなを < くよく < 御申候ハ、、かしこまり入候、このなを < くよく < 御申候ハ、、かしこまり入候、このなを < くよく < 御申候ハ、、かしこまり入候、とも、まいり候て、大かたとのへこのやうハ申入て候へとも、自余畧之、

(言) しめしつかれ候ハん事、かしこまり入候/~、恐ゝ謹

自余畧之、

〇八 渋谷惟重書状案

うつのせうもん□もとらせ候よしの子細をハ申て候へ、らいたく候へとも、これしけあとのそうりやうしたいてたきのへんたう御せんにこそ、かひ/~しからぬかたは(高級)

(端裏書) 九

尼けうほん本物返在家売券案

うりわたす本物返のそりやうの事「本物返_____」

「重名所進勘返状案」	右一石六斗、うふこ御前□候了、よ□□いらさせ給て、
▽(目)(端裏書)	かりやく元年十二月九日
〇一二 渋谷惟重遺領等注進状案	○一〇 久秀状
(本文書へ「旧記雑録前編一」 一四九一号文書ト同文ナリ)英称郡司 殿	(略押)
嘉曆二年後九月廿八日 修理亮(花押) 好戶	正中二年七月十日て、いさゝかもゐらんある ̄ ̄ ̄、よて状如件、
四牛、 可加催促之旨、先度被仰了、不日可被申左右也、仍執達	[]御とくせいしきもくなといてき[]へちきをもった。 ここに
畠・在家等事、重申状如此、澁谷次郎三郎違背召文之間、 (内重)	ともて、き「一」ハンナンと笑、こううない、ことが、さほいの事あらん時へ、もとの一はい四十四くわんもん
雖谷弥四郎重名代佑信申、薩擊國伊力院內峇原南方田(A) (每)	しきの事につ┃┃┃いつかたよりもゐらんわつ┃┃┃┃┃て、
「拾壱之内寺尾四郎左衞門〇」	し二十かねん中ハ、これをうくへ「し」、もし又このや
(押紙)	ほとハ、何十かね□ちきやうさほいあるへからす、たゝ(スク)
〇一一 鎮西御教書	ほんもつかへしに入おくところ__、本物かへさゝらん
	しかるをえう ̄ ̄あるによて、しろのせに二十二貫 ̄ ̄、
うふこ御前	みきのところハひくにけうほんか□□□そりやうなり、 さいけハ
久秀(花押)	さいけ一所か事
もたせ給へく候状如件、	ありさつまのくにたきのこほりのたくまの匹郎二郎か

<地在分 <頭家限、 分一

可被領之由、

可被仰下于鎮西探題御方欤、

澁谷孫三郎惟重所領等勘返事

相模澁 [] [] []

田地肆段 |寺尾村内号吉田庄

壱宇中三郎入道屋敷『上』

在家貳宇内副同山野・立野壱町

壱宇後藤太郎屋敷『下』

跡形不實也、貳宇共往代百姓屋敷也、

而如重廣注文者、貳宇内壱宇地頭屋敷云

ξ,

無

在家伍宇付山野在之、 是者自法音寺押領也、

公田十八町七反半

薩摩國入来院塔原郷

是者公田許也、 莫太余剰雖在之、不持下地取帳之

進取帳之上者、 間、不備進之、 於重廣者雖令所持之、插姧心、 被配分公田、 至下地余剰者、 就于 不

所

四ヶ所城籠村内『上』

宇 借屋崎『上』當所仁有市庭、是則有得分之 渕脇『中』此内毗沙門堂并十二宮、同敷地・免田在之、

0

藤九郎入道中

二字 大薗『中』此内天神敷地・免田在之、

於彼四宇者往代屋敷付山野畠地在之、

三ヶ所中里内『中』

宇者号岡六宗万房一期分也、 未来仁可被定之、

三ヶ所 宇 燁 古 家 薗内 此内仁薬師堂并三嶋社、同敷地・免田在之、古 家 薗内 此内仁薬師堂并三嶋社、同敷地・免田在之、 スス かは目『下』此内阿弥陀堂、同敷地・免田在之、

宇 横枕 了

宇

中塚

『上』此内若宮敷地・免田在之、

久目方『上ヵ上也』

:::::

字

(継目裏花押)

宇津木浪此内權現堂、 『上カ上也』

同敷地

四字

≿塚

435

地頭堀内『上』

Δ

宇

一字 皆原『下』

正作分

| 段井尻『上』| |段月方『中』|||段櫻木『中』

三段樺凬上』一町『上』 一~頭町『中』

三し

金家『上』

罪科可遁之哉、一字云、、争隠密之如重廣注文者、一字云、、争隠密之

木葉『中』

三字

田代『中』

皮屋『中』

塚原『下』

又在之、号楡木田、名主押領之間、

此外山野河莫太在之、就于分限、可被分付之欤、

筑前國早良郡下長尾庄内『中』

田地 二丁

三字

樋脇『下』 橋口『中』

村子田『下』同敷地・免田在之、村子田『下』當所仁観音堂一字、

『上』在之、「一般地・免田前土古此内諏方社、同敷地・免田

柿木原『下ヵ下』

二段

一所

,[[終]]…………………(継目裏花押)………… 筑後國三奈木庄内『下』

丁

伊勢國大工田内『上』

(継目裏花押) …………

重廣一向令隠畠分

松丸『中』 峯越『下』

一字 一字

藤次『下』

永吉入道。下』

五郎太郎入道下』

赤崎入道『下』

田

一町

右、 注進如件、

嘉曆四年五月

日

平重名

(本文書ハ『旧記雑録前編一』一五一八号文書ト同文ナリ)

○ **Ξ** 畠山直顕施行状

(押紙)

「拾壱ノ内寺尾四郎左衞門○」(黒印)

兼重以下凶徒爲誅伐、發向三俣院之處、薩州御敵等可致(肝性)

鄭、可被致忠勤也、仍執達如件

後巻之由、依有其聞、先度被成御教書早、忩馳向彼等城

建武五年後七月二日

源(花押)

澁谷弥四郎殿

(本文書ハ『旧記雑録前編一』二〇二一号文書ト同文ナリ)

入来院楠本大園のさいほう身曳状

尼けうほん譲状案

うの内十郎丸名一丁六反──、ほんふつの御ゆつり給は (* 例) るところ[____、けうほんいちこのゝちハ、てらを□いや(o)(重名) ゆつりあたう、ひせんのくにさかの御り___しものしや(佐薯) (やら)(下 庄)

はるほんゆつ ̄ ̄まこ二郎殿に候、よて状如件

康永三年きのヘ八月廿八日

四郎殿にゆつりたてまつるとこ□なり、ほんふつより給

状如件、

けうほん在□

たゝし、永代をかきてゆつりたてまつるところ也、よて

ひくにけうほん在口

(裏書)

「十七くわん四百文 うけようとう

廿二くわん六百文

わけて候

むかへとのゝ御うちにひきふミ申候ところしち也、この(跌谷道野) いりきのゐんくすもとの大そのゝさいほうか一るい七人、

て、まいらせおき候、も□御うちおまかりいて候はん時 **うちに太郎二郎おとこハ、御うちにゑいたいおかきり候**

ハ、一るい七人、いかなるけもん・せいけ・しんしや・

まかせて、さうてんの御との人とめしとられまいらせ候 ふつしの御りやうにまかり入て候とも、この状のむねに

437

へく候、神人ミやふのかうおかり、一ちんのしさいお申

ましく候、 仍状如件、

ゑんふん四年八月十日

くすもとの大そのゝさいほう

入来院楠本大園のさいほう身曳状

またことがきりて マネスネス御りちニひきふミ申候ところしち也、。こにて候太郎このうちに くすもとの大そのゝさいほうか一るい七人、むかへとの

うちをまかり□て候いかなるけもん・せいけ・しんし(い) ハル時ハーるい七人 ~~~ 一郎男をハ。御らち。にまいらせおき候、らへいもし御ゑいたいをかきりて せて。御との人とめしとられまいらせ候へし、神人ミやさらてんの や・ふつしの御りやうにまかり入候とも、この状にまか

ふのかうをかり、一ちんのしさいを申ましく候、

ゆつりわたすこけふんの事

渋谷妙勝軍譲状

一所 こつる、をなしきすいてんともに

一 かちやま

二たん さいくわんつくり

一たん ゆわした

一たん 四十たしものた

をう上ういちこのゝちハ、たうけんちきやうすへし、

ゑんふ五年二月九日

めらせら(花押)

 $\frac{\circ}{\lambda}$ 渋谷妙勝重譲状

ゆつりわたすきとにいちこふんのところ也、

一たん かまさこ

二たん まつのさこ 三たをきといちこのゝちハ、たうけんのかたにわたす(ん脱り)

ゑんふ五年二月九日

^ ر

めらせら(花押)

所 三たん ゑのきた すいてんの事 ゆつりわたすしそくいや太郎か所 〇 一 九 渋谷妙勝氧譲状 所 所 さつまのくに入きゐんたうのはらのうち そりやうの事 まへとこの四郎二郎□その、おなしき_____(すいてん) かりやさきのその、おなしきすいてん いや (太郎) か所

所 所 たきのこほりたしりのむた一ちやのうち五たん(タルタ)

たん おなしきたきのうちししりやう一ちやうのうち五

一所 ひせんのくにさかの御りやうしものしやうのうち、 所 まへとこのさこかやしき

右すいてんハ、う□めんたるあひた、つほつけをしてゆ

一所 二たん さかのした

一たん かわや

一たん 二たん

のき□やま おきのた 二たん つゝミ

所

いやしき

つりわたすところ也

ゑんふん五年かの〈『八月四日》

□うせう(花押)

(ねのとし)

十らう丸ミやら一ちやう六たんふたつへ、ほんゆつり

右さいけ・すいてんハ、めうせうちうたいさうてんのそ しやうをそへてゆつるところ也、

んすへし、よてのちのために、しひつのゆつりくたんの(ピパク) りやうたるところ也、御くうしハせんれいにまかせてき

ことし、 ゑんふん五年ねのとし 八月九日 めらせら(花押)

ゆつりわたす $\frac{\circ}{\circ}$ 渋谷妙勝名譲状 (本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

渋谷妙勝重讓状案

「いや太郎のゆつりのあんもん」

(本文書ハ二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

 \subseteq 渋谷妙勝重譲状案

ゆつりわたす

そりやらの事まこたけつる丸か所

さつまのくにたきのこほりのうち

所 とうりやう一ちやうのうち五たん たしりのむた一ちやうのうち五たん

所 やたかたのはらのやしき 所

一所 たくまのかくきやうのやしき

右すいてん・やしきハ、たい~~のゆつりしやうをあい

そへて、まこたけつるに、ゑいたいをかきりて、ゆつり しすへし、よてのちのために、しひつのゆつりしやうく わたすところ也、御くうしハ、せんれいにまかせてきん

たんのことし、

ゑんふん五ねんねのとし八月九日 しやミめらせら

[1所](ゑヵ) 【所】てら□へ 渋谷竹鶴知行分坪付注文 二段中 三段 一所くきのさこ 一所四十ノ田下 一段四丁 段

所きたむたのをき 三段

]のきり山

二段

一所まへはら田

一所ゆわ下

一段 所かわや

> 段 段

所ミそろい 一段 所かりあつまり一段中

二段中

一所さかの下上八か給分 二段

所まつのさこ 段

所ミつち 段

段 段

所ミしまの御まへ 一 所ミしまの御らしろ二段 所ミつち経田 所つゝみ 所まへた 所にうした 所かちやま

二段

段 所ほりくちの門

段

所かわらけ作

所やまみこ

二段

所かまさこ

段

段

の□ すたうけ□ち - すへし、よてのちのために、(こら) (**) (**)か)		〇二四 渋谷妙勝重讓状	※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ゑいわ三年七月十六日	らす、よてのちのために、しやうくたんのことし、	かのところにいきをゆわハ、めうせうかあとゝあるへか	うてん、あひともちきやうすへし、かけゆも三郎四郎も	らすたうけんにとらするところ也、又しさうたつききや(道一賢)	かけゆにとらすゆつりのほかのほりまちにをてハ、のこ(動解曲)	〇二三 渋谷妙勝名譲状	Ĭ	一所	「たけつるとのゝふん	(栗真書)		一所四十田上 一段卅
かうりやく二年	□ ミつちーたん	□ ほりくちのまへーたん □ カ	□ ミしまのまへ 三たん □ ミしまのまへ 三たん 一 つゝミニたん 六百文	□ ゑのきた三たん []	(1) ミつち一たん、にんわうきやうめん 三たん 六百文	□ □つのさこーたん、しさうめん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かした	〇二五 渋谷妙勝重注文案		二月九日 めうせう(花押)	かうりやく二年	くたんのことし、	一これもたうけんのうちたるへく候、よてのちのために	ち一たん、をなしききしん、	一しさうとつき二たん、せうりんあんにきしん、又ミつ	しやうくたんのことし、

のちのためにかきをく也、

大和守重家証状案

小りんあんのきしん状 ゑのきた三たん

所

つゝミニたんこれへたうけんう口

所 かけゆとのうち

所

みしまのうしろ上下三たん

所 ほりくちまへ一たん

所 水ち一たん

所 かん一た一たん

所 しさうたうつき一たんまつのさこ

一所 きやうてん一たん

右、少林庵仁寄妙勝之寄進状、一見仕候了、

仍為後日之状如件、

康曆二年二月九日

大和守重家

<u> </u> 渋谷道賢譲状

「拾壱之内寺尾四郎左衞門〇」 (黑):

g、 たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、 (業 ゆつりあたふるしよりやうの事

け王丸にゑいたいをかきて、ゆつりあたふる事しち也、

うきめんの田の事

所かちやま二反 一所てらまへ二反

所からやのさかのした一反

所ゆわした一反 一所かりあつまり二反

所やまミこのさかのした二反

所四十田一反四十

所まへ田一反 一所ミしまのまゑのむた一反

所ミしまのうしろ一反 一所みそゝい一反

一所のきりやま一反 そのほか、たうけんちきやうの内

ほりまち以下山野にいたるまて、たけ王丸ちきやうすへ

きなり、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

たらけん(花押)

「たけ王丸ちきやうすへきなり、

よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

渋谷道賢譲状案

ゆつりあたふるしよりやうの事

たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、た儲 右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、 け王丸にゆつりあたふる事しち也、

うきめんの田の事 さないのした

くわんつくり二反、一所四十田一反四十、一所まへ田一た一反、一所ゆわした一反、一所ほりのやまぇこのさい とこととと、これでは二反、一所からやのさかし、一所かちやま二反、一所やま二反、一所からである。

けんちきやうの内へ、ほりまち以下山野にいたるまて 反、一所のきりやま一反、一所ミしまのまへ一反、一所 ミしまのうしろ一反、一所ミそゝい一反、そのほかたう

渋谷道賢譲状

右、さつまの國いりきのゐんたら□はらのかうのうち、 たうけんちうたいさうてんのし<u>\</u>りやうたるあひた、た ゆつりあたふるし□りやうの事

一所かりやさき水田一丁一反、同やしき

け王丸にゑいたいをかきて、ゆつりあたふる事しち也

一所まゑとこ水田八反、同やしき 一所こつる水田六反三十、同やしき

ふる事しち也、よて為後日状如件

所ほりのうちゐやしき、本もんしよともにゆつりあた

おうゑい二年八月三日

たうけん(花押)

〇三〇 渋谷道賢譲状案

ゆつりあたふるしよりやうの事

んちうたいさ□てんのしよりやうたるあひた、たけ王右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのうち、たうけ右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのうち、たうけ

丸にゆつりあたふる事しち也、

がるなり、よて為後日状如件、 所ゐやしきほりの内、本もんしよともにゆつりあた が田六反、同やしき、一所まへとこ、同やしき、一 が田八反

〇三一 渋谷道賢譲状

おうゑい二年八月三日

らいぬ御せんにゆつりあたふるしよりやうの事たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひ□、と右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、ゆつりあたふるしよりやうの事

一所かまさこ一反一所はりのやまミこのさいくわんつくり二反

け王丸かゑすへきなり、よて為後日状如件、

寒さいうすへきなり、とらいぬ御せん一こすき候ハ、、た

おうゑい二年八月三日

たらけん(花押)

〇三二 渋谷道賢譲状案

(端裏書)

「たちまとのゝゆつり状の案文」

ゆつりあたふるしよりやうの事

たうのはらのきたむたのおきの田三反、ゆつりあたふるちまのすけにゆつりあたふるしよりやうの事たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、た右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、

たけ王丸ちきやうすへき也、たゝし御くうし事ハ、一反もしたけ王丸にむきてきあらん時ハ、かのしよりやうハ

也

たゝし、かのしよりやうハ、とらいぬ御せんいちこ分ち

分をたけ王丸にきんすへき也、よて為後日状如件、 おうゑい二年八月三日

たらけん

同應永九年十二月一日

たらけんのあんのうきめんのた 渋谷道賢庵分浮免田注文

三たん ゑのきた

二たん つゝミ

二たん ていきのた

一たん のきり山

二たん さかのした かわや

渋谷諸重譲状

ゆつりあたふしよりやうの事

ゥン 諸重ちうたいさうてんしよりやうたるあひた、子ちよ わう丸にゑいたいをかきて、ゆつりあたふ事しち也、 右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、

> 所かりやさき水田一丁一反、同やしき 所こつる水田六反三十、同やしき

やらすへし、たのさまたけあるへからす候、

もしちよわうふりよのしさいも候て、しそんたえ候時 ハ、あねひわきとのゝ女しやうの子ともの中;、ちき(鰻 腸)

所まゑとこ水田八反、同やしき

所ほりのうちゐやしき、本文書ともにゆつりあたふる

事しち也、仍為後日状如件

應永廿三年とし、九月五日

諸重(花押)

渋谷重長・重頼連署証状

(押紙)

「拾壱ノ内寺尾四郎左衞門○」

幼少之時、親父諸重討死候『よて、諸重之所領等之譲状 もなく候と承候、又妙勝以来の手續の状をもうしなわれ

候よし承候、但此段存知之事候之間、彼文書共いつ方ニ

候共、所領等之事ハ、四郎重位知行あるへく候、他之妨	二百二十一、
あるへからす候、田畠同屋敷等之坪付別帋ニあり、仍為	みしん!人数
後證状如件、	四斗 平あん寺ノ六郎二郎
永享九年口二月廿八日	八斗 かミかた平ノさへもん四郎
重頼(花押)	四斗 福光寺之助二郎
重長(花押)	四斗 かり屋の四郎へもん
向四郎殿 (紫金)	四斗 うたこへの□三郎
(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二〇四号文書ト同文ナリ)	四斗 おすへ
	六斗 つかさのゝ沼はたノ四郎さへもん
〇三六. 八幡公事日取注文	八斗 きやらつかのはうり八郎五郎
永正二年きとの十二月吉日	四斗 くらのゝたこのまへのまこ九郎
八幡ノ御公事ノ日取	巳上入のこりとも。
あきおさめ	籾数二百四十七
うしノ年の出	
四十九石八斗ノうち二十石ハいり申候、二十九石八斗ハ	○ 三七 鵜川日記
いり申さす候、二十石のいゝミあしそろい候へハ、三十	永正十五年六月三日鵜川日記
二石、このうち五石ハみしん、已上そろい候【二】、いり(^^)	寺尾四郎左[]殿
のこりともニ、 ふき数二百四十七、 今くらニある分籾数	□石十郎殿

吉牟田殿 !!!!!!		種田五郎二郎殿 -	原口殿 - -	寺尾殿 - -	鵜持	嶋本新衞門方	源左衞門方	三郎九郎方	三郎兵衞方	はら口方	下田弥二郎殿	山之口助九郎殿		□口十郎右衞門尉殿		種田五郎次郎殿 - -	原口小三郎殿
			٠.						= = =	;			代			: = = = = #	
	廿八文かなけの乙房	六十口文てうし	百十六文かなけの弥三郎	百卅二文下大薗	四文ハしのくちの房	百卅文ハしくちか之跡半分	四十文かきの木原	二百廿四文かりやさき	んへちようとうの未進	〇三八 用途未進注文案		□河五郎兵へとの 一	すか院七郎兵へとの一・	入來治部少輔殿 一	原口二郎四郎殿	入來民部少輔殿	□合カ
	百文大くんし	四十文二郎太郎	二文きやうふ二郎	卅四文ふるゑ薗	廿文ひわき	百文つかの原	四文まへた	廿文さいくわん		注文案			白河八郎次郎殿	横大路藤さへもんとの	入又六殿 一	御合力候分	

(三九 入来院塔原北方段別用途結解状案

(端裏書)

「北方分」

前田

一大牟礼

田代矢三郎

八段

同所熊靍

法智之跡

段別四拾文宛□用途結解状事

一紀藤三

一丁六反十中内半分一反廿中不二反

定田四反卅給分を加定

柿木原

四反廿

塚原

七反廿中内一反八引田

一窪田

〇一 渕脇

一個野 河屋

01 木場

○一 峯越

○一草藤別當之跡 藤九郎入道

一 十郎大夫

弥五郎檢校

七戸卅中内別門に召布に反卅十二月御 六反卅不四反十中

定田五反卅中給分を加定

師太郎

反卅不十中 定田六反廿中

角岡

中里次郎太郎

一丁三反

三反中

五反廿不二反十

—本

富留家薗

一丁卅中引田半分

定田九段十

一丁一反卅中不三反卅中

七反十中

六反卅

五反中

二町五反

八反

一丁一反卅

五反半分のそく

八段卅中 定田二反廿中

七反半分

七反廿不三反

本本・新平三入道之跡・本がりやさきよ 01 三郎太郎 〇一 五郎次郎 〇一 師次郎 〇一 前床藤七 〇一 刑部次郎 〇一 松丸 河見寺 五郎太郎 田平三之跡 寺田分 橋口入道之跡 河波多入道 以上 三十三丁四反十 二町 六反 三反 七反 七反 九反 六反卅 一丁二反卅 七反 一丁四反 六反 心野三反除 六反廿中不四反 一丁三反 <u>1</u> 一丁四反 一丁廿 十二寺 村子田 西嶽 藥師堂 都合三十五丁卅内 定田三十二丁四反卅中 のそく 以上一丁六反廿 三反廿中とう九郎入道の在家半分うらせ 分用途十二貫九百九十六文内 三反やくしたうめん今年一ヶ年の作とて御めん 七反廿つのをか之むまの代 六反引田御用作分のかの原一反六反引田御用作分ぶる多薗三反大宮司二反 二反廿中ミねらゑららせ給半分 三反十中引くち之跡ららせ給半分 未進二貫二百卅八文 弁十貫七百五十八文 以上二丁五反卅中 六反 三反 三反

十貫百文さきこ焦上了

<u>9</u> **畠山直頭軍勢崔足犬**

「拾 壱	护船
ノ内寺	
尾四郎	
左衞門。	

「貫音できるが対し、	(ロー 香山頂風宣夢外の光
のこる六百五十八文今進上	(押紙)
	「拾壱ノ内寺尾四郎左衞門○」
○四○ 某本物返在家売券案	
(端裏書)	就隅州賊徒退治事、既發向當國□了、急速進發侯 [
「ほり」こといけの案文」	次第可申談候也、恐□謹言、
-	十二月十二日 治部大輔直顕(花押)
本物返ニ入置田地事、水田三反・同屋敷等事	謹上 遊谷弥四郎殿 (重名)
右件の田地者、さつまの國入来院塔原内堀口之在□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
在家得分用途一貫六百文所也、重名重代相傳所領たるあ	〇四二 田地坪付注文
ひた、ようし、あるによて、ま	たのつほつけ
□文∵さためて、明年子のとしより入置ところしち也、	一たん きやうてん
彼在家におひてまんさうくうしりんしのくわやくあるま	一たん ゆわのくち
し□候、地行せらるへく候、たゝし三ケ年のうちハ、う	一たん くきのさこ
けいたし候ましく候、それすき候ハ、いつ~~も本物用	一たん かわや
途五貫文をもてうけいたし候へく候、たとい又いかやう	一たん ゆわした
の御とくせい出来候とも、別儀をもてしさいある	二たん かりあつまり
、仍為後日状如件、	一たん。ほりくちのまへいも

三たん ミしまのうしろ
二たん つゝミ
二たん さいくわんつくり
二たん さいくわんつくり
一たん四十 たけつるかてつくり
ーたん四十 御はつを物た
ーたん まへた
三たん るのきた
こたん をきのた
ーたん まった
こたん をきのた
ったん まった
まったん まった
まったん まったさり
たん まつのさこちさらちたったん せんたいきしん

三たん ゑのきた

田地坪付注文

かちやま

一\ た ん 一たん まへた ミつちかけゆ

ほりまちのきれく 一たん ほりくちまへかけゆ

ミしまのうしろの や□はくのまへ うしろ

ひやくた

三たん ミしまの[] たし□□□のはた きわらのむた

渋谷重頼書状

×御音信畏入存候、△ 毎事期後信候、恐×謹言: (以上、「清敷亀鑑」) んの事承候了、年内不幾〻、明春令參可申入候、返〻態 **う人状之事、蒙仰候間、令逐日兼又すわうの助殿御ふし** ▽御礼之旨委細承候了、就于其ニて先〻御跡事まてしよ

向殿

御返事

(本文書ハ「清敷亀鑑」ヨリ補ヘリ)

入来院重治書状

薩州様益御機嫌好、早ゝ御参府被遊、 五月廿八日之貴冊、七月廿三日ニ相達、忝令拜閲候、先以 恐悦御同意 - 奉存

候、御當地

中将様暑氣ニも御痛不被遊、

目出度奉存候、 次二貴様御

境被仰下候段、御懇志之至『奉存候、何様定而便宜之節 地へ相詣申候時分者、則御意得、貴意忝奉存候、罷下候 へ共、 書状 "も不申進候、 無音背本意奉存候處 "、到遠 弥御堅固被成御座候旨、珍重之御事·奉存候、其御

七月廿六日

入来院隼人

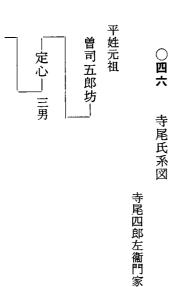
重治(花押)

書中ヲ以可得貴意候、恐惶謹言、

服部将監様

重頼(花押)



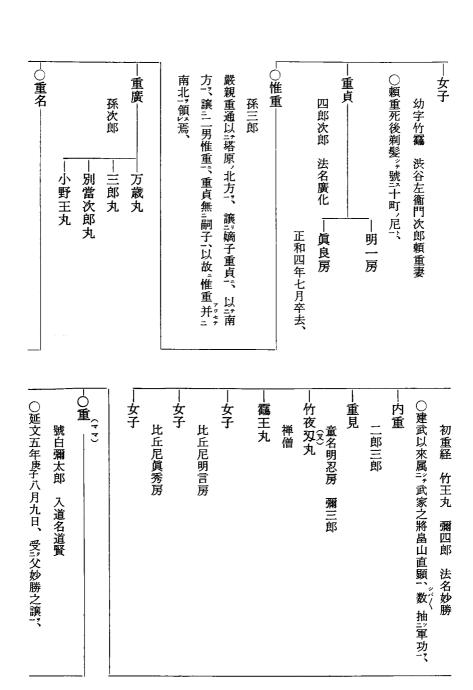


寺尾 四郎 左 衛門 家

-〇重經-

重經-----

|-〇重通| 頼重 爲重 ○寬元四年丙午三月廿九日、嚴親 定心讓 陽子寺尾 ○建治三年受1定佛之譲1、 ○建長七年乙卯十二月七日、 ○建長三年八月二十四日、 嚴親又賜" 塔原郷"薩州 村市田之内・箕田・大功田勢州・河會郷十町村・州・村相州上荘・箕田・大功田兩所・河會郷十町村・竹・ 教書頂戴、之、 初重員 彌四郎 號,,寺尾四郎, 五郎四郎 七郎 而》後,住八寺尾村、以寺尾爲八稱號、 與一 入道名善阿 相州·奥州連署之御 法名定佛



- () 重位--()諸重 --勘解由 ○應永之末年戦死、 (*マ) —三郎四郎 ○永享三年辛亥十一月十五日、総領弾正少弼 重長、 ○應永二十三年丙申九月五日、 女子 重位幼稚之時、父諸重戦死。、以故"妙勝以來午(手) 代王丸に 加冠ミ゙千代王丸ト、號ト四郎重位ド 千代王丸 樋脇某妻 竹王丸 竹靍丸 彌四郎 周防 四郎 諸重讓,所領,於千 (ママ) - ○重- (ママ) -〇重-○重高 ○亨禄四年辛卯於,,串木野枯木。尾,'戦死へ(季) 數抽計戦功了顕示名譽了、 自,文禄,至,***慶長、重高爲,,入來院家,之質,、 重位一、相傳、之所領不」可」有一他、之妨言云、、 月二十八日、総領重頼・重長賜?連署、之證書、于 續,之文書多前紛失,"者,依」之"永享九年丁巳二 善右衞門 爾四郎 左兵衞 益王丸 若狹守 入道名露月

○慶長四年己亥六月廿三日、 高數奉見 義弘公、忝上意度々也、 太守義弘公"、御感不斜、而後被5誅",今藤7、重 以言智畧了奪取、訴狀及切紙,進上、 有_濫,,訴國中之事,賜;,千石之切紙,之聞,, 重高 在,伏見、時"當家出奔之士今藤權兵衞,云者、 田城1、此時重高手負也 重時君被、攻,日州山主

-〇重良-

内匠 四郎左衞門

○慶長二年丁酉二月十八日生ご

○延寶二年甲寅二月廿五日死、嘉翁宗悦居士、

妻、延寶元年癸丑五月廿五日死、、涼屋妙清大姉、

入來院左京妻

-〇重盛

善右衞門

○元和元年乙卯五月廿四日生*、母ハ熊ノ城衆中原

田源左衞門。娘、

○貞享元年甲子七月朔日死、輝應淨光居士、

○貞享元年甲子十二月廿一日死ゞ、頓源妙悟大姉、 妻寬永元年甲子八月十五日生。、

女子

宮里嘉兵衞妻

○元和八年至戌三月廿八日生、母同前、

○元和二年癸亥五月十八日死ヾ、

一重詳

三郎 休兵衞

○寛永六年己□三月五日生、 母同前、

○正保二年乙酉八月廿四日、東郷十郎左衞門爲ネ養

子、

女子

○慶安四年卯歳生、母吉岡休兵衞娘、

一女子

○萬治元戊戌歳生、母同前、

串良衆中川野玄愈貞通妻

-〇重聖·

三五郎 四郎左衞門

○寛文元年辛丑六月廿三日生、母同前、

○正德二年至辰九月十四日死、實相現圓居士、

女子

入來院平次兵衞定昌妻

母、東郷衆中瀬之口惣左衞門女

- 〇定政

○元禄十二年己卯二月廿二日誕生、母同前、 初重光 明照 三四郎 善右衞門

○享保十六年辛亥二月十九日補二二番組頭ご

定救公有"命補"役人職"、

○寶曆三年癸酉十一月奉』 定勝公命7、賜?寺尾家 二男以下之家號,於十尾,

女子

○同十一年辛巳十月十日死४、心安良鏡居士、

妻、安永八年己亥二月十八日死、

東郷善太實有妻

母八川崎平左衞門祐維女

女子 入來院平五郎定聖妻

母同前

- 〇定經-

善藏

東風右衞門 彌一兵衞

○享保二十年乙卯二月十七日誕生、 母同前、

○寶曆十一年辛□十月十五日、奉□

定勝公之命で

○同十三年壬申八月十五日、爲□

岩袈裟君守役、

加..役二番組頭及"普請方"、

〇明和九年即安永壬辰九月十一日爲二 定馨公近習

役、

○安永二年癸巳三月十一日、

定馨公有"命'賜'寄生崩'蕨午入紋所'、往々可」(手)

用一之了也

○安永三年甲午六月十一日 定馨公召1定経,於御

前、口自命」役人職が

○享和二年至戌八月十四日死、靍山霊昭居士、

-通 (メ メ) 妻^文化五年戊辰五月十九日死、智岳霊光大姉、

大右衞門 源五兵衞

○寛保元年辛酉六月廿九日生、 母同前

○寶曆五年乙亥二月奉:: 定勝公之命了、 爲,高木弥

左衞門通次之養子:

女子 入來院仲太兵衞定登妻

○寶曆七年丁丑七月五日誕生、母高田八郎兵衞唯

相女、

女子 副田嘉三治定三妻

○寶曆十三年癸未八月五日誕生、 母同前、

-()定寧

初善藏 三保齋 弥十郎 善之丞

○明和五年戊子四月九日誕生、 母同前、

○天明七年庚未二月十五日奉: 定矩公之命(補,)番

頭",組頭"、

○文化二年乙丑八月廿一日、 ○寛政六年己午二月朔日、 及:組頭近習役 定経公直"召於定寧"

於御前一、命一役人職一、

○文化十四丁丑八月八日、役人退役♂

○文政五年至午正月十二日死》、雪山玉樹居士、 妻、嘉永六年癸丑八月十七日死、、清屋貞心大姉、

通禮

四郎左衞門

○安永三年甲午七月三日誕生、母同前,

○寛政二年戌八月三日依」願"爲ハ訓田 嘉 次 右 ュ門

定秋養子1、

— 榮四郎

早世

○寛政十年午歳生、 母中島八郎次女

○文化三年丙寅十二月四日死、 一超直入居士、

女子

夭亡

母田中市郎兵衞種央女

女子

夭亡

-()定朋

初袈裟五郎 五郎 善右衞門 一聲

○文化元年甲子正月十日誕生、母同前、

○文政六年癸未七月廿三日、奉』 定經公之命?、 ○文政五年壬午正月、奉: 定経公之命7、爲:家督1、

補一番組頭並宗門方加役及足輕奉行

○天保三年壬辰六月廿五日、

定經公直召1定朋,於御前1、以1個奉書7、命1役

○享和元年辛酉十一月廿三日生、母同前′

嘉永七年甲寅二月五日、依,法令,、避,

定一君ョリ被仰付、首尾能勉い焉、、 浮之口御野立江以;組頭職,可相勤旨、

將軍家御諱之定,字、用,明字,爲,當家実名之通

字、

○安政二年乙卯十二月十日、避,明字?、用,公字?、

○安政六年己未十一月廿二日、隠居成並一聲∸改名~、

○文化三年丙寅八月廿四日生、

母同前

-通(ママ) 一通 (ママ)

-女子たつ

善藏

○文政十二年戊丑十二月十二日、 ○文化六年己巳六月十八日生、母同前、 奉: 定経公之命

依、願"爲"石原直右衞門信次聟養子!"

○天保十年己亥七月九日、役人退役ヾ、

○弘化二年乙巳三月廿一日、

太守齋興公御巡見、今日入來江被爲」在二入御」、

女子

富サッル

○天保九年戊戌閏四月四日誕生、母田中休右ヱ門 種安女、

—女子

○天保十二年辛丑五月廿一日生、 母同前、

○天保十五年辰五月朔日死、

ー女子

夭亡

-〇公和

幼名廣助 金齋 金右衞門 四郎左衞門

○天保七年丙申十月十七日誕生、 母斧淵仁兵衞道

嶠女、實父市來清右衞門政德嫡子也,

○安政六年己未十一月五日、奉:1 善右衞門公信之爲治對養子於 公寛公,命、寺尾

○安政六年未十一月廿二日、受,養父公信之譲,爲,

家督;

○文久二年至戌十一月晦日、奉: 公寛公之命

山方掛・牛馬方掛・御鳥方掛、且 補二一番組頭1、當勤加役御直横目御軍役方掛 若君愛袈裟

様御守役勤↘焉、

○慶應四年戊辰正月、摂州大坂表就『大變動』、肥前 長崎邊迄爲:|救応、入來一小隊出兵被、仰出

同十三日、受, 公寬公之命, 爲,小隊長,出兵,

同二月廿七日、無、恙帰宅、、

○先祖代ョリ入來院亦六家臣⁺•侯處、 ○明治二年己已九月廿四日、小隊長被」仰付」候、 御一新ら付明

治二年已十月、入來士族被,仰付,候,

-公令さ

袈裟五郎

○萬延元年庚申九月四日生、

○文久元年酉三月十一日死、

母寺尾善右ュ門嫡女、

一女子

-公 (マ∀) | ○慶応二寅二月十四日死ヾ、 -女子 -男子 ○明治二年己已四月七日生、母同前、已下刻 女子 ○慶應二年丙寅十二月廿五日辰尅生、母同前、 ○元治元年甲子十二月十六日生、 ○文久二年至戌九月廿一日生*、母同前′ 同年午八月十日死、十一日葬式、 日数二十日存命""死"、 同年未八月三日死、翌四日葬式、 明治四年辛未七月十四日晚八ツ時分誕生、 明治三年庚午三月三日名改祝、 梅; 鹿, 熊之介 つね 犬松 母同前、 母同前、 —男子 男子 天社日 四ツ半時分子ノ日 明治五年壬申十月十三日亥刻誕生、母同前、 明治九年丙子五月十一日午刻誕生、母同前、 虎五郎

寺 師 文 書

三反五挟十歩 同所	五反九畝拾歩前田	一勝毛之門梅北宮内左衞門先	已上	二反同所	山町	島方	已上壱町一反九畝五歩	貳反五畝 迫田	三反同所	一反拾五歩 同処	一反前田	二反同所	壱段二畝廿歩 柳田	一 らら木之門本田信濃入道先	薩州平泉之内領知目録	(朱印、印文「義久」)	
壱反	浮免		(朱印		~ O <u>_</u>			天正廿年				惣合田数	島方四段		三反十三歩	壱 段	
前田	11吴采郡 运新月时七	隅州曽於郡之内領知目録	(朱印、印文「義久」)	署領知目録	島津義久袖加判阿多盛淳:		寺師源三郎殿	天正廿年十一月十二日 久倍(花押	町田出羽守		此外畠方八反	惣合田数貳町九反三畝二歩	1段 内一反山畑	已上壹町七段三畝廿七歩	一步 同所	同処	

中島八畝十六歩	下田壱段六畝	中田壱段三畝十歩権名	下田壱段廿八歩中嶋亥台	下田二畝十歩屋敷ノ後	で 篠原村 薩州伊佐郡大口内諸村知行目録	○三新幼						天正廿年霜月十九日	巨」形成五十四	三上弐文丘と	七 八畝 せ
五斗壱升二合	壱石貳斗八升	壱石三斗三升四合	八斗七升四合五勺	貳斗六升六合六勺	村知行 目録	新納忠元知行目録		寺師源三郎殿	盗淳	長等紀久倍(花	打田出羽守 (花押) 地節(花押)	世界完ト子(首 政近(た 新日出雲や	内弐せ餘	Į.	弓紋木 弓紋木 同先
筑後	権右衞門尉	四兵衞尉	同人	源四郎					(花押)	(花押)	押)	(花押)			
下田壱畦	田八畦	莎	1 下田壱段	中田九畦中田九畦	新屋敷壱段壱畦。壱石	中原・夏夏九年より土明ら、上畠二畦十二歩	多 上田壱畦十歩	7 日 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一	中田弐畦廿四歩	F 下田四畦	上田九畦十八歩	到 中田壱段四畝十二歩壱石七斗弐升八合 2日	中田壱段七畝十歩	^{別所} 中田壱段三畝廿歩	なる頁 屋敷六畦 小木原村 中嶋ノ門
八升	六斗四升	六斗六升六合六勺	高 高 八 斗		· 方是女	貳斗四升	壱斗八升六合	九斗八升	三斗四升	四斗	壱石三斗四升	歩壱石七斗弐升八合	貳石八升	壱石六斗四升	六 斗
伊地知先	市来先	大膳	与七	次郎右衞門尉	彦八	郡山寺	同人	藤右衞門尉	新五郎	志摩允	八郎右衞門尉	岩坂	藤八左衞門尉	弥七郎	源四郎

4 min	义 耆	î															
下畠弐畦	中島壱段廿歩里村はる	下田壱畦十歩同村坊がしまっ右同	下田六畦十五歩同村原田 右同	下田壱段八畦の野原田村、名ノロカギ	では、 アンス アンス アンス アンス アンス アンス でんしん たんしん たんしん アンス	ア田壱畦十歩 一両所岩本殿より替地永代		下田壱段二畦廿歩	中田貳段壱畦十八歩貳石壱斗六升平田村大牟田わり合	中田五畦十八歩高槻村皇添わり合	上田壱段壱畦十歩大内田村前田わり合	;————————————————————————————————————	居屋敷九畦十歩	中島五畦石町	廿五歩		步
壱斗貳升	八斗五升二合	壱斗三升三合三勺	六斗五升	壱石八斗 	壱石二斗弐升六合	壱斗三升三合三勺		壱石二斗一升三合四勺	麥貳石壱斗六升	六斗七升二合	壱石六斗一合六勺	沈	九斗三升三合三勺	三半	貳斗二升	壱石壱斗貳升	七斗三升三合三勺
壱岐	孫七	少兵衞	監物 監物 た	源左衞門尉	玄番允	次郎三郎	六郎左衞門尉	勺	孫三郎	助兵衞尉	源太左衞門尉		清左衞門尉	四郎左衞門尉	久右衞門尉	与七	* 本行
高四拾六石五斗五升	右之外	高三拾六石四斗五舛八合	合田畠・屋敷三町七右	合貳石三斗五升	下 ~ 畠四 畦 同村田嶋つる仕明籠	下、島壱畦	下~畠三畦十歩同村萩原	下畠壱畦十五歩長羽村川脇	下島三畦	下く田弐畦十歩同村りら木	下~田三畦同村こかくら	下田二畦十五歩羽月村川脇前田門之内	上田壱段 配當返地		中畠三畝廿四歩原田村川くほわり合	下畠壱段六畦十四歩九斗八升八合佐左烏巣村つる内桑十三本綿四十目此米二斗龍溝口殿より買地	中畠壱段二畦
		4. 好八合	•屋敷三町七段三畦拾六歩	71	壱斗貳升	三升	壱斗	六升	壱斗弐升	壱斗四升	壱斗八升	順斗	壱石四斗	小足故所にて令配分候、	三斗四合	少九斗八升八合十日此米二斗籠溝口殿より	九斗六升
従鹿児嶋國郡直之目録					新左衞門尉	仲兵衞	金藤	善介	同人	同人	同人	孫左衞門尉	源太左衞門尉	疾 、	尚右衞門尉	佐左衞門尉	對馬

貳ツ有之

即月廿六日 慶長拾五年 知月廿六日

定公役

新納武蔵入道 (花押)

寺師筑後守殿

(本文書ハ「旧記雑録後編四」六八八号文書ニ一部収載セリ)

伊集院忠貞書状

猶∼新納加賀守様へも内∼御無沙汰ニ罷過候由、次 而之時分御取合頼申候、

使札も御見舞可申處『御無沙汰、背本意存候、将又村上 息災"罷在候、可御心易候、拙者事も去年以来在江戸申、 幸便之条申入候、仍其元御無事之由目出度存候、此方も 當秋供仕候而罷下申候、久~不能貴面御床敷存候、態以

尉殿へも此由御心得頼入候、 猶期後音節候、 恐惶謹言、 杢助夫婦も在江戸ニ而候、

無事二奉公二而候、貞左衞門

伊集院三右衞門尉

忠貞(花押)

十月三日

寺師半右衞門尉様 人~御中

(本文書ハ「旧記雑録後編六」二一四号文書ト同文ナリ)

〇 五 島津久慶外四名連署書状

以上

一筆申侯、

仍大口噯衆無人二而事闕之由、

新納加賀守殿

被為申候、就其貴所被致噯役、諸公役就中國堺之儀候間 何篇可被入念事肝要ニ候、恐々謹言、

等巳 十月廿三日

有栄 (花押)

山田民部少輔

鎌田治部少輔

政統

頴娃左馬頭 久政 (花押)

下野守

久元 (花押)

弾正大弼

久慶 (花押)

寺師半右衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録後編六」二一九号文書ト同文ナリ)

<u>ې</u>

大口支配所知行名寄目録

(端裏書)

「寺師吉兵衞」

五十番

知行名寄目録

下田五畦廿歩 籾弐麦一斗五升原田村五月田弐反二せ廿二歩籾九麦二斗五升せ町 十九之内四ッ割

仲兵衞

山畑計間八畦十歩大豆九升里村下水流

権八

合籾・大豆弐表二斗六升

山畑壱畦□歩 大ッ弐升同村高畠六せ十弐歩大ッ壱斗之内

壱石

右知行、 今度御分国中田畠以引并檢地無親疎相改令配

分候間、 於向後不可有訴詔者也

右之以奥書御支配所より被下候間、 於所二無親疎令

万治弐年己亥 七月九日

支配者也、

大口

支配所□(旬)

新納次郎四郎

大口支配所知行名寄目録

O t

(端裏書)

「寺師吉兵衞」

屋敷七畦

知行名寄目録

大ッ三斗三合三勺

餘地

太左衞門

下田 七畦拾四歩 籾弐表篠原中牟田壱反四畦廿八歩籾四表之内

下田二間壱畝廿四歩原田村瀬之口せ町弐ッ

下~畠 - 壱畝廿五歩 - 大ツ四升六合三勺さと村わき 六畦十二歩大ツー斗六升之内

籾壱斗五升

相介

合籾・大ツ三表壱斗四升九合六勺

高三石七斗七升八勺三才 高ニシテ壱石弐斗四升九合六勺六才

仕明持留

467

右知行、今度御分國中田畠以引并検地無親疎相改令配

分候間、 右之以奥書御支配所より被下候間、 於向後不可有訴詔者也、 於所『無親疎為

足地令支配者也

万治弐年己亥

七月九日

大口

支配所 □

大口支配所知行名寄目録

(端裏書)

「寺師吉兵衞

下~田十八間 九畦廿七歩籾壱表三斗同村方ヶ追せ町十ツ 下さ島弐畦大ツ売斗弐升之内里村高木廣岡四せ大ツ売斗弐升之内 山畑三畦廿三歩 大ツ五升弐合原田村萩原七せ六歩大ッ壱斗之内

合籾・大ツ拾三表弐斗五升内五勺不足

吉兵衛

休七

高ニシテ五石

右知行、今度御分國中田畠以引并検地無親疎相改令配

分候間、於向後不可有訴詔者也、

右以奥書御支配所より被下候間、於所ニ無親疎令支

万治弐年己亥 配者也、

七月九日

大口 支配所□(印)

新納二郎四郎

(端裏書)

大口支配所知行名寄目録

「寺師吉兵衞

吉左衞門

468

善左衞門

新納次郎四郎

 \bigcirc

五石

廿一番

知行名寄目録

下田壱反三畦四歩 籾五麦弐斗弐升五合 弐介原田村寺之前五反二せ十五歩籾廿二麦弐斗畝町廿九之内四ッわり

下、田七畦廿三歩籾壱表三斗壱升弐合五勺同村後牟田三反廿歩せ町廿二之内

下田十五間七畦十五歩同村三作せ町弐ッ 下~田三畦廿弐歩 籾壱俵篠原村屋敷丸四反一せ六歩籾三表畝十六之内三ッわり

籾三表

覚右衞門

〇 九

八郎

十石

卅七番

中田八畦廿四歩(籾四表一斗七升五合篠原一つ針壱反七畝十八歩籾九表畝十七ノ内ニッわり

山 [右衞門

下田壱反一畦廿四歩籾四表一斗七合原田村柳元四反七畦九歩籾十七表八升せ町卅四四ッわり 下 > 田六畝廿歩 | 籾一表弐斗一升六合六勺里村上牟田二豆籾四表三斗畝九ッノ内三ッわり

後藤左衞門 吉蔵

新右衞門

下田廿四間壱反二畦廿四歩籾五表一同村かり川せ町十二 ᅪ

下田八畦廿六歩(籾二表弐斗(緑原寺前二反六せ廿歩籾七表二斗五升せ町廿六三ッわ

中田三ゼ三歩 籾一表一斗五升同村熊田六せ七歩籾二表三斗せ町ニッニッわり 下田一反五畦 籾五表九升同村永牟田三反籾十表一斗一升せ町廿三弐ッわり

次兵衞

権左衞門

吉左衞門

下と田三畝廿歩、籾一表三升三合三勺同村屋しき丸二反二せ籾六表二斗ノ内せ町十八ノ内 下田三せ十七歩、籾一表一升六合七勺同村ふとう田一反弐歩籾三表五升せ町十三ノ内

山畑廿三間一原田戸板杉元 合籾・大豆廿七表一斗五升内一合四勺不足 反 畦十五歩 大豆一斗一升

高ニシテ拾石

分候間、 右知行、 今度御分国中田畠以引并検地無親疎相改令配 於向後不可有訴詔者也

右奥書を以御支配所より被下候間、

於所『無親

疎令

万治二年記 支配者也、

七月九日

支配所□(印)

新納次郎四

郎

 $\frac{\circ}{\circ}$ 寺師吉兵衛 口上書

口 1上書

乍憚令言上候、

又左衞門樣大口御地頭御承候已後、

當地

弥左衞門

愚意·御座候得共、 先噯衆差合;付私方江役儀被仰付候、 此元御地頭始二為被仰出 其刻御侘言二 儀 を 口 奉存 能

迄役儀相勤、 祖父同性筑後、 奉申儀いかゝニ存、 父同性伴右衞門事打續敷根中務殿(姓) 先御地頭伊集院伴右衞門殿·三原備中殿 切畏入御請申上相勤 候 就 新納 其 私事 加

助八

新左衞門

賀殿迄役儀承候て後、 拙者迄"及五十年大口噯役 承 候

元来少身ニ御座候ニ、

知行之門とも相拂、

弥致無力身躰

彼地へ相詰候得共、 委細二被聞召達、 行迫申二付、 先御地頭新納次郎右衞門殿御 御差置候而長野金山御奉公= 一方御奉公長、念遣、存、 代二其 被 御侘言申 仰 理 Ë 申入、

469

上罷居候處。、今度右之式。被仰付候、先御意之趣一旦

畏入御奉公相勤候得共、知行等もわつかニ罷成、

其上下

人下女漸一両人格護之躰『御座侯而、旁以行迫事而已』

"不成合躰"而難相勤奉存候、此節幾重"も御侘言"奉而候、傍輩衆存之前"候、其上無調法者"而万事御公義

以上、

存候處、

御取合宜被仰上御免許候様 "御賢慮偏"奉仰候

寛文六年

寺師吉兵衞(花

午二月十三日

隈元吉兵衞殿

○一一 寺師吉兵衛口上書

口上書

共 乍恐令言上候樣子者、私事先御地頭新納又左衞門殿當所 候而罷有候得共、 役儀被仰付候、 御承之刻、 御替合之初二及口能儀乍憚遠慮二存、 大口先噯衆差合御座候二付、 其時分御侘言ニも奉存、 若輩と申、 其上身躰行迫二候故、 内意:御 依諸 御請申上 事闕ニ俄 座候得 去年 相 勤

(花押) "度奉存候處"、就御無用"今度言上申候条、

恐多奉存、此中相勤申侯、

御侘言之旨態参上を以達貴聞

地頭所之儀をも然と無御存候内、軽ゝ敷私之事を申上儀地頭江訴詔之御次渡も奉頼度存上躰ニ御座候得共、當御

御地頭替ニ而彼方儀も申上置迄ニ候、

然處:早速も先御

方江御留被下置候、聞召達候得共、[__

去暮こて御侘言可申上内存ニ候處ニ、

]節御頼被成候由御返事ニ而

書物彼

意候、

御侘言"奉存次第長、敷候得共、

大口先御

地頭

伊

先何御内

・同性二郎右衞門殿迄、御地頭五代之間、私祖父寺師筑(鮭)

来之少身之上、致身上行兼候『付、新納二郎右衞門殿御後・親同性伴右衞門、我等迄及五十年』役儀相勤候、元

Mana (1997年年月197日では、トーロオー・コ、 年間に又左衞門殿御代ニ右式ニて候、件之通 ハ先 御地頭江申上代ニ御侘言申上、委細被聞召達、役儀御指置被 成候處ニ、

上を以御侘言申上度候条、其節御免許被仰付候様ニ、宜者之儀『御座候条、此節ノ委細御賢慮『相達候て、態言置候、訴状之旨無別条御座候、殊『他國堺と申、無調法

午之二月口上書を以細ゝ御侘言申上候、愚意之旨尤ニ被

預御披露儀偏奉頼候、

寛文七年

未正月廿二日

寺師吉兵衞 (花押)

岩崎杢兵衞殿

東郷伴右衞門殿

被下候、留候、右之口上書差上、御侘言申上候得共、御聞召被置之由候て、右之口上書差上、御侘言申上候得共、御聞召被置之由候て、 口上書返シ

寺師吉兵衛口上書

口上書

留

本書へ留被召置候

伊集院伴右衞門殿・三原備中殿迄十五ヶ年程役儀被仰付 『替儀無御座候、長ゝ敷儀候へ共、私祖父筑後先御地頭 不相達于今相難罷有候、御侘言:奉存次第、 乍恐申上候、我等役儀御侘言之旨、去、年凡申上候得共、 前一申上候

懃申候、 御地頭敷袮中務殿より役儀被仰付、新納加賀殿御代迄相 相懃申候、祖父筑後御侘言申上候翌年ニ、親半左衞門へ先 中此御侘言申上候而罷有候処二、 御老中下野殿

> 召、 付、于今役儀承候、 儀被仰付候、 其時分身上行迫之通委細ニ御侘言申上候得ハ被 役儀御指置被成候処ニ、新納又左衞門殿より又と 御侘言申上置躰:御座候処:、 両度 "九年相懃申候、

代役ニ新納次郎右衞門殿より我等へ被仰付、

四年相懃

達

聞

少身ニ御座候へハ、如何仕候哉、漸~ニ身上落入申、 等迄『考見申候へハ、及五十年』相續役儀懃申候、 元来 召

祖父·親

· 我

御地頭替

仕者もはつか之限ニ候へハ、他方より之使取付をも不 如

意之躰「御座候、殊「成人之子共餘多有之候へハ、萬事

之足をも仕度存候、若身上之足 "も罷成御奉公共御 座候 「行迫申候、先一節役儀御免許被遊候ハ、、何とそ身上

間、 御免許被下候様ニ御披露偏ニ奉頼候、 間、歳罷寄候ても相懃可申候、此等之旨宜被仰上被遊 付候而可被下候、若重而噯役被仰付候共、所中之儀 " 候 ハ、被仰付被下度奉存候、併筆筹等も達者ニハ不罷出 相當之御見合を以四五ヶ年之間も餘事之御奉公被仰 . 以上

寛文九年

九月十八日

親半左衞門

殿より直ニ被仰付、両度ニ廿五年相懃申候、

弾正殿・頴娃左馬殿・鎌田治部少輔殿・山田民部少輔

寺師吉兵衞

岩崎杢兵衞殿

木場七郎兵衞殿

$\frac{\circ}{\Xi}$ 岩崎杢兵衛・木場七郎兵衛連署口

口上之覚 上覚

御方役儀侘言之口上書、懸御目:細、之段申上侯、被仰

跡役可仕人をも被承合、此方へ被申出候時分、役儀御免 度両人被召移筈、候条、右之衆相極大口へ被罷移、 念遣ニ被思召、其段被仰上、此度為地頭代御當地より急 御方

跡役可相勤人然与無御存候、大口之儀懸而被聞召候義御 出候者侘言之通被聞召達候、尤此節御免許可申出候得共、

而侯、以上、 許可被成候、先其中者被相勤候樣二可申渡由、

御下知っ

十月十七日

寺師吉兵衞殿

岩崎杢兵衛

木場七郎兵衞

文久三年亥正月

寺師吉兵衛覚断簡

儀酉ノ十二月廿八日 二御免被成、代役有村安左衞門尉へ 月、爰元へ指越被成見合、同十一月帰宅被成候、我等役 大口地頭代渋谷次郎左衞門殿被為當、寛文九年酉ノ十一

被仰付候、

寛文九年酉

十二月廿八日

寺師吉兵衞

〇 五 新納久仰副書

右領知目録并文書等都合十三通、 其方家蔵:而、 此節致

覧候処、

返候条、 義久公御袖判、且者武蔵守名前等之目録"付、 聊無麁抹永傳有之度者也

加表粧差

新納駿河

久仰 (花押)

寺師清次郎殿

下田七畝十歩 下田壱反廿歩 下田六畝

下田三畝廿二歩とき田

津曲甚九郎先

歩

下田壱反廿四年

歩

下田弐反四畝

大口北柿ノ原村之内

備中

彦左衞門尉

與介

寄帳

伊集院抱節 • 山田理安連署知行名

ときた 下田二反四畝廿八歩青木のもと

下田廿七歩 下田壱反四畝

下田壱反四畝廿歩末しり 下田三畝 下田八畝十二歩くほむた

下田三畝十八歩 下田弐反

下田弐反六畝

下田五畝六歩青木のもと

下田壱反三畝□歩

仲兵衞尉

對馬

今村左近 三郎次郎

仲右衞門尉

与一左衞門尉 民部左衞門尉 新介

常右衞門尉

|郎三郎

五郎太郎 神左衞門尉

孫七

彦右衞門尉

次郎三郎

濱川左近

473

与介

(表紙)

加增知行名寄帳

寺師喜兵衞殿

下田五畝 下田壱反三畝十八歩ときた

下田壱反四畝五歩同所 下田二畝廿歩くほ牟田

同人

下畠壱畝

下畠壱畝廿五歩むた田

合下田弐町三反三畝十四歩

合下畠弐畝十五歩 分米十四石六斗七升七合三勺二才

斗代壱斗

////////////////有

伊地知季通覚書

伊集院下野入

理 安 (♠)

抱節(⊕)

山田越前入

慶長八年

十二月十五日

御袖判古目録一巻

右同一冊

古名寄目録五通

口上書留四つ

伊十院三右衞門状壱通

山田民部少輔連名状一通

地頭代之御横折一冊

初音丸 いつミ

寺師宗等覚

月御當國一統御禁止被仰渡、依之寺師氏家紋、從此節木 寺師氏之家紋、丸輪之内貳引代々附來候、寶永貳年四六

沓紋相改候、爲後代書紀置者也、 寺師吉兵衞

宗等

寶永貳年四七月三日

一そむるハ愚老と書出候書付一巻 右、庚申十二月十六日御預申出候事、

伊地知喜十郎

写古目録

○一九 写古目録

宗次 右同 本書坪付有 名乗不知

一瀬之門 山田之内 北その ユ門 大角之内 で カラフト

写

古 目

録

(表紙)

長禄四年

以上本田壱町四反卅

四月廿一日

寺師彦太郎

助右衞門

隼人

宗連

伊作より帖佐・曽於郡江被召移、景圖并文書帖佐(※)

ニ而焼失、相残分書記、彦四郎より助右衞門之間

寺二女宗 師男子 彦 徳

刑部左衞門

筑後

豊後ニ而戦死、宗重

御家九代御判之由候 在判

彦四郎殿

弘治四年

正月吉日

(三原) (三原) 重秋

寺師隼人佐殿

藺牟田与左衞門 室

大迫越後娘

宗真

永録十年丁卯十一月廿四日、隅州馬越ニ而戦死、(禄)

年拾八、藺牟田與左衞門戦死一所、

剱刃一空居士

天文廿四年二月吉日

已上弐町六反卅卩

上小川名

本書坪付有

大隅國清水之内

写坪付

九拾五年不相知、

寺師助右衞門殿

忠克 (伊集院)

本書坪付有

右同

惣合已上弐町弐反卅 此内弐反神領壱反堀町

御重恩

壱反卅

下長瀬門之内

写隅州帖佐郷之内

476

永録五年氏

卯月吉日

(村田) 經定

(伊集院)

寺師筑後守殿

肝付

壱同 段名

三弁段名

写惣命地坪付浮免

日州飫肥院之内

岩元宗右衞門先 佐土原讃岐先

已上四反

天正八年

忠棟 親貞

都合五町壱反丁卩

二月吉日

寺師彦徳

源三部郎

従曽於郡天正八年二月日刕飫肥江

喜兵衞

筑後

宗政

寺師筑後守殿

椛山清右衞門娘

室

椛山市兵衞

室

女子

477

書所請取申也、 官二付、寶永元年申十二月五日二於御文候二付、寶永元年申十二月五日二於御文時二付、寶永元年申十二月五日二於御文諸所被為廻候節、元録十年五七月十六日諸所被為廻候節、元録十年五七月十六日

河上)

久朗

宗重天正八年飫肥被召移、

日州御知行二付、

写日刕飫肥之院之内

下野之門西川倉方料所先 本書坪付有

已上壱町五段 内五反神領堀町

前蘭之門西南郷指四方羽嶋越後先西南郷指四方羽嶋越後先

右同

被召移候節、

為被下目録、

以上弐町五段卅

壱ヶ所

右同

附佐土原江居住、

嶋津右馬頭殿日州佐土原江御移被成二付、

清右衞門

相

已上六段卅卩内卅卩堀町

内五反神領堀町

宗重天正拾四年成十二月六日、豊後之内歳満"而

戦死、年四拾壱、

加雲宗慶居士

新道諸事物知たる人ニ而候、 無量壽佛浄佛房 宗重室法名 寛永十五年寅九月十五日 歳八拾六

同廿年大口江被召移、

宗政

天正十六年飫肥より國分五被召移、

写薩州平出水之内領知目録

義久公御印

浦木之門

本田信濃先

本書坪付有

已上壱町壱段九畦五歩

浦木

同所

^{同処} 弐反

勝毛之門

山 弐^畑 畠 反 方

梅北宮内左衞門先

本書坪付有

已上壱町七段三畝廿七歩

岛方四反 内壱反山畑

惣合田数弐町九反三畦弐歩 此外畠方八反

写隅州曽於郡之内領知目録

義久公御印 浮免

已上弐反五畦

川俣兵部左衞門先

天正廿年 雪月十九日

義久公袖判之目録貳

鎌田出雲守

天正二十年辰十一月従國分より 伊集院下野入道 抱節判

大口牛之山御城江被召移節 町田出羽 長壽院 久信判

盛淳判

爲被下目録、

寺師源三部郎殿

所《江被召移候諸士、何茂帰参仕候、 被下衆過半有之、大口御城江被召移、冥加至極 未知行不

一奉存候、

寺師彦徳 大炊介 刑部左衞門宗政嫡子 文録三年甲午二月十七日誕生 伴右衞門

松平伊豆娘

宗俊

室

二男 慶長七年實八月三日誕生

寺師仙六

高弐拾五石分地、肥前之内嶋原戦死、隼人 内記 宗信

三男 別腹 慶長十八年登卯月十七日誕生

梅溪妙林大姉 接名宗政室 慶長九年甲十二月廿七日 歳廿九

喜兵衞

真左衞門 帖佐隠岐養子ニ成

北柿木原村之内大口浮兔 写加增知行名寄帳

合弐町三反五畦廿九歩

山田越前入道 本書坪付有

津曲甚九郎先

伊集院下野入道

慶長八年十二月十五日

寺師喜兵衞殿

宗政大口噯役十九年相勤ル、役中死去、

代役嫡子半右衞門江被仰付、

宗政法名 寛永三年丙正月四日

虎岳芳龍居士 歳五拾六

被遊、 月十七日大坂落城之由相知候、大坂御着船追付 慶長十九年寅大坂御陣御供仕罷立、舟中二而五 御目見得御仕合能御下向御供罷下ル、

大炊介歳弐拾壱、

写薩刕伊佐郡大口諸名知行目録

作 中 県 之門 本書坪付有

羽袮田村 小木原村

浮免

右同 右同

本書坪付有

惣都合高八拾三石八合

慶長拾五年

卯月廿六日

新納武蔵入道判

寺師筑後守殿

高三十石ノ分地 寺師内記

相勤申候;

寬永十八年巳十月廿三日右状有之、両度噯役廿五年 輔・山田民部少輔御状を以、噯役半右衞門江被仰付、 御老中弾正大弼・下野守・頴娃左馬頭・鎌田治部少

仕、為跡見高崎伊豆殿被差越、再見有之、竿甲乙 寛永九年國中御檢地有之、隅州祁答院郡檢地奉行、 鹿児嶋衆川上與左衞門・刑部左衞門被仰付、

無之通承、檢地帳上納申候、首尾能相勤申候、

寛永十五年戊寅二月廿八日、肥前之内嶋原 寺師 内

記戦死、年三拾七、 金屋浄鱗居士

輔殿・新納加賀守殿より、鹿児嶋江為御使 出水衆 刑部左衞門・喜兵衞嶋原工出陣申侯、 山田民部少

意趣之通申上、 面高主馬・刑部左衞門江被仰付、 則御返事承、嶋原之様ニ罷帰、 御老中江直ニ御 首

尾能相勤申候

法名宗俊室 寛文八年成九月十二日 宗俊法名 寬文十二年子閏六月廿一日 年七十九 天永守一居士 秋月妙長大姉

年六拾九

女宗 子俊 元和七年庚七月十一日 誕 昌

寺師彦菊 寛永三年77八月七日誕昌

大口噯役拾九年相勤ル、

左近衞中将光久公御付被下候名之故、名替不仕候、

寛永十一年成正月十八日誕昌

同彦三郎 郎 喜兵衞 宗純 富永十六年紀八月十五日誕昌

大脇主兵衞為名

税所越前簿朗娘

大川平主膳隆良

年、

首尾克相勤候、

帖佐與左衞門養子:成、 高拾弐石ノ分地、

樹芳英玉居士 宗等法名

花心宗榮大姉 と名宗等室

寺師彦太郎 宗俊嫡子 慶安四年與九月十八日誕昌

新左衞門 半右衞門

大脇主兵衞娘

室

二男 万治二年玄三月十八日誕昌 刑部左衞門

源左衞門

宗則

同源三部郎

高拾石分地

女宗 子賀

天和元年戌七月八日誕生

貞享二年77正月十四日誕昌

一助市 新左衞門元錄六年八月二日誕昌 貞(マミ)

寺師助市 元録十六年未年より噯役相勤、享保二年酉歳迄拾五ヶ

写知行名寄帳

大口衆中

寺師伴右衞門

女男 三人

高三拾石 大口之内 **产** 本書坪付有

単版 相相 相同

高弐拾石

戊三月二日

元祿七年

御支配所印

字遠慮申上候、依之助之字:相改、依時節彦之 生名彦之字代、付来、此節對 御家一國中彦之

延寶五年代三月、薩刕様御供上落仕、 翌年末九月 但代~ 宗之字名乗候処、御上江依遠慮、貞之字用、字可付事、

御供仕罷下り、首尾能御奉公相勤申候、我等廿八

歳ニ而候、

噯役元録二年起十二月被仰付候、 地頭嶋津中務殿、

上原屋敷大口篠原村之内

合高五拾斛

諏方次郎右衞門印

村田喜右衞門印

家村平八

貴聞為噯役分被下之、御取次仁禮覺左衞門殿大

達

口地頭嶋津中務殿、地頭代相良新右衞門殿、

中郷八右衞門印

貞矩 女子

令傳授候、銘〻傳授之書附有之、安永七年成年より郷士 若輩之時より兵法示現流并弓法日置流・鉄炮等致鍛錬、

年寄相勤、天明五年2年迄八ヶ年相勤、役中致死去候、

明和三年戌十一月廿二日誕昌 加治木川上作蔵

明和六年五十二月廿六日誕生 種子嶋喜兵衞

室

女子

寺師助市 庄兵衞 所明和九年長四月廿四日誕生

新左衞門

貞公

安永三年年七月廿八日誕生

女子

岳心徹宗居子 张名 寶曆九年9八月廿二日 (177)

是姓本空大姉 右室法名

宗賀法名 享保十九年寅十二月十七日

潮音慈海居士

花顏妙悟大姉右室同 寬延四年辛四月三日

寛政三年刻八月十一日誕生

同彦四郎

中原嘉次右衞門養子:成、曾木

貞継

女子

右後之

室 室

大田金右衞門 **精松三右衞門娘**

女子

寺師助市

半右衞門

貞矩

482

後藤伯養娘 室

友 野 文 書

友野家譜序

友野家譜序

時長、 長清子曰長經、是為弥太郎、 原夫我源姓友野氏者、 初稱友野、友或作伴、 信州小笠原信濃守長清之支族也、 善射、 弥太郎之第五子曰中務少輔 御子孫世在甲州之間

式

雖然欲知我祖所以因出、

但年紀悠遠家乘亦化烏有、

軍勞、 故今以元真君為祖、採自家遺書与他旧記、 是以稱諱・履歴不能盡識、誠為可恨矣、當永録・慶長間 有友野甲斐守入道元真君事、我先君龍伯公及惟新公頗有 此我八世之祖而、 以来祖名・行實・寝照著也、 略作系譜以傳 是

後孫友野助七源長喬謹誌

子孫云、于時嘉永七甲寅歳秋七月、

明治十八年四月

應雄介君之需

十代之孫友野長祥拜寫

(野氏」友)

08甲斐守

左近 甲斐守

入道元值

 $\stackrel{\bigcirc}{=}$

友野甲斐守入道元真申状写

元真君自筆申状之写

菱刈馬越之城詰之時合戦仕候、 申上候条々 敵四人切出申侯、

内

壱人討申侯、證跡人四本越中守殿!

門尉殿主取二而、 菱刈外神か尾 : 而中書様御合戦之砌、伊集院善右衞 佐敷表江兵船六七拾艘被遣候処二、

敷はかり石破申候、辛労仕候、 連~舟持申候ニ付被遣候、 四本越中守殿同心候、 舟一艘取申候、 夫よ 佐

郷八と申人被存候事

りふくらと申所二而分捕申候、

四本越中守殿御中間

「天正元年癸酉九月廿七日」

崎陣詰之時、枝元神左衞門と申人討捕申侯、 田清左衞門尉殿被存候、并女人取申候、 中江主水佑 前々薗

元祖

483

殿継母ナリ、其日合戦仕候、證跡人伊集院下野守殿

知伯耆守殿:而候事、蓑輪舎人佑殿・木藤日向守殿・上原長門守殿・伊地

「下大隅まさかわ破之時、分捕申候、伊肥前守殿御存跡人小野郷右衞門尉殿・徳永源五左衞門殿にて候事、牛根平床ニ而、敵六人討申候、内一人分捕申候、證

知候事、

候、無比類ミ方も働申、漸切のひ申候、伊集院肥前下大隅古江破之時、 ミ方舟友綱ニすかり、敵相働申

守殿・橋口肥後守殿御存知候事

衆乗せ申候、舟軍度、侯、ケ様之奉公仕候、證跡人下大隅御弓箭之時、四枚帆二艘持申候、朝夕諸歴~

多候へとも、于今ニ者伊集院肥前守殿迄ニ而候事、

申山伏持参被申候、しふしに被罷居候三五坊の親ナ由被仰付候条、金一枚半上申候、熊野へハ大源坊と永禄十一・二年夏、熊野之御戸開"付、黄金御用之

一川内へ御入部年、 琉球 國へ伊集院之廣済寺雪心公為(專等)

刀給候、

帰宅候て御老中へ懸御目申候、少も偽不申

上候事

Ų

伊集院下野守殿・八木越後守殿為其御礼知行可被下御使僧御渡海之砌、金二枚上申候、右両度之御使、

由

之内込原之門公田二町、伊下野守殿被成御上候、被龍伯様より被仰出候、伊下野守殿御持候伊集院郡村

下候坪付、于今格護申候事、

左衞門殿・谷山佐土介殿・四本越中守殿、敵方尓比高原城詰之時、垂之口ニ而垂越仕候、同心市来玄蕃

田木川内守殿と申人也、

其時隆信より織筋一端頂載申候、鍋嶋殿より鎌倉之御當候、勝一漸と申老中御宿所ニ而御意言申上候、御當候へとも、御侘被成候、我等江被仰付候条一言御當候へとも、御侘被成候、我等江被仰付候条一言衛と申人、山西入被参候、其使ニー人被相付、肥御留候、勝一漸と申老中御宿所ニ而御意言申上候、老届候、勝一漸と申老中御宿所ニ而御意言申上候、老届候、勝一漸と申老中御宿所ニ而御意言申上候、鍋嶋殿より鎌倉之

肥前國〈為御使被差遣候時、

一大事成遠方迄参候、

肥前國より帰宅候時、 へ心有人ニ而候、左様成頼申候舟ニて出水へ罷渡申候 松はせ迄二三人送被相付、三角之大膳殿と申、 夫より隈本城殿老中木場帯刀入道殿ニ尋入様子申上、 二及申事多く候へとも、 主従廿二人関~泊~二而迷惑 才覚を以肥後限元まて参侯、 薩摩

り爰元へ使ニ被参候馬場清左衞門尉殿前ニ申候馬場 筋目肥前國より高城江人数立不被成侯、 豊州衆高城へ陣取申候、 御参詣侯、 於宮內二龍造寺殿御返事申上候、 龍伯樣御出張候宮内御八幡 此中肥前よ 為其

状預候条、 隈本城殿老中木場帯刀入道殿、其時之筋目として書 公儀へ致披露、于今格護申候事、

申候事、

五兵衞殿事也、

御尋可有事

「天正八年十月十五日、同八月十五日か.

肥后矢崎之城詰之時、てんどう仕候、 衞門尉殿・林藤七兵衞殿・市来源番左衞門尉殿、 同心薗田清左

外鹿児嶋衆数多アリ、 下栫濱之口ニて切捨仕候事、 其

> 申上候、其首尾として為帖佐 拜領可申候、 候樣、大事成御使二参候条申、 為褒美知行可被下候由、 万一不申閉目候ハ、子孫へ可被下候由 平田殿より被仰聞候、 閉目候ハ、、 被下候、 先年五斗代 帰宅時 申上

相替申候砌、

肥後御弓箭二而通路難成時分、 御禮被参候、 中間一人ハ伊集院より、二人ハ谷山より、 肥虎と申御刀・御馬一疋、 者被差遣候、 ハ六右衞門尉と申人ニ而候、夫より爰元江南蛮仁為 御進物上原長門守殿より上り申侯、 鹿児嶋へ申替候事、 國府左京亮殿屋敷ニ家作被申候かと覚 其外種と御進物アリ、 長崎南蛮人江為御使 一人之名 飫 御

「天正六年戊丑十二月十二日. 前より御礼承候、伊作州寄子衆東隠岐守殿被存候事 作守殿より慮外之通、 福嶋打入之時、 福嶋城二而粮籍人有、 被仰付候条成敗仕候、 抱節老 右両人 · 伊美

豊州衆高城へ陣取候、 横入被成候御手二付軍仕候、 河原之陣崩之時、 同心竹内主殿介殿。 武庫様御

地知刑部少輔殿、 其日分捕二人仕候、 義久樣御前

より辛労申候通、

御言相懸候、

面目取申候事、

日州三納城で伊東衆・求摩衆引かたらひ楯籠致一 揆

候処ニ

義久樣以御意、

人数二千余被差遺候處二、

板城戸をかため人数内ニ不被入候を、 御使之通申聞

討候て、手二三ヶ所負被申候事 心人討申候而、 瀬戸口安房殿同心申候、城之内"入、一揆衆取分野 辛労申候、瀬戸ロ安房介殿ハ山伏被

肥後表為被召移候、湯之浦之内:古田平城被下候、 衞門尉殿先申替給候坪付アリ、 夫より芦北綱木之内ニ下之門公田壱町、 古田屋敷ハ森喜右衞 犬童兵部左

湯浦之内久木野之上木場之門為御析所給候、 領同前"被仰付候事" 其時私

門尉殿後被給候事

八城麦江召移候二付、 ツ給候、惣村ハ為御析所扱申候、 内田村之内:両薗・徳之門二 其時かゝみと申御

析所ハ竪山讃岐守殿扱被申候事

八城小川かいどう、其外五六ヶ村地頭噯として松浦

した・三船・隈庄・吉松之陣、筑紫岩屋之御陣迄辛 候 筑前守殿へ被仰付候處ニ、 其跡被仰付候而申付御奉公申上候、甲佐・ 無程仕違如京都之走被申 かた

召移候而、 **労申、御奉公仕候、** 御奉公仕候、 小川内田かいとう人数三佰人余 無其隠侯、 鹿児嶋之諸歴く

衆御存知候事、

候役人之事ニ而候へ者、 御物軍衆之續彼是ニ付、 肥後表〈御出張

肥

義久樣·武庫樣御家中之諸大名衆、

後・筑後・筑前・豊後國迄辛労仕、 御奉公申、 閉目

申候事、

筑紫高取之城二而合戦仕候、

我等前二而軍兵衞と申

内者、 門尉殿 • 平田左吉兵衞殿被存候、 申候、又伊集院兵部少輔殿覚可有之事、 少疵五六ヶ所負申候、 無其隠候、 松下番左衞 我等も分捕

岩屋城詰之時、 終日辛労申侯、 鹿児嶋歴、衆御存知

肥後於小川三船代之時、 衞殿と申兵ニ而候、 伊勢雅楽助殿前より為御意被仰 到薩摩慮外仕候、 かち助兵

帰り、 供候、 豊後御曳陣之砌、 輔 蔵米過分成儀候、 等討果申侯、 ひろき者ニ而難成候へ共、 前殿方へ心合せ申侯、 何も御人数奉待、右之御人衆小川御通以後、 田出羽守殿・伊肥前守殿・新武州・桂民部少輔殿 殿・ 武州老御存知候事 蔵『火をかけ逃申候、其時之様子、桂民部少 我等事ハ肥後小川ニ被召置候、 無其隠侯、 子次郎右衞門尉事ハ如日州之致御 敵方で取せ申候てハ如何と存べ 天野大膳殿と申人アリ、身類 夫より中途迄参候へ共、 為御奉公才覚申呼付、 右馬頭様・町 松浦筑 立 御 我

上候、 肥後御曳被成候時、 谷山方角へ打迫被成候として谷山城へ押懸御詰候、 懇に申人に而候、 申候由企候由、 りを入隠為二而、 其外諸歷ヾ御籠候処≒、 夫より関之城御差出候事難成様子ニ而候へ共、 高塚之衆中竹下大炊助と申人連と 其前より注進申候、 武州・ 八城関之城へ武州老・伊肥州老、 伊肥州・薩摩之人衆打果可 松浦筑前谷山之城ニか 就夫武州へ申 らく

曳之事相調侯、其時之様子伊肥州老御存知侯、谷山之城被召崩候故、八城ヨリ右馬頭様跡歴~薩摩衆御松浦筑前早逃申候而討捕不申候、我等推量を以谷山

城にても分捕申候事、

付候条、

小川町ニて成敗仕候、

無其隠候事

武州・伊肥州・町田出羽守殿致御供、 先年京衆下向之時、 夫より日州之目城之仕合悪候ニ付、(自力) 候、 申候かと存事候、 子廿四五貫目程可調上申候、 調候處ニ、 砌廻船衆も方々荷物等上野山≒隠置たる由申、 嶋へ帰宅申侯、 はミ・柏原廻船衆ニ銀子上可申候由被仰付候、 於大口ニ武州前より幸境目之事候条被召留候、 御奉公とハ申なから身躰ニ相懸申付、 一日も他出不申、 浦河杢左衞門尉殿ハはミより帰宅 龍伯様御上洛二付、 其銀子を以御上洛相調 御番閉目候事、 御暇被下、 如求摩之逃申 飫肥南郷 不相 鹿児 其 銀

無程王位様被成御同心帰朝候、我々事も無何叓帰朝(ヤト)

八十歳:及、

子共召懸、

親子三人琉球國江罷渡候、

先年椛山権左衞門尉殿·平田太郎左衞門尉殿致御供

被申候、

可有御尋候事

申候事、

右方、金銀、其外身躰二無相應之御奉公申上候處三、 日も公儀不仕違候之条、不知行申たる事茂無之事

- 而候条、思ひ違年来違も可有之候、是又為御存知 申上候、此躰『御奉公申候へ共、小知行之故飢重申 口惜次第二候、能様二御取合奉頼候、老氣之事

右之外、御奉公申上候儀共候へとも、餘条数候条不

候

慶長廿年三月廿七日

友野甲斐入道元真

鎌田左京亮殿

伊集院伴右衞門尉殿

参

候由、傳承り候事、 文化七年庚午歳五月ョリ毎年二月二十日ヲ以て大祭日 ト 定め られ 後孫長祥謹而案するに、琉球御征伐ハ慶長十四己 酉年 也、其 御 時 ハ亨禄三年庚寅 月 日ニ當ル、御曽祖父次郎右衞門長教君御時代、 八十才なれハ、右申状之慶長廿年ハ御歳八十六也、然れハ 御誕 生

亨禄三庚寅年ヨリ本年明治十八年迄、年代三百五十六年ト成ル、

(印文「義久」) 9

島津義久袖判領地目録写

隅州蒲生院領知目録

正座主先

四畝廿歩 窪屋敷

貳段八畝

くつかた

やしきの下

壱段壱畝 貮段六畝

ひわ作 穂ほき

壱段貳畝五歩 同所 貳段二畝十歩

むた

坂乃下

ミや田

三段六畝五歩 壱段四畝廿歩

(印文「友)
(印文「友)

488

七畝 壱段 島方 六畝廿歩 三畝 壱段三畝 壱段貳畝 壱畝十五歩 貳段 三段 三段五畝 壱段三畝 壱段六畝五歩 二ヶ所 ケ所 已上貳町六段九畝五歩 已上五段三畝五歩 中原屋敷 井上屋敷 権座主先 屋敷の後 後川 不動免 古川 大迫 おりき つし畠 はせは田 居やしき ゑんしつ つ」見田 ゑんしつ 壱段六畝 壱段九畝 壱段拾歩 壱段 壱段 四畝 五畝 壱段 五畝 壱段 壱段 壱段 貮段四畝 六畝十四歩 已上参段十四步 島方 已上壱町貳段三畝拾歩 山畑壱段八畝六歩 ゑんしつ 釼の前 うの木 つる田 御棚田 同所 をか田 同所 祭田 同所 むた 穂ほき しほる戸 ひかし田

合四町九段四畝拾歩

分米大豆四拾壱石四斗七升六合六勺四才

町田出羽守

久倍 (花押)

天正廿年霜月十五日

伴野左近進殿

伊集院幸侃返地目録写

余分之内割付候异

薩州伊集院之内大内田之村

上田七畝 中田八畝廿四歩 一石二斗三升三合三勺さかり松、但壱反九畝八歩之内 壱石一斗弐升

太郎五郎

三郎四郎

善介

十郎 弥八郎

中田弐反十二歩 二石八斗五升六合笠松

上田壱反廿歩六反田

一石七斗六合七勺

上田六畝廿四歩六反田 上田壱反四畝十二歩六反田

善介

一石八升八合 弐石

紙*(ママ)れ* ۷ 升四合

合六段八畝二歩

文祿五年

五

島津忠長外三名連署返地目録写

返地目録

薩州伊集院之内寺脇村

浮免 比紀州御持候故重ニ成也

中田一町六反二畝廿歩中嶋 屋敷四畝廿 (年) 善兵衞尉屋敷

貳拾二石六斗九升八合

四斗八升

善兵衞尉

善七

上畠五反三畝十歩上床 浮免

上同 畠 合三拾石三斗七升○(甲) 一反八畝廿歩 五石三斗三升三合三勺 一石八斗六升六合七勺 同人 利兵衞尉

右之地、 先年銀子被上候、為其返弁被宛行者也、

伊集院右衞門入道

友野甲斐入道殿

伊集院清藤村

高四拾斛

高拾三斛三斗三升

返地目録 <mark>슷</mark> 島津忠長外三名連署返地目録写

圖書頭

忠長

(花押)

慶長六年 六月三日 右知行、青屋神殿為返地被宛行者也、 已上 鎌田出雲守

平田太郎左衞門尉

上志嶋紀伊守 出志嶋紀伊守

友野次郎右衞門尉殿

高拾四斛六升二合 同所谷口村

同所 谷頭門之内

高九斛八斗四合

同所

川路屋敷之内

高二斛八斗四合七勺

合八拾斛

慶長六年

間、為加増被宛行者也: 右知行之儀、雖為返地、 自今以後可致軍役之由被申候

鎌田出雲守

平田太郎左衞門尉

薩刕川邊之郡田部田村

土器屋之門

圖書頭 忠長(花押)

友野次郎右衞門尉殿

으 **七** 島津義久袖判領知目録写

(印文「義久」)

薩州加世田之内領知目録

| 大浦名 三反三畝廿歩 なり満屋敷地福寺先 たゝら口

壱反九畝廿歩 以上五反三畝十歩 牟田

畠方三反八畝十二歩

浮免

同名

壱反三挾十歩 山の川原同先

聞候侭書記置候也、 之時分更ニ表粧等被遊、 今ニ保存被成候大事ノ御宝物なりと、被仰 等、其外味噌樽の蓋ニなしたり等、其のこり切れニて、長教様御盛 有馬家江御養育被相成、 其折女更之家ニて、此太切ノ龍伯様御判物 余才ニて御卒去、其比長教様ハ漸く御五才位ノ御幼穉ニて、母方ノ 未た御家督無之、御文使と申御勤めニて江戸江御詰被遊、御年三拾 長祥幼少のおり、祖母様より承る事あり、七代長教様御親父長富様

慶長十八年之高帳

友野次郎右衞門

高百拾石九斗四升

元和六年右同

友野左近将監

高百五拾壱石

寛永九年右同

高百弐拾八石

万治二年右同

高九拾七石八升

友野左近

右同人

二代

-08-次郎右衞門

母ハ本田治部左エ門親次ノ二女、

ノ 所 ニ ア リ ニ似タリ、五六ノ字庵主ノ字ニ似タリ、ノ 所 ニ ア リ 石塔法名ノ六字不詳、頭ノ字ハ道ノ字 元和六年庚申四月十四日死、墓ハ南林寺内樋 口川ヨリ十間程東ノ方、元祖様御墓ノ前二間余

492

(印文「友野長祥」)

後孫源長鮮

一先年幽齋様御下向之刻、御蔵入代官掛七八人参□ 一右:上置申候四十石之事、 □候殘而四十石之事、春以来雖 御 侘 申 上 候 御□(ト゚ペ) \mathcal{L} 御奉公申上候、于今御忘脚在間敷候と存事ュ候、 被仰付候由、紀州老御内證にて被仰聞候条領掌仕、 八木民部左衞門尉殿我等事御國元御談合之上を以 人数之内両人、若輩之故難成候由達而申上候處言、 地を上置申候条、出銀者不仕候事、 ○元和元年 衞門ト俱ニ代官職仰付ラルトアリ、左之通 右ノ内こ、 初ノ方紙切レテコレナシ、 弘化四年迄二百二十八年ニナル御祖父長喬様御書]御懇多 5付、首□可申、此節御侘奉存候事、 |____請方従是相勤申候付、書物于今格護申候⁽@\^) 細川幽齋當國下向之節、 友野次郎右衛門尉書狀写 衆中帳:相籠、 八木民部左 三四年 候、 二奉存候付、 付被召上候、其後返地之沙汰不申上候まゝ不被下 其刻知行四十一石余為加増ニ付候 処ニ、 元和元年十二月廿四日 女子 法名宗慶道忠大居士、恒吉へ寺ヲ立テ宗慶寺ト云、 少知行之躰:而候、 別府舎人佐殿 鎌田左京亮殿

知行目録格護申候事、

友野次郎右衞門尉(花押)

堪忍難儀候条、

此節御綺

世上再ニ

平田安房介宗衡妻

馬ュテ御太刀打御馬敵中ュ走入ル、依テ宗衡走入、 高麗へ供奉、慶長三年十月朔日大合戦"家 久 公御下 慶長五年ヨリ阿多地頭、同十五年ヨリ恒吉地頭、

御

馬取返シ上ル

-%--長年

初長房 八右衞門

次郎右ヱ門

入道休安

三代

-00-左近

御小姓役

貞亨四年丁卯七月二十三日死、法名(享)

御取次諏訪市右衞門:

御記録所御帳面ェ左之通、

宝永八年辛卯四月十一日家督、御家老弾正殿;

天岑俊長居士、

夫妻同壙元祖様御夫婦墓ノ右脇ニアリ、

三盛妙緘大姉宝永七庚寅正月朔日、

四代

-08-七左衞門 小與頭 奥番頭

元録二年己E八月九日家督被仰付、御取次

仁禮覚左衞門、

宝永七年庚寅閏八月二十一日死、法名

覺翁林才居士、

妻寛文十庚戌四月二十四日死、 山昌妙青大姉、

年地方検者相勤、當時郡奉行寄御役相勤申候、 親友野七左衞門御與頭相勤候、次郎右衞門事、 尤 多

壱人二而渡海仕候、 祖父友野左近御小姓役相勤

右曽祖父友野次郎右衞門琉球御退治之節、父子拾

友野次郎右ヱ門

大番勤来申候、

延享二年乙丑九月十一日、願之通養子俊昌家督、

長年隠居被仰付候、

妻名トョ、享保二十年乙卯六月十一日死、法名 寬延三年庚午三月十日死、法名一翁惠黙居士、

春室智光大姉川上増右ュ門久明女、

-08-||俊昌 -初代—長恒-六代 八十郎 延享二年乙丑九月十一日家督被仰付 享保十一年丙午十一月二十三日養子成、 實町田孫右ヱ門俊香二男、 霊岸瑞光居士、 明和三年丙戌九月十四日死、六十二歳、法名 仝三年丙寅十二月八日於江戸新番被仰付候, 弾正殿、御取次高橋外記, 養父長年無男子故、以俊昌為嗣子、 弥左ヱ門 女子 元文元年丙辰八月十六日別立、 村尾源左衞門重榮妻 五郎右ュ門 系在別 御免 -8−長富 御家督無之 友與 女子 女子 黍横目 阿久理 寶曆十二年壬午九月四日、 稅所半助篤温妻 母祖父長年女 於大嶋生、 月山智照大姉、 明和八年辛卯五月九日死、 七郎右ヱ門 養子俊昌妻 歳、法名觀相宝海居士、 、妾腹、 御文使御役 友房 衞門篤通方江嫁セラレタリト承リ候、御嫡女ハ聟養子、次ノ二女三女は税所次左御祖母様御咄ニ、長年様ハ女子ハ三人アリ、

山大円寺境内、

葬于同州芝高輪泉石 于武州江戸死、三十

先是友野形部左ヱ門・同弥左ヱ門長恒・同七左

男子 夭亡

御一代ノ御勲功及御履歴別冊ニ詳ナリ、 直袈裟 次郎右ヱ門 薫叟 故二

-08-長喬·

八代長女夭亡、寛政四年壬子十一月十五日、法名幻影静心大姉、

御隠居ノ 受齋 号

長次

勇袈裟

勇助

助七

爰ニ畧ス、

當佳節內寝牀頭宜插芍薬花、長教固辞正次郎 長教君五十二才、御時文化七庚午五月四日、 曰公命重不當辞、仍插花五枝、 大老公使御廣舗番頭田上正次郎傳命曰、 紫銅瓶公在側 明日

御祖母様へ田尻武兵衞種恭女、

女子ミッ

田中正左ヱ門妻肥後直次郎ノ妻おかや君ハ実腹也、田中正左ヱ門妻田中治右ヱ門ハ前妻ノ腹也、

文久三年癸亥二月廿日死、法名爻齋古愚直質居士、御年七十七歳、

慶應四年戊辰六月二十日死、福壽軒芳英貞實大姉、御年七十七歳、

此法名ハ受齋様御存生中御選候、

御一代記御自筆有り、依テ畧ス、

享和三癸亥年六月傳奧秘書六巻、

老

見之、長教嘗學獨流插花之法、于笠沢齋乱董

又歌道:長せられしとそ、 書風ハ大橋流筆法 大老公者重豪公、稱大御隠居、 ヱ門長時之墓在焉、 長富亦葬于其側

寄竹祝

今尚存み、

子は親にまさるみとりのいろそひてはるく 子孫を御とし被下候哥に、

高く栄ふやとの若竹

長教

- 庄之助

496

妙を得られたり、又古銭をとせられし現品、

-08初代-長明-明治十三年迄十五年也、慶應二年丙寅九月二日死、法名勇峰院武切達心居士、 御一代記別紙。在リ、依テ畧ス、 九代、溟漢諸神霊御長男生レテ十日ニシテ夭亡、 別立嘉永三年戌三月 太郎 七郎左ュ門 四郎 又 初 遠武休右衞門妻 西田藤兵衞妻 伊地知宗助妻 四郎右ヱ門 晚村 次二四本喜兵衛妻 いつれも離別、 樂翁

延時文書

延时 天曹																	
領也、然各、所被處分的	右件於名田等子細者、公	西原田一町五段十	正原田一町	羽嶋浦坪~	石本五段	柳田五段	赤早水二段	川良田七段	加治目迫五段	中腹比七段	又手田一丁	畠田三段	字尋田五段	薩摩若松名內拾参町	譲渡所領田畠等坪~并羽嶋田嶋壹曲事	□(子カ)	〇一 伴三子譲状
然各丶所被處分也、但於本公験手次者、嫡女所譲	右件於名田等子細者、父故大目伴信明朝臣先祖相傳之所	秦三郎作七段卅	大苗代五段十			智聖房作七段	桑木丸七段	早水尻四段	小峯本二段	川口五段	海町一丁	垣尻三段	口町壹町	但加羽嶋浦定	?嶋田嶋壹曲事		讓状
奴馬口所、八反卅在荒、反廿、御前方	木下一町七反綱前方二反除之、木下七反	平礼石里	宮埼四反 曲田五反	柏木七反 中久田原六反 宗原七反	次郎作卅在青木西辺、 正明八反 須桃木六反	小落見久□反 田美上新開二反在荒、	青木一〇〇〇同南邊三尺大宮司作一反加之、	大賀里	合	平忠相傳之所領薩摩郡内成枝名内水田]等事	平忠富讓与)二 	(本文書へ「旧記雑録前編一」一二四号文書ト同文ナリ)	文治三年十月廿五日 伴三子(花押)	有他人沽与者、本主返付可致沙汰、以解 件文請取了、	得也、於于今者、依為妹女、所讓如件、但為不知嫡女、

(本文書へ「旧記雑録前編一」三六三号文書ト同文ナリ)

永田二反 竹下一反

羽嶋浦 已上拾町 小苗代四反

同成枝名 (內村~) | 畠地

所 四 至 夷限坂口并牟田縣、南限小山 [并護道坂口、 (推)

牟 木 □(iii) (栗栖山) □ 一所四 至北限田畔、西限小山并牟多、□ 一所四 至東限牟多際、南限尾上、 際限

平礼□居薗一所南限牟多、 国領畠一所

大平薗一所東限田畔、北限田畔、

息平忠□譲□畢、但於水田者、矢蔵河之南仁大山口橋上(魯)(度) 右、件田畠等者、平忠友先祖相傳之所領也、 然於依為子

无他妨可令領掌之状如件、

下五反・悪坂口二反放者平次之所領无也、仍至于子、孫

寛喜三秊二月十九日

平忠友(花押)

嫡男平忠茂(花押)

Δ

「わかまつ四郎か給るあんとのあん」

分 花牟礼村中嶋薗壹所・沓崎薗壹所・名田 貳 町除港西、花牟礼村中嶋薗壹所・沓崎薗壹所・名田 貳 町 薩摩國薩摩郡内本若松名主職事線類等分,并羽嶋浦一曲

参拾代・屋敷壹所事

讓状去年| 日當知行云、、其上者、不可及子細者、依鎌倉 右件所 > 、任亡父忠茂寛元 > 元九月廿三日并母堂惟宗氏(+ ピ)

殿仰執達如件、

薩摩夜叉殿

寬元四年十月廿九日

左近将監在御判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」四三六号文書ト同文ナリ)

500

僧湛西(花押)

関東御教書案

(端裏書)

○四 関東御教書	四しにしへかきるかきね、きたへかきるかきね、四しひうかしへかきるみち、ミなみへかきるはため、
薩摩國薩摩郡 < 司職成枝名內田霞狀 山野本若 松名 内	みきくたんのてんハくは、くんあミたふかせんそさうて
水田貳町等事	んのそりやうなり、しかるをしそくたるによて、なかき
右、任母伴氏嘉禄四年正月十五日讓状并□平忠友寬喜三	よをかきりて、をゝくまのみちひさにゆつりわたしをは
年二月十九日貳通讓状、 當知行無相違云~者、 不及子細、	ぬ、たゝしあにたゝとものてつきをあひそうへしといへ
守先例可被致沙汰之状、依鎌倉殿仰執達如件、	とん、るいちあるによて、ちやくによをょくまのうちの
寬元四年十二月十一日 左近将監(花押)	によにゆつりあたふる…よて、 はなちゆつるにあたはす
薩摩平三殿	よてしょそん!〜ニいたるまて、たのさまたけなく、り
(本文書ハ「旧記雑録前編一」四三七号文書ト同文ナリ)	やうちせしむへきしやうくたんのことし、
	ほうち三ねん二月十四日をゝくまのをゝいこ
○五 を 3 くまの太子譲状	くんあミたふつ(花押)
(端裏書)	為證人 湛西 (花押)
「□」ゆつり状」	(本文書へ「旧記雑録前編一」四六六号文書ト同文ナリ)
んそさうてんの所りやう、さつまこをりなりえたのみや【二】くまのみちひさにゆつりわたす、くんあみたふかせ(をこ)	(端裏書) をょくまのみちひさ譲状
うのうちかミこしき	「たいへいし入道殿のねらハうにゆつらるゝ状」
けてそのいか所口事	

むとへのをゝいこにゆつりわたす

をゝくまのみちひさかせんそさうてんのそりやう、さ

つまこほりなりえたの内のてんハくの事

けてそのいかそ、四し、ほんけんのをもてニみへたり、 かぇこしきつ五反 やしきもうりうさこのぇ なみこつ

みきくたんのてんハくは、みちひさかせんそさうてんの

そりやうなり、しかるを、としころのふさいのおもひい なをといぬこゑいたいをかきりて、ゆつりあたへらるへ に、ゆつりわたしをはぬ、たゝしめいのゝちには、あさ てこ、はゝのいつり上をあひそへて、むとへのをゝいこ

けんちやう五ねん十一月廿六日

きなり、よてこにちのためにゆつり上くたんのことし、

をゝくまのみちみさ(花押)

可被存其旨之状如件、

弘長二年八月十一日

沙弥(花押)

薩摩郡平三郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」六四二号文書ト同文ナリ)

 \mathcal{L} 島津道仏時覆勘状

京都大番役事、六箇月勤仕事終异、於帰國者、可任意之

正月十三日 张如件、

成岡二郎殿

(端裏書)

「自弘治四年至元禄十四年百四十四年也、即永録元年也」 (本文書ハ『旧記雑録前編一」六七三号文書ト同文ナリ)

〇 九

沙弥見仏譲状案

(端裏書)

被参勤侯、但寄事於老耄出家、被立代官事、御誡侯也、 京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可 「忠種所進」

우

島津忠時書下

ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらのたねたゝ $\frac{\circ}{\circ}$

一所 さつまこおりのうちのふときのミやうてんかわら

所 いしかみのむら

一所 所 しらハのむら(白羽) しらさかのむら(白 坂)

みきくたんのミやうてんはくハ、けんふつかせんそさう として、くたんのミやうてんはくのてうとのそうもんお てんのしよりやうなり、よて三らうたねたゝ、ちやくし

たのさまたけなくりやうちせしむへし、たゝしはくちの しゝ、すいてんのつほつけにをいてハ、ほんけんのおも あいそへて、やうたいをかきりて、ゆつりわたしをはぬ、

沙弥見仏譲状

ときの名て□瓦田むらの事 ______たす見佛かしそく三郎_____忠かところに、のふ(たわ)

右件名てんハくわ、見仏かせそさうてぬの諸りやうなり、 よて三郎たね忠をちやくしとして、文永元年十月のころ、

たのさまたけなくおもひあてをくところに、てき人のみ ゑいたいをかきて、三郎たねたゝにゆつりをわぬ、よて

としてわかまつ四郎の見仏よりして、延時の名ゆつられ たりとひろうするによて、見佛かそしやうの間、後日為

ぬす八まぬたいほさつも伍ちけん候へ、又かへすくへも らす、もし見仏このきをもいつわり申候ハヽ、日本のち かきをく、若松四郎に延時の名し _またくゆつ

三郎たねたゝかところ御ちきやうすへし、 こ日為こそう 見仏かをもいあてたるによて、延時名田のさまたけなく、

文永八年五月廿日

沙見佛(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」 六七六号文書ト同文ナリ)

ふんえいくわんねん十月十日

しやミけんふつ在判

文如件、

たんのことし

てにめいはくなり、よてこにちのためにゆつりしやうく

かのとのひつしのとし

平忠恒・同忠俊連署譲状

(端裏書)

ゆつりあたふる□さなくますまろかところに、 (あ)	くところ (花押) (花り) (平忠恒)	くへつのたいするあいた、これをのそ	しよくらにゆつりあたふるふんにをいてハ、か	たゝしか□なりをかのミやうてんのうちのたそのら (の)	「▽⑮[]かおかにし大郎とのゝくますにゆつ[](花押)△」
------------------------------	----------------------	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------------------

平たゝとしか[___そさうてんのそりやうなりおかの名

たのつほく〜はくちの四至そのゝさかい、しんふ平忠 のてんはく・薗ならひにさんやかりくらの事

右、くたんのてんはく・その・さんやのかりくらにをい てハ、忠俊をちやくしとしてゆつりあたへられおはぬ、 恒ゆつりしやうたゝとしか所帯のしやうにめいはく也

こゝに吴國の人襲来せしむへきあいた、関東の御けうし

ならいなり、かつハ軍庭におもむくあいた、若たゝとし りて、参府するところなり、これによて、かつハ海路の 上府して、やく所をうけとりて、きんしせしむへきによ

くらにをいてハ、たゝつねのゆつりをあいそへて、くま しせんの事もあらハ、件ミやうのてんはく・さんやかり すまろをちやくしとして、しょそんく~にいたるまて、

らんをとゝめむかために、しよはんを給ハるところ也、 たのさまたけなく、ちきやうせしむへきなり、後日のゐ

よてゆつりしやうくたんのことし、

文永九年最外別三日

平忠俊(花押)

平忠恒(花押)

平忠重(花押)

「為證人

湛西(花押)」

(本文書へ「旧記雑録前編一」七三五号文書ト同文ナリ)

島津久時書状案

上候、可有申御沙汰給候覧、恐惶謹言、 重、令殺害舎兄并甥、令押領所領田事、 薩摩國御家人延時三郎種忠申、為同國御家人若松四郎忠 種忠帯訴状令参

文永十年二月廿日

修理亮久時

備後民部大夫殿

進上

「自文永十年至元禄十四年四百二十五年」

(本文書へ「旧記雑録前編一」七四五号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

 \bigcirc

れんしやう譲状

「たいへいし入道とのゆつり状_

あさなくますにゆつりわたす

たけなく、りやうちせしむへきしやうくたんのことし、 あたるへし、よてしょそん~~にいたるまて、たのさま をはぬ、のこるをハ、いとことんみはなたす、ふひんに んするむねあるによて、れんしやうかはゝのてつきをあ よりやうなり、しかるをまこあまたありといへとん、そ みきくたんのそのハ、れんしやうかせんそさうてんのし ひそへて、まこくますになかきよをかきてゆつりあたへ ふんゑい十ねん十一月十三日

ひくニれんあミたふつ(花押)しようにんのためニ しやミれんしやう

六波羅御教書

狼藉由事、訴状具書如此、事実者不穩便、早相尋子細 薩摩國御家人見佛後家尼持性代乗心申、同御家人種忠率 多勢帯弓箭兵杖、乱入住宅、擬押領瓦田村并田畠等、致

文永十一年六月三日

可致注申候、仍執達如件、

左近将監(花押)

大宰少貳入道殿

うさこのみなみのそのいかそか事四しほんけんこつふさなり しやミれんしやうかそりやうさつまこほりのうちうり

〇 五 正八幡宮使尊長安堵状

正八幡宮御領薩摩郡万得内河原田村

右、枝名女子分薗者、任親父讓之旨、無違乱可被領知、

沙汰也、至于神領内畠地者、自今以後不可背之状如件、 而於万雜公事并薗地利物者、如傍例之讓状、尤可為本名

弘安五年九月日

正宮御使僧尊長(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八四二号文書ト同文ナリ)

おゝくらのさいあみたふつ譲状

ゆつりわたすてんはくのこと事こと

にしへつけてかきのき三反、そのひんかしのなかそ おゝくらのうちのによかせんそさうてんのそうりや ____のうち____たかわら六反卅つほ、

うちすへきしやうくたのことし、 しかれハゆつりしやうのむねにまかせてさうゐなくりや かりもちといひ、くしといひ、おなしくめんしおはん、 と申、ふん□したからてつとんへきなり、そのか──は てめんしおは口、かきのき三反ハそうたうといひ、くし(ぬか) そうりやうなり、 しかるおによかあ□ニよほうしそニゆ みき、くたのてんはくハうちのによかせんそさ□てんの のそうたう、まんさうくし、りんしのくやくこいたるま つりおはぬ、たゝしく事わら六反卅ニおいてハつほ~~

こうあん八ねん八月十日

おゝくらのさいあみたふ(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八六六号文書ト同文ナリ)

<u></u> 는 大蔵種忠着到状

煮 薩摩國御家人延時三郎大蔵種忠、去月三日就関東早馬下 旨可有御披露侯、恐惶謹言、 令騒動候之由、於在國承及候之間、令馳参□、以此(儼々)

正應六年六月六日

大蔵種忠上

「承了(花押)」

(本文書へ「旧記雑録前編一」九八〇号文書ト同文ナリ)

鎮西御教書

書如此、早可被参決也、仍執達如件、 薩摩國御家人在國司道嗣代道□申、公事析田事、訴状具 (譽々)

正安元年十二月十七日

前上総介(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇四三号文書ト同文ナリ)

延時三郎殿

在国司道雄代道弘和与状

「□いこくしのわよのしよう」 (さヵ)

和与

摩郡延時名内 薩摩國在國司入道と雄与延時三郎入道成佛相論同國薩 真弓町 御霊田 上山本 中山本

以

上肆町公事等事

可令勤仕延時本名肆拾分壹公事所役也、此儀向後不可有 及上訴、雖番訴陳、 相互以和与之儀、於自今以後者

正安四年八月四日

相違、若致違乱變改者可有其咎也、仍和与之状如件、 沙弥道雄代道弘(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編一」一〇六六号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\circ}$ 守護代本性覆勘状

石築地修理事、三丈貳尺延時名分被勤仕候了、 恐々謹言、

八月廿八日

延時三郎入道殿

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一〇六七号文書ト同文ナリ)

ますとみのそめう置文

(端裏書)

「ますとミのそめらの御状」

そうまの入たうと御けいやくともの候なるわけたの事

ミちゆきて候ハん時ハ、あをきにわけたのそうたうくう

られいのようとうをわきまへ候て、ますとミにちきやう しをうり候うへハ、なりえたのわけたoいちやうハ、は、それない。

仍くたんのことし、 うし遣申候ハんもの、そめうかこともにあるましく候**、** し候へく候、あをきにつけ候て、わけたのそうたら・く

かけん三ねん二月十五日

ますとミのそめら (花押) (花押)

(本文書ノニツノ花押ハ相似タリ)

沙弥道雄書下

分明御請文、可令注進候、 八月廿九日御教書并重訴状具書如此、早任仰下之旨、 薩摩國新田宮雑掌阿源申、抑留當宮御神拜御供米由事、 仍執達如件 賜

延慶三年九月四日

謹上 延時三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一三四号文書ト同文ナリ)

沙弥道雄(花押)

$\subseteq \Xi$ 延時成仏代忠種陳状

(端裏書)

延時三郎入道」

薩摩国御家人延時三郎種忠法師[___]代忠種謹弁云之、 (處仏) (申ヵ) 同国若松彦太郎忠兼訴申、 |田并瓦田村事

副進

一通 見佛讓狀 文永元年十月十日

与養子千与壽之處、 成佛以義絶身致押領云云、 此條先義 右如訴狀者、彼名田畠等者、見佛譲与妻女平氏之間、譲

讓与成佛種忠之條、 證文炳焉也、 閣子息成佛、 絶證據何事哉、於亡父見佛所領者、以文永元年十月十日 争可譲与

氏女之哉、号讓令備進之狀、尤非無不審之上、文永以後

成佛當知行經四十余年、無相違之上者、非御沙汰限、随

謀訴之條、姧謀次第也、所詮云相傳證文、當知行年記、 而云氏女、云千与壽、令死去、送年序之後、忠兼始而及

旁分明之上者、早被弃捐忠兼濫訴、為豪御成敗、仍披陳

言上如件、

正和三年五月 Ħ

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一六九号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

鎮西御教書案

(端裏ハリ紙)

|のふときとの|

「財部延時九郎兵衞殿」

来月五日以前可被参対、仍執達如件、 訴状如此、為訴人不終沙汰之篇下國云~、太無謂、所詮 薩摩國延時三郎入道成仏代忠□申、延時名并瓦田村事、

前上総介在御判

若松彦太郎殿 正和三年八月四日

(端裏ハリ紙)

平忠兼一門連署証状

「財部延時九郎兵衞」

んはくちらの事

さつまのくにさつまこをりのふときのミやらのすいて

右、ふんゑい九年けんふつのこけゆつり状をさゝけて、

しそん延時又三郎忠種つけわたしをはぬ、し□んいこ延 そせうをいたすといゑとも、のふとき三郎入道成佛いまべ といゝ、いこせしむるあいた、きやうこうのわつらいを 十よねんをへおはん、このうゑハねんきといゝ、そせう たゝぬかために、ふんゑい九年のこけゆつり状を、成佛 ふんゑいくわねん・同八年二通ゆつり状をたいして、四

時のミやうのもんしよありとかう ̄ ̄、しそんの中ニも そせうをいたさハ、ほうしよたるへく候、かつハこうせ

うのために、一もんせうはんをくわへらるゝところなり、

(よて) 状如件、

正和四年十月廿日

平忠兼(花押)

平為忠(花押) 沙弥貞知(花押)

沙弥道一(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一八七号文書ト同文ナリ)

信忠沽券

けんから二ねん五月十六日	く候、よてこ日のため゠しやうくたんのことし、	のかへるとくせい候ともかへされまいらするまし	し事ハのふときとのゝ御さはくにてあるへく候、たゝし	んにうりわたしまいらセ候事しちなり、ふんけんのくう	きとのゝ御かたにえひたひにしろのようとうにくわんも	く 五たんへたゝつ のミそより井[]のふと	てののふたゝ[]きやの下の
--------------	------------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------	---------------

平忠治和与状

(端裏書)

「若松彦三郎和与状」

延時又三郎入道殿引付宇佐御造営役、於忠治母堂宿所、

のふたゝ(花押)

貨之間、永所止訴訟也、仍為後日證文如件、

嘉曆元年十二月五日

平忠治 (花押)

依令抑取所持物等、於守護方雖訴申之、以和談儀被出錢

延時忠種着到状

依京都御事、去五日鼓関東御早打下着之間、 薩摩國御家

人延時又三郎忠種馳参侯、以此旨可有御披露侯、恐惶謹

元享四年十月廿一日

言

進上

御奉行所

「承了(花押)」

平忠種(裏花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一四七五号文書ト同文ナリ)

道巌請取状

さつまの國さつまこほりのうち、のふとき名のわきまゑ

(裏書)

「為後證所令加判也、

▽⑩同六日

本性(花押)△」

(本文書へ「旧記雑録前編一」一四〇八号文書ト同文ナリ)

てわきまゑられ候へく候、よて状如件、但そうりやうの とり候了、但今年きられて候かやくせんハ、としあけ候 の御く米らち執印ふんはかりハすき候之ふん無未進うけ かうしてしやうそくおいたし候へといゑとも、その┃┃┃ られ候にたのミやの御神拜四石の御く米事、未進ありと(新 田 宮) 副進 御裁許、言上如件、 右子細先、言上事舊訖、然早任定法被經御沙汰、 通

嘉暦参年十二月五日

御弁也

道巌(花押)

新田宮雜掌道海重申状

(端聚書)

「新田宮雑掌」

八幡薩摩國新田宮雜掌道海重言上

御神拜内肆石御供米間、仰于使節澁谷又次郎入道覺禅、 同国延時又三郎入道法名背而度~御下知、 令抑留當宮

雖尋問違背實否、恐于自専咎、不及是非散状、難澁至 極上者、任定法被經御沙汰、欲蒙御成敗子細事

御教書案数通先進早

為預申

元徳二年九月 日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一五六一号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\Xi}$ 渋谷覚禅施行状

御教書并重訴状如此、早任被仰下候之旨、可被明申候! 薩摩国 八幡新田宮雜掌申、御神拜内神馬并供米等事、

仍執達如件、

元徳二年十月廿六日

沙弥覚禅(花押)

沙弥覚念譲状 (本文書ハ「旧記雑録前編一」一五六六号文書ト同文ナリ)

延時又三郎入道殿

ゆつりわたす□そく又三郎入道ほうふつか所っ

さつまのくにさつま (こほり)

□して、 したいてうとのせうもんならひ=、 くわんとうと も、ひゃう うさをいなき地也、しかるにしそくあまたあり ______ をいてハ、沙弥かくねんかち (うたいさうてんたうち) 右、たらミやうてんはく・【二やかりくら・むらく~に あんとの御____大番けいこしゆこの状をあいそへて、 んはく・さんや・むら~~の事 しょつほつけしれるんにごえたり、

ゆつりしやう如件 のさまたけなくちきやうさをいあるへからす、仍為後日 あいかゝしむへきなり、しゝそん~~にいたるまて、た くらといゝ、ほんせうもんをまほて、へんきんせしめ、 ゑいたいをかきて、かくねんかしひつをもて、ゆつりわ

たすところ也、くわんとう御くうしといゝ、さんやかり

正慶二年どりのとの壬二月五日 沙弥覚念(花押)

為證人

子息平忠村(花押)

沙弥道法(花押)

延時法仏軍忠状 (本文書へ「旧記雑録前編一」一六二二号文書ト同文ナリ)

薩摩國延時又三郎入道法佛謹言上 欲早依數ケ度軍忠預御注進浴恩賞、大隅國加瀬田城合

翌日迄于今月十日、連、致合戰忠勤之条、軍奉行人中條 右、肝付八郎兼重・同兼高与黨凶徒等為誅伐之、去月六 本左衞門入道祐心所被見知也、而同十日被責落城墎、凶 病、差進代官聟平田小次郎真宗、押寄水手、令合戰、自 日大将総州御發向件城墎之間、 法佛可馳参之處、 依為當

建武三年六月

徒等令静謐之上者、早預御注進為浴恩賞、恐ゝ言上如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八五七号文書ト同文ナリ)

僧良種(花押) 平忠藤(花押)

沙弥光祐(花押)

(本文書ハ三三号文書ト同文ニッキ省略ス) 延時法仏軍忠状

〇三四 延時信忠軍忠状

薩摩國延時又三郎入道法佛代信忠謹言上

右、就御教書馳参、致軍忠候早、然早為預御注進、 恐ヾ

欲早預御注進浴恩賞、越前國敦賀城合戦軍忠事

言上如件、

建武四年三月六日

一承了(花押)」

(端裏書)

「自建武四年至元禄十四年三百六十五年、即延元二年」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九〇三号文書ト同文ナリ)

延時法仏軍忠状

目安

法佛當病之間、今月十日差遣捨弟彦五郎忠義於代官之 延時又三郎入道法佛申薩摩國市來院所、合戦軍忠事

> 處、市来太郎左衞門入道以下凶徒等於當院石走待請之、 致合戦之刻、射臥数輩凶徒等、令追還之条、同所合戦

同十四日夜、當院内赤崎合戦之時、捨身命令致数尅合 **戦之条、在國司又次郎并甑嶋小河小太郎等令見知之訖、** 之輩、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見知也、

言上如件、

右合戦次第、

賜承判、預御注進、浴恩賞、為施弓箭面目、

建武四年八月日

「承了(花押)」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九五五号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

平忠村譲状

「く___にかゆつりしやう

(端裏ハリ紙)

「財部延時九郎兵衞」

時

__

延

ゆつりわたすさつまのくにさつまのこをりなりえたミや

うのう──りをかミや□□すいてんはくちのそのゝ事(5) やうちすへきえいたいのしやうくたんのことし、 るへし、しょそん~~にいたるまてたのさまたけなくり せうもんにまかせて十ふんいちをつとむへし、かりの時 にをいてハほんくやくといゝ、りんしやくといゝ、ほん て四反たゝむらかせんそさうてんのそりやうなり、くし てんハなかのまのみなくち三反□やうてんいたんあハせ てその_____ハた□た□しわた」むらか」きねきわ、 右、件たそのハひられいしのほりのうち、ひかしについ ハかりうとをいたしていらんなく、いとりのあいかりな

延時法仏軍忠状

(端裏書)

「延時又三郎入道事」

今年哩或七月廿八日、大将左至吾發向件城墎之時、 延時又三郎入道法佛申薩摩国市來院城墎合戦軍忠事

重病之間、差遣舎弟彦五郎忠能於代官、押寄彼城墎野

目安

頸之手、迄于八月三日致合戦忠節之条、軍奉行人大隅

五郎兵衞尉・上野四郎太郎等見知訖

同九月十七日、重大将發向彼城墎之間、忠能自同十七

条、軍奉行人大隅五郎兵衞尉并酒匂兵衞次郎見知早、 日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連~抽軍忠之

同廿八九日晦日兩三ヶ日者、向于後巻之手、捨身命致 令見知也 合戦早、此等次第、同五郎兵衞尉并上野三郎四郎等所

右軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、言上

514

(本文書ハ斜線ニテ抹消ノ墨引アリ)

(反古)

けんむ四年十一月廿一日

たゝむら(花押)

のちのた めに

そうりやうほんふつ(花押)

建武四年十一月日

「承了(花押)」

(本文書へ「旧記雑録前編一」一九七九号文書ト同文ナリ)

新田宮執印友雄申状

薩摩國一宮八幡新田宮執印左衞門大夫友雄 宮肆石御供米令抑留自去元弘元[__]曆應肆年條難遁其 欲早任先例蒙御成敗同国薩摩郡延時又三郎入道法名當

副進

通 通

鎮西御教書

入道忍性等之状、依仰執達如件(**暦應四年三月廿四日**

郷郡司九郎入道跡輩并武光掃部左衞門入道日妙・同大學 郎・山門院郡司弥次郎入道~恵・延時又三郎入道・宮里 官之由、 可被相觸東郷三郎左衞門入道 ~ 弘・野 田 又 太

澁谷又次郎入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一〇四号文書ト同文ナリ)

右、

曆應四年二月 日 於其身者為被處所當罪科、恐々言上如件,

經急速御沙汰、被糺返年~抑留御供米、且被遂清目節

御供米者厳重之神用物也、被召上彼又三郎入道、

被

御供米抑留物注文

(裏書)

「財部延時九郎兵衞」

〇三九

高重茂奉書案

御奉書

捍以□事、訴状七通劃具如此、 薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、神領下地押領神役對 為有其沙汰、 各可召進代

大和權守

宮内大輔今川三雄安堵状

事、 野・若松・橋間・寄田・火田丸・ 薩摩國薩摩郡内延時名地頭職并庶子山野、 知行不可有相違之状如件 同成岡名地頭職成枝等 本若松名串木

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四五四号文書ト同文ナリ)

八田文書

条≧被仰下内

本所一円地事

(巻子表紙)

進也、

正應元年七月十六日

相模守在判 武蔵守在判 警固無對捍可令勤仕之處、

無沙汰由有其聞、

早可令注

関東御教書案

道教所進也、到正應五・五・廿一

関東 御教書神社・佛寺本所一円御領等致異國警固由之事

八

田 家 文 書

向役所由、

雖令催促、 于今不被参勤候云~、

何樣事候哉、

急可被

大宰小貳入道殿

島津忠宗警固催促状案

吴國警固事、正應元年七月十六日付関東御教書、

薩摩國地頭・御家人并本所一円地及収納使

注進関東候、

仍執達如件、

正應二年二月三日

左衞門尉忠宗在判

所詮今月廿日以前不被致警固候者、任被仰下候旨、可令

鎭西警固事、 $\frac{\circ}{\Xi}$ 蒙古異賊明年春可襲来云~、 関東御教書案

可致用心、

且守護・御家人等依所務論、

517

無一同之儀欤、

早向役所厳密

忠 甚不可然、 守護人亦不論親疎、注進忠否、 御家人以下軍兵等者、随守護所命、可致防戦 可申行賞罸也、 於背 □本所一円地事 不差下代官、 不従守護之催、 不致合戦者、

此仰輩者、 依仰執達如件 由先日被成御教書亭、早存此旨、可令相觸薩摩國中之状、 永可被處重科、 次本所一円地間事、 可催促之

弘安六年十二月廿一日

駿守在判

相模守在判

鎭西警固事、 所下給之去年十二月廿一日関東御教書案如 島津忠宗書下案

此 致警固也、此上猶以有緩怠之儀者、不忠由可令注進関東 子細見状、 所詮任被仰下之旨、 近日中向役所、 可被

候 仍執達如件、

弘安七年正月廿三日

前下野守在判

薩摩國地頭・御家人并本所一円地及収納使御中

〇 五

条々内

式目追加案

鎭西所領知行輩事

相觸守護人、

旨、可経

奏聞之間、被仰六波羅了、且可注申之由可

被定了、 関東要須仁者可下遣子息・親類、其外者自身可下向由 而未不下向之輩有之云、、 可注進由、 可相觸

守護人也、

弘安九年閏十二月廿八日

条≧内

읏

式目追加案

本所一円地事 築地以下警固役等事、若有被致緩怠之所、者、

弘安十年三月十一日 凡五百九拾四年」「萬延元申年まて(ハリ紙)

申也、

頭之由、

先度──候了、□沙汰何様候哉、

分明可被注

可補地

518

可被補地頭

O t 関東御教書案

異國警固事、可為平均役之条、

右、

重兼或可違背本所内成一味、相語悪黨、

或致御造營

雖

散位惟宗重兼

重也、 而本所進止之社寺・庄公并地頭補任之関東御領等、 公家·武家之御沙汰嚴

各募権威、背守護催促、對捍課役之由、 普有其聞、

之企招罪科欤、 薩摩國中有如然所、者、早可令注進交名 所存

状如件、

建治三年九月十九日

相模守在御判

前、下文了、然者守彼状、無相違可令相傳領掌者、所司 被改替、不實之条依被聞食披、

所被還補也、委子細被載 院宣、申副武家施行、

不法之旨、有其聞之間、申下

神官等宜承知、 勿違失、故以下、

弘安七年七月八日

 \bigcirc 某袖判下文案

「道教所進具書、道教初度陳状具書

「□家御教書案(本カ) 造營不法被聞食披由侯、」

在御判

薩摩國新田宮

下

定補 執印并五大院ҳ主職

綾小路女子分等事

八 田 家 文 書

〇九

関東御教書案

「散位藤原 ▽圓朝臣在御判△」(コノ一行、前文書ノ断簡ナリ)

逐仰

若背先例、對捍輩出来者、可令注申交名給候、

明年内裏大番事、自五月至于七月上旬十五日、以薩摩國

んこいれむかためなり、あなかしこくく、

つかハす、ほうをまいらせらるへきなり、いそきけんさ

]ヾおなしくくたし

(本文書へ『旧記雑録前編一』二四○号文書ト同文ナリ)

謹上

嶋津左衞門尉殿(忠久)

建保三年十月四日

圖書允清原在判

島津忠久書状案

ふんことのゝさいそくのしやう

番、薩摩國御家人をもて、つとむへきよし、おほせくた 明年の五月より七月の十五日 - いたるまて、 たいりの大

はすへきなり、「大番やくのおくたしゃ」 けらそくたしつかハす、一けんのゝちにハ、かへしつか をしるし申すへきよし、おほせくたさるゝところ也、み 廿日より (うちに、京とにてけんさ) さるゝところ也、いそきしやうらくして、明年の四月の ついたいかんのともからあらむ。をきてい、けらミやう

御家人等可令勤仕之、兼又日向・大隅并壹岐嶋______(可寄合也、

嶋津大隅前司入道殿

十一月廿一日 在判 (本文書ハ「旧記雑録前編一」六三九号文書ト同文ナリ)

みやさとの八郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四一号文書ト同文ナリ)

島津忠時請取状案

をゝすみとのゝうけとり

大番已被勤仕候早、其上者被帰國之条、不及子細候欤、

建長六年四月八日

仍執達如件、

在判

宮里郡司殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」五一九号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{=}$ 関東御教書案

十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件 弘長二年【七月十日】

京都大番事、催具薩摩國御家人等、自明年七月一日到同

武蔵守在御判

相模守在御判

島津忠時書下案

○ =

大隅殿さいそくの状

被参勤候、但寄事於老耄・出家被立代官事、御誡候也、 京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可

可被存知其旨之状如件、

弘長二年[八月十一日]

沙弥在判

宮里郷郡司・名主御中

(本文書へ「旧記雑録前編一」六四四号文書と同文ナリ)

北郷文書

『防門殿御感 奉行中澤掃部允有寫』

足利尊氏御教書写

去十月廿二日、薩州知色城合戦之時被疵之由、

嶋津判

北郷文書 原題御文書令臨 乾

> $\frac{\circ}{=}$ 討死人交名注文写

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二六一○号文書ト同文ナリ)

嶋津尾張守殿

文和四年十二月廿八日

討死之人と

酒匂兵衞四郎跡

酒匂左衞門四郎跡

土田五郎跡

愛甲弥四郎跡

阿曽谷三郎左衞門跡

(本文書へ「旧記雑録前編一」二六一一号文書ト同文ナリ) 討死之御感御教書文章同前、

(中表紙)

御

文 書

令 臨

乾

『有寫』

島津道鑑点讓状写

譲与 舎弟資忠分

大隅國本庄内財部院事

右所者、限永代所譲与也、於有限御公事者、守惣領師久

官師久所注申也、尤以神妙、 「義詮将軍」(尊氏) 弥可抽戦功之状如件、

523

(表紙)

堀源五跡

支配先例、可令懃仕之状如件、(任脱力)

延文三年卯月五日

道 皇 (島津貞久)

『繚目裡判

(花押)

此分被遺候、

卯月十五日

播磨守満政

嶋津陸奥守殿

謹上

(本文書ハ「旧記雑録前編二」五四五号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三〇号文書ト同文ナリ)

赤松満政書状写

并御釼被遣候、御面目之至目出候、定而御祝着侯哉、 五人面、今度粉骨之由、令披露之間、即被下 御書候、

尚々今度御忠節異于他候、如何様於向後連々可申入候、

毎事不可存疎略候、御同心候者可為恐悦候、併期後信 候、恐~謹言、

御太刀

『新納近江守忠續』

〇 五

島津勝久宛行状写

『有正文』

大隅國財部院之事、依軍忠宛行所也、早任先例可有領知

之状如件、

大永八年六月廿日

北郷左衞門尉殿

▽⑩勝久 (花押)△

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一二四号文書ト同文ナリ)

『有正文』

島津貴久起請文写

一世上雖如何樣轉變候、無相違隠密可申合之事:

對肝付隔心御同前可申之事、

和讒凶害之時者、亙二可申開候事、

樺山 本田 肝付 北郷 新納

國宗

『樺山美濃守孝久. 『本田信濃守重恒』 『肝付三郎兼忠』 『北郷讃岐守持久』

正恒 同銘 國行 長光

右此條、偽申候者、

『牛王』 起請文

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅穽地神、

隅之鎮守・霧嶋六所権現・正八幡三所大菩薩・戸神大 國中大小神祇、殊者開門正一位・金峯山蔵王權現・大

明神、 別而諸軍神等之可蒙神罸冥罸者也

仍起請文

如

天文十七年六月十一日

貴久 件

(花押)

北郷讃岐守殿(忠忠)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二五八八号文書ト同文ナリ)

有正文]

〇 七

肝付兼盛起請文写

起請文條《之事

此度就和平御媒介守護之御分別、 於已後相違之時者、

此方可為御同前之由蒙仰侯、忝侯、自是茂偏仁

忠相樣可奉賴之事、

和平其外何樣之儀付而茂、 和讒以雜説之時者、 互申披

不可有信用之事、

右条、於偽申者

奉始上梵天帝釈四大天王、下堅牢地神、

惣者日本國中大

小神祇、別者當國鎮守霧嶋六所權現・正八幡三所大菩

殊者當所春日大明神・高倉八幡・天滿大自在天神

惣而日本

等御部類拳屬、各神罸冥罸可蒙罷也、

蕯

仍起請文如件、

天文十八年配十二月廿九日 三郎五郎兼盛(花押)肝付

小杉殿

『裏:在』

肝付三郎五郎

『上包』

小杉殿

(本文書ハ『旧記雑録前編二』二六四〇号文書ト同文ナリ)

 \bigcirc

島津貴久外五名連署起請文写

有生 正文 工

起請文

雖不新候、於于兹弥以一味同心之儀、不可有相違之事、

和讒謀略之義必定欤、不可入其案之事、 如此一家契諾之處、定國衆不可為所好、 為妨甚深之間

自然以下之者等慮外之所行出来之時者、 則互一申分可決是非之事、 至上~不可為

右三ヶ條之旨於虚言者、

隔心、

熊野三山大權現・九刕彦三所權現・薩摩新田八幡大菩 奉始梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、 殊者日本第一

薩・開門正一位并諏訪大明神・當國正八幡大菩薩・止 六所權現・飫肥院八幡大菩薩・三俣院春日大明神・惣 上白山并北辰大明神・守公神・日刕鵜戸大權現并霧嶋

之可蒙神罸冥罸各者也、 仍起請文如件

者六十余刕大小神祇、

同九万八千軍神摩利支天部類等

天文廿一年十二月四日

『嶋津豊後守』 忠將 (花押)

『嶋津右馬頭』

貴久 (花押)

忠親 (花押)

『喜入攝津介』 忠俊

『北郷左衞門殿』 (花押) (花押)

『樺山』

『本郷讃岐守』 幸久 (花押)

忠相

(花押)

(本文書ハ『旧記雑録前編二』二六九九号文書ト同文ナリ)

〇 九 祁答院良重起請文写

有正文』 有正文』

此度就和融御媒介守護御分別、 起請文條〻事 於已後御相違之時者、

就和平御取持、 無余義可為御同前義蒙仰候、 自然以和讒雖雜説儀候、相互申分不可 御貴家弥《可奉賴事、

有信用事、

右此旨於偽者、

神祇、別者當國鎮守仁田八幡大菩薩・興樂寺・天満天

奉始上梵天帝釈四大天王、惣者日本國中六十余州大小

神、當所擁護紫尾三所大権現・諏訪上下大明神御部類

春属、各神罰冥罰可罷蒙者也

依起請文如件

天文十八年十二月七日 祁答院又次郎良重 (花押)

嶋津尾張守殿(忠親)

(本文書へ「日記維録前編二二二六三六

(本文書へ「旧記雑録前編二」二六三六号文書ト同文ナリ)

D 入来院重嗣起請文写

起請文

「 有正文」

蒙仰旨、此方以所希足信用、守護猶被廻秘計及干戈者、

味同心之事,

実否事、

依自然謳歌之説、与中雖雜説之儀候、互以使書可糺決

右約諾条、相違者、

別者當國鎮守新田八幡大菩薩・大宮・若宮部類

奉始上梵天帝釋四大天王、惣者日本國中六十餘州大小

神祇、

眷属等可蒙御罸也、

仍起請文如件、

嶋津尾張守殿 (忠親) 天文十九秊二月廿日

平重嗣

(花押)

『裏:在』

上包

入来院又五郎

嶋津尾張守殿

平重嗣

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二六四四号文書ト同文ナリ)

伊集院孤舟郎外五名連署起請文写

『牛王有正文』

敬白:

再拜 < 、 天腎起請文事

一於後代無相違可申承事、

雖世上轉変侯、無御心元被存間敷事、

一和讒雜説之時互可申開事、

地神炎魔法王・日本鎮守熊野三所大権現・八幡三所大右此条×於違犯者、上ハ梵天帝釈四大天王・下ハ慳牢

菩薩・稲荷・祇薗等、殊者九州鎮守彦山三所大権現・

留孫一二三之宮等、神罸冥罸一々可罷蒙状如件、薩・霧嶋六所大権現・求麻惣社等、當院鎮守白鳥・狗薩刕新田八幡大菩薩・開門正一位・大隅國正八幡大菩

『鹿児嶋御家老』

伊集院入道

孤舟 (花押)

『時久家老』

永禄五年戌六月廿一日

忠徳 (花押)

肝付弾正忠

兼盛(花押)

北原

『求麻家老 兼親(花押)

深水右馬助 頼金 (花押)

東弾正忠

長兄 (花押)

『上包』

求麻老中

筀

(本文書へ「旧記雑録後編一」二二九号文書ト同文ナリ)

『有正文牛王』

敬白

夫神依人敬增威光 起請文事

人依神徳添運命

於後代無相違可申承事、 雖世上轉變候、無心元有間敷事、

和讒雜説之時互可申開事、

堅牢地神炎魔法王、別者熊野三所大權現・八幡三所大 右此条、於違犯者、奉始上者梵天帝釈四大天王、下者

菩薩・王城鎮守諸大明神、殊者九州鎮守彦三所大權

現・鵜戸霧嶋兩所權現・阿蘇大明神・藤崎八幡大菩

薩・妙見市房青井大明神、惣者六十余州大小神祇神罸

冥罸一一可罷蒙之狀如件;

相良

賴房 (花押)

永禄五年南呂吉日

御返報

<u></u> 相良頼房起請文写

此度一ヶ條承趣之事、

飫肥於難儀者、三之山口可出手事、

於弥永代無別儀可申合事、

『有正文』

起請文

島津義久起請文写

『上包』 相良

(本文書ハ「旧記雑録後編一」二三二号文書ト同文ナリ)

若此旨有違犯者、

近衛前久書状写

『正文在大館九右衞門』

申調候、珍重候、自然之義取成肝要候、尚進藤左衞門大 雖未申通候、令啓候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事

夫可申候也、かしく

(本文書ハ「旧記雑録後編一」二八二号文書ト同文ナリ)

『牛王』

鎮守霧嶋六所大権現・正八幡大菩薩・止上大明神・開 奉始梵天帝釋四大天王、六拾餘州大小神祇、別而當國

門正一位・九所大明神・新田八幡大菩薩・諏訪上下大

仍誓文如件、

永禄七年子拾一月十九日

北郷左衞門尉殿(時久)

[上包]

起請文

(本文書ハ「旧記雑録後編一」三〇五号文書ト同文ナリ)

〇 五

島津義久起請文写

『有正文』

起請文

如承候世上何様之雖為轉變、向後聊疎儀有間敷事、

御返報

北郷殿

頼房

北郷左衞門尉とのへ(時久)

『近衞殿』(花押)

三月十三日

明神•天滿天神等部類眷属等、各御罸可蒙者也、

義久

(花押)

義久

就善悪讒者、讒言每々有之習候欤、決実否可為一味之

心緒、最賴母敷候、此旨同意之事、

雜説之時者互可被披合事、 若此趣有違犯者、

『牛王』

奉始上梵天帝尺四大天王、下堅窂地神、大日本國六十

余州三千余社、殊者當國鎮守等、開門正一位諏訪大明

別者隅州惣社正八幡宮・霧嶋六所権現・稲荷大明

神・天滿大自在天神部類眷属等、可蒙神罸冥罸者也、

仍起請文如件、

永禄十一年六月十五日 北郷左衞門入道殿 義久 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編一」四四四号文書ト同文ナリ)

島津義久書状写

『有正文』

其境与肝付和融之企有之由示給候、 之入魂者、聊以確執之儀有間敷候、 此方可有鬱憤之由、彼方被存候欤、 至當家向後於真実 尤肝要候、然者對 此旨為御納得候、

恐く謹言、

十月二日

義久

(花押)

北郷左衞門尉殿(時久)

上包

北郷左衞門尉殿

(本文書ハ『旧記雑録後編一』二三八号文書ト同文ナリ)

0 **t**

相良頼房書状写

『有正文』

菱刈方依取乱、一両年不慮之防戦無是非候、然者嶋

候、向後如代~可申談外、不可有別儀候、就夫、至 津殿以御入魂、菱刈家可被相残之由承候、大慶之至

恐ҳ謹言、

『永禄十二年欤』

九月七日

賴房

(花押)

北郷外

御宿所

其表御出頭之由候間、為祝儀用使書候、猶期来信候、

衆現當兩罸可蒙者也、

『上包ノ裏ニ在』

『上包』

御宿所

頼房

相良

(本文書ハ「旧記雑録後編一」五一九号文書ト同文ナリ)

『有正文』

島津義久起請文写

起請文

對伊東弓箭雖不新候、別而御入魂可為一味事、并此方庄

内肝付之間、讒言之時者、 則左右方江可申理、又無腹

臟可承事、

右於違犯者

『牛王』

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅穽地神、 惣日本朝

殊者當所諏訪上下兩大明神、 并天滿大自在天神部類属 中大小權實神祇、別者當國鎮守新田八幡・開門正一位、

仍起請文如件、

天正貳年甲戌 九月拾日

義久 (花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

『上包』

従鹿児嶋

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七五六号文書ト同文ナリ)

〇 一 九

島津忠平義書状写

『有正文』

起請文

對伊東弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可為御入魂事、

今度御談合之行隠密之事、

江無腹臟申披、 可被仰披事、

庄内真幸之間、従何方茂讒言之時者、

承付次第左右方

右条、於違犯者、

『牛王』

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅窂地神、 惣日本朝

中大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩・開門正 位 殊者當所諏訪上下兩大明神、天滿大自在天神部類

眷属御罸可罷蒙者也:

仍起請文如件、

北郷左衞門入道殿(時久) 忠平(花押)

(本文書へ「旧記雑録後編一」七五八号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\circ}$ 川上意釣忠外三名連署起請文写

『有正文』

起請文

對伊東弓箭雖不新侯、 弥御一張被仰合、可為御入魂事、

今度御談合之行隠密之事、

此方庄内肝付之間讒言之時者、承付次第左右方へ無腹

臓申披、可被仰披事:

右條、於違犯者、

『牛王』

部類眷属御罸可罷蒙者也、

仍起請文如件

正一位、殊者當所諏訪上下兩大明神、

天滿大自在天神

天正貳年戌九月拾日

『伊集院右衞門』

(花押)

『平田美濃守』 (花押)

『村田越前守』 (花押)

川上 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七五七号文書ト同文ナリ) 北郷一雲齋 人 ※ 御中

近衛前久書状写

『有正文』

遙久不能書信遣恨候、仍日州之儀、義久如存分成行候。 之由、千萬珍重候、則可差下使者候処、拙者事者右府 へ一味申、 別而入魂被申二付、 敵地擇一圓不成合期候

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅窂地神、惣日本朝

中大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩・開門

間、 無其儀候、更非疎意候、 自然可然之様取成可為祝

着候、将又愚身事、 信長一段馳走、 無疎意様躰、 施面

越候者、 束候大鷹、 目事候、 可為喜悦候、偏才覚此時候、先年之鷄于今令 於時宜者貞知可申越候、 逸物無比類候、大鷹共ハ悉右府へ進之、 如何様ニも此節所望候、 以馳走義虎迄於被 一居

も無之候、猶期後音候也、

所持候、

卯月七日(天正五年) 近衞前久 (花押)

北郷左衞門入道とのへ(時久)

北郷左衞門入道殿(花押)

(本文書へ「旧記雑録後編一」九二〇号文書ト同文ナリ)

島津義久起請文写

『有正文』

起請文

被顕心肝、承悦尤不少、於永代弥可致同懷事、不可有改 今度大友家邪路之防戦企故、 依諸口雜説、 以御誓紙條 ₹

> 替者也、 若令違犯者、

可心安候、

次内、約

『牛王』

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅窂地神、

惣日本國中大小

神祇冥道、別當國惣社新田八幡大菩薩・開門正一位・天

蒙者也、

滿天神、

殊者麑嶋鎮守諸大明神等部類眷属神罸冥罸可罷

仍起請如件、

天正六年七月廿日

義久

(花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

『上包』

起請文

(本文書ハ「旧記雑録後編一」九八六号文書ト同文ナリ)

『有正文』

島津義久書状写

心元候、縱對此方雖有被疑儀、於度、向後不可有隔 今度依其境雜説已下等騒動之由、 風聞如何候哉、

従是弥不可存疎鬱候、 心之旨、互神文之上聊非別義侯、猶諸神茂御照覧、 可為御納得事肝要候、 委細南

林寺へ申含候、恐々謹言

拾月十五日

北郷左衞門入道殿(時久)

義久(花押)

『上包』

北郷左衞門入道殿

義久

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇〇七号文書ト同文ナリ)

飛鳥井雅継書状写

『有正文』

追而令申、

扇子二本進候、

哥ハ梶井門跡御

雖未申通候、令啓候、去年不慮:右兵衞督相果候、

筆にて候、御音信迄候、

然者爰元之儀。不相替従信長殿被仰付候間、可御心

御一身之御手柄之由、京都無其隠候、寔寄特存候、 易候、仍今度於向州表被尽粉骨、御存分二成候儀、

無其儀候、於爰元相似候御用候ハ、可被仰上候、 使者差下申度乍心中、信長殿御上洛切候之間、執紛 猶

志水入道可申候、恐ゝ謹言

六月十八日(天正七年頃ヵ)

北郷一雲入道殿(時久)

『上包』

北郷一雲入道殿

(本文書へ「旧記雑録後編一」一○九四号文書ト同文ナリ)

島津義久宛行状写

『有正文』

知行證文之事、雖不改御懇望之条、数ヶ所之城所領 今度以神載、永々可為無二之忠懃旨趣尤肝心、就夫當(뼇)

無吴儀令宛行之状如件、

天正七年拾二月廿三日

義久 (花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

『上包』

北郷左衞門入道殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一一一一号文書ト同文ナリ)

534

近衛前久書状写

『有正文』 猶、去年錯乱之刻、則令法躰、付、 判形如此

改候、何様爰元如本意成行、以後者隠遁与云、

好便之条令啓候、抑去年夏以来者、下、成下無是 至其方:及下国侯間、万事~~可頼入候、

非次第候、内々申下度折節、従醍醐安養房・持明

院令下國候由候条、具様子可申候、直二被相尋、

候、委曲雖可申候、 自然馳走肝要候、此沙門衆去年已来對拙者忠節共 可有口状候条不能詳候也、 状

二月廿日

『近衞殿』 (花押)

北郷左衞門入道とのへ(時久)

(本文醬ハ「旧記雑録後編一」一三二六号文書ト同文ナリ)

島津義久書状写

尚《大隅之事、 重畳侘可申心底候、 事成間敷段、

必定存候、

防戦之成立依不覃是非、 頓川内江差出相順迄候、 然者

> 被遣由、 様子候、扨者當時之身持成之分別候而、 厥表之儀等色 < 雖致侘侯、隅州事者國分ニ而長宗閑部 堅被仰候、猶ゝ可申理覚悟候へ共、 隔心之儀無之候、 向後者可廻合 迚可難成

為後日染筆候、 恐々謹言、

地躰肝要候、春日・八幡御照覧、

『天正十五年』

五月十六日

義久(花押)

北郷入道殿(時久)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」二九〇号文書ト同文ナリ)

豊臣秀吉朱印状写

義久・義珍御赦免之儀忝存付而、 不残心底人質致進上、

并兵庫頭居城日向内にて候とて、

御理不申明可申之由、

迷惑候之間、 被及聞食候、左様候へハ、兵庫頭可在之所不相定、可 右之飯野城二付、真幸郡又一郎二可取之

候事

一大隅之儀、物主可被作付ニ雖相定候、右両人始伊集院(仰り)

無親疎躰被見及候之間、 兵庫頭『大隅之儀可被遣と思

召候事、

此上者兵庫頭質物別ニー人可出候、又一郎儀者御そは ちかひ候共、又一郎儀者不便被思召候条、 持方等上かたにて可被仰付候、左候へハ兵庫頭覚悟相 三被召仕、自分之為部屋栖、 真幸郡被下候、 人質:成間 其上御扶

大隅之内伊集院右衞門太夫居城二付一郡之儀者、 より右衞門大夫ニ被仰付候条、 可得其意候事 最前

人質を出、

居城を明、

中納言ニ

相つ

嶋津中務小輔儀、 候とて、 被思召候間、 き上かたへ罷上、似合之扶持をうけ可有奉公由、 可被召上儀ニあらす候間、 日向之内佐土原城并城付之知行以下あげ 是又中務少輔可被 神妙

嶋津右馬頭儀者、 本陳へ相越候間、

向後まて彼城相立、

本知無相違様兵 人質を召連、

義久次第二致覚悟、

御

申候也、

庫頭可申付事:

返下事、

本郷儀、 人質を出候ハヽ、 大隅之本知不相違樣可申付

日向之内。北郷當知行千町計在之由候、

両条ニーヶ條於相背者、彼北郷可被成御成敗候間、 させ奉公於在之者、右之千町其身ニ可被下事 事候之間、 人質之外ニ子を一人、又一郎同前ニ相 得 め

其意、彼城可取巻人数之事、

中納言・毛利右馬頭・備前少將・大友左兵衞督・小早 河左衞門佐・吉川治部少輔・宮部中務卿法印・蜂須賀

巻討果可申候、左様候者、 由・嶋津修理大夫・同兵庫頭、 其跡職大隅之内之儀者、 両國之人数を召具、 兵 取

阿波守・長宗我部宮内少輔・尾藤左衞門尉

黒田勘解

庫頭 - 可被仰付候事

右北郷於相背御下知者、 被下候之間、 可得其意候、 其面在陳之衆へ悉不残兵粮可 猶安國寺・石田治部少輔可

五月廿六日(天正十五年)

嶋津兵庫頭とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」三三四号文書ト同文ナリ)

これ

國 屻 9

乏

者

聞届速可申付候条、

可被得其意候、京都御用い

条

〇二九 豊臣秀長書状写

『有正文』 以上

先日申渡國、法度書付進之候、

河守可申越侯、諸事有相談、 慥可被申付事簡要候、 猶於様子者、福智三

六月十五日

向後聊不可有疎略候、

秀長 (花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」三五一号文書ト同文ナリ)

 \subseteq 豊臣秀長書状写

『有正文』

尚以先度申越候法度之旨、 聊無由断被申付之由尤

候 御用事如何様共可承候、旁三河守申聞候、 以

上

帰陳以来不申越候、未豊前國小倉城普請申付在之事

申付旨候間、諸事有入魂、 自然境目以下申事於在之

仍日州之儀、秋月・高橋被仰付相越侯、

堅固可

可申越候、 謹言、

か様共可被申越候、

聊不可有疎意候、尚福智三河守

七月五日(天正十五年)

秀長 (花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」三六二号文書ト同文ナリ)

豊臣秀吉朱印状写

「有正文」

於肥後國陸奧守不相届所行『付而被仰出条~

先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候処、 悉被討果侯、陸奥守茂柴田令一味之条、 同事二可被 被遂御一 戦 加

御退治与思食、既賀刕金澤迄被寄御馬候之處、走入種 然無幾程忘御恩賞、尾刕与御鉾楯之剋、陸奥守構別心、 ◇御侘言申上□付而被助置、 **剰越中一國被仰付候、**

座 能州・賀刕へ妨を成候ニ付而、 越中久利賀良峠二被立御馬、 重而為御誅罸被成御動 彼國富山を被取巻、

既陸奥守可被刎首之處、かしらをそり御先手へ走入候 不便二思食被助一命、 其上於越中一郡被宛行候

然者妻子召連在大坂仕付て、於上方摂刕能勢郡被下、

外聞可然様被仰付候事!

右之分にても猶以不便"思召、又者御用"も可立かと 被思食、今度於九州肥後一國被仰付、彼國肝心之城~

下へ被召上、悉静謐之御國被預ヶ置候處、無程陸奥守 夫被下置候、其外城~有破却、城主共妻子以下まて天 をハ陸奥守居城ニ被仰付、 御下知、彼國侍『以御朱印被仰付候少知をも不相 鉄炮・同玉薬・兵粮以下丈

渡及迷惑之由候事

彼國百姓以下も有付候様ニ候者、分別可申付候間、 申懸:付而、及迷惑一揆起之由候事、 畳被仰出候處、 檢地を仕、其上百姓□對し下ヾ非分等 重

守相背御朱印旨、被仰出之趣相違之様可存候段、 上下共二相背族無之候處、 陸奥 如何

今まて諸事被仰出儀、

二被思食候事

唐南蛮國迄も可被仰付候与思食候条、九州之儀者五畿 内同前ニ被仰付候ハて不叶儀候間、早速可被遣御人数 國々者共所行可被御覧分、毛利右馬頭九刕

被差遣候事

相越、

堅可申付之由被仰出候、其ニしたかひ御人数可

毛利右馬頭相動候でも、一廉無之候付てハ、大和之大 納言・江州之中納言・備前之宰相、其外四國之者共を

被差下之条、能、示合可申越候事;

聞召、又者彼面、様子為可被見及、伊集院右衞門大夫 初、不残出陳之儀可被仰付候、然者各存分之通為可被

猶以彼國行等之儀、伊集院右衞門大夫二被仰含之条:

成其意兵庫頭申次第、

不存緩可相動候也

十月廿一日(朱印)

北郷讃岐守とのへ

北郷一雲軒

(本文書ハ「旧記雑録後編二」三九三号文書ト同文ナリ)

豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

察候、彼國静謐之上者、令帰陳尤候、猶石田治部少 言上之趣被聞食候、至肥後堺目在陳之由候、辛労令

輔可申候也、 二月十一日(美田十六年)(朱印)

北郷一雲軒(時久) 北郷讃岐守とのへ(忠虎)

上包

本郷一雲とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四二〇号文書ト同文ナリ)

島津義弘起請文写

『有正文』

敬白 起請文之事

當家中為何轉変雖在之、對一雲并證岐守殿、向後無二

可申承事、

自他國之諸侍雖逆心企候、一味有間敷之旨、 委細承置

候之事、

讒者讒言并雜説等之儀、 承付之由申通、又可示賜、 依

時宜実否可有糺明之事

雖為伊東家庄内近邊居住、 到鹿児嶋• 飯野、 無相談為

私被仰談間敷之由、尤肝要存候之事、

右條々、其家中衆於子、孫、茂相違有間敷段、 誠賴母

敷存候事付、拙者家中之者共江茂神文之儀可申付之事、

右条丶若於有偽者、

六十余刕大小神祇、別而日刕擁護妻万五社大明神・八幡 奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅窂地神、 惣日本國中

大菩薩・霧嶋六所大權現・白鳥六所大權現・拘留孫三所

大權現・一二三之宮・天滿大自在天神御部類眷属、

神罸

冥罸可罷蒙身上者也、

仍起請如件、 天正十六年

二月三日

義弘

(花押)

北郷讃岐守殿 北郷左衞門入道殿

(本文書へ「旧記雑録後編二」四一九号文書ト同文ナリ)

島津義久書状写

『有正文』

洛、于今滯在之躰侯、然者宗次郎兄弟堅固侯之条、 今春之御吉兆千祥万賀、多幸不易 ′ ′ ′ 、抑不慮致上

定而可為満足候、仍義弘・右衞門大夫上國之由、以

御朱印被仰出候之間、可應其儀候、儅者留守中領國

端能様才覚賴入候、此方格護之諸城茂庄内同前二可 之儀心遺候、乍去貴所、幸日州口へ在宅候之儘、万 被添御心事所希候、随而任見来、鞦二懸進之候、寔

補嘉礼計候、恐々謹言、 二月十一日

義久 (花押)

北郷左衞門入道殿(時久)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四二四号文書ト同文ナリ)

島津龍伯義書状写

逗留中、以 厥后可申通之處、萬取紛無音罷過、非本懷候、仍先刻御 神裁別而真実之儀共候、依為度、返翰無益

之段承候之条、于今遅怠候、然處此度息讃同被成 候、尤肝要之至、不覃是非候、倍於向後互不可有違易候 神文

事候、 期来喜候、恐々謹言

十二月十二日

龍伯(花押)

北郷左衞門入道殿(時冬)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」五五三号文書ト同文ナリ)

就唐船相着、如目録到来、種々取揃之段、

別而悦思食候、

豊臣秀吉朱印状写

猶石田木工頭可申也、

十一月六日〇(朱印)

(本文書ハ『旧記雑録後編二』六一八号文書ト同文ナリ) 本郷一雲軒

豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

砂魚糖 到来之目録

五百斤

一大つほ 壱ツ

花入 からろ 三ッ 弐ツ

540

別肝要 " 候、猶委曲ハ白濱次郎左衞門尉可申間'

茶碗大小 三ッ からかねのはち 壱ツ

きんはん ゑさしなへ 壱ツ

きんはく 弐拾枚

五十枚

已上

十一月六日(天正十七年)(朱印)

北郷一雲軒

(本文書ハ「旧記雑録後編二」六一九号文書ト同文ナリ)

『有正文』

島津竜伯義書状写

雖新申事候、今度致上洛、安宅殿口柄承得候間、

之間、 自今以後者、 如先年何篇純熟候之様 - 御分 作頂戴、諸公役之儀不被混當家候キ、此中意分雖 不殘愚意申下候、然者貴所之事、近年 有之、公儀之恐:候条令用捨候、然者承得儀共候 御朱印被

令省略候、恐々謹言、

七月拾九日 北郷入道殿(時久)

竜伯

(花押)

同讃岐守殿(忠虎)

(本文書へ「旧記雑録後編二」六七四号文書ト同文ナリ)

『有正文』

豊臣秀吉朱印状写

候也、

為見舞味噌百桶到来、悦思食候、猶石田木工頭可申

卯月朔日〇(文禄三年頃ヵ)(朱印)

本郷一雲斎

『上包』

本郷一雲とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一〇九一号文書ト同文ナリ)

『有正文』 豊臣秀次朱印状写

仰遺候、可成其意候、 津修理入道居城迄可送届侯、嶋津又四郎かたへも被 より人足百人・乗懸馬拾三疋、則奉行已下申付、嶋 近衞事、嶋津分領之内へ被遣候、然者日向之内あや 卯月十三日〇(朱印)(朱印) 猶幽齋可申候也、

北郷左衞門入道(時久)

『上包』

北郷左衞門入道

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一二九七号文書ト同文ナリ)

近衛竜山魚書状写

『有正文』猶々以前者一裹懇志之至、喜悦候、其以来何か 者其國下向申候刻、懇意候義殊更帰洛之節、泉 と打過、書状にてさへ不申、所存外候、先年拙

如此書中申候、次此色帋二枚・屛風之分一双、 郡迄被送候事共難忘候、拙身事呉々無疎意故、

雖憚多候、染禿筆進之候、旁重而可申候、

龍伯

在京節、参會申候

思寄侫人依申成、信輔至坊津雖及滞留、大閤無咎趣、 儀、無是非、乍去無別義先静謐侯、将又去年已来不 其以後遙久不申通、疎遠之至候、仍今度京都不慮之

領知迄於薩州被遣候間、 以得心早~至鹿児嶋、先被出、可述窮屈之由候而、 可心安候、定帰洛之義も不

祝着候、何樣期後音候也、

可有程之樣;各申候、其間之儀如此上者、馳走可為

八月十六日

『近衞殿』

(花瓣)

竜(近衛前久)

(本文書へ「旧記雑録附録二」一三六七号文書ト同文ナリ)

鳥居小路経孝書状写

『有正文』 猶、御届物上裹以判形封之、下進之候、以上、

就今度入木道御許之儀、色紙二枚被懸御目候、

誠御

汰、下進之候、御書又如此候、當時之眉目後代之亀 執心之段、感思食候、就其七箇条御免之届物令申沙 傳之旨可申下候也、

鏡不可過之候處、来春御上洛之砌、 弥於被受御相傳 八月廿日

者可為珎重之旨、

青蓮院宮御氣色候、 猶両人江申渡候間、 不能一二候

恐ҳ謹言、

八月廿日 北郷左衞門入道殿(時久)

> 經孝 (花押)

『上包裏ニ有之』

鳥居小路大蔵卿

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三七〇号文書ト同文ナリ) 北郷左衞門入道殿

經孝

『上包』

青蓮院尊朝法親王書状写

『有正文』

今度日州庄内住北郷左衞門尉入道一雲、色帋二枚觸眼 **寔如此之段奇特感入候、** 執心之由候間、 七ヶ条免

除之巻物染筆候、猶来春上洛之事候者、筆法等可令相 明神·天滿大自在天神部類眷属等、神罸冥罸可蒙者也 **刕**大小神祇、別者當國鎮守新田八幡、 奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅窂地神、 殊者鹿兒嶋諏防大(註) 惣而六十餘

(墨引)

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三六九号文書ト同文ナリ)

鳥居小路との

島津義久起請文写

『有正文』

起請文

萬一世上轉變之刻、雖為親類之好、捨逆黨、 無二可被抽

忠勤之由、尤以神妙、并讒侫之儀互可申披、 殊此節大友

家諸口依被廻謀略、心遣之謂以御蓍紙条々承早、慇懃之

弥於向後無愀易可致一味事、

若令違犯者、

『牛王』

仍起請如件'

天正六年八月三日

義久(花押)

北郷弾正忠殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」九八八号文書ト同文ナリ)

島津義久起請文写

起請文

『有正文』

到永代無二可被致奉公之由、尤以神妙、殊雜説之刻者、

不廻時日互可申披、并縱雖為親類年来之好、於逆黨者

不可有御同懷之段、 条、被顕誓紙感入候、弥疎遠可致

味事、

若令違犯者、

『牛王』

奉始 上梵天帝釋四大王、下堅窂地神、惣而日本國中六

訪上下大明神·稲荷大明神·天滿大自在天神部類眷属^{*} 十余刕大小神祇、 別而開門正一位・新田八幡大菩薩・諏

神罸冥罸可蒙罷者也、 仍起請如件

天正六年水霜月十三日

義久(花押)

北郷弾正忠殿『忠児』

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇三〇号文書ト同文ナリ)

〇四六 島津龍伯義起請文写

『有正文』

起請文之事

世上縱雖為轉變、被對當家無二可被抽忠敷段肝心候、

従是聊不可有疎懷事、

讒者讒言之時者、互可致糺明、并逆心之輩可申来刻,

可有披露旨珍重侯、此方以同心之事、

秋月・高橋・伊東江入魂有間敷趣、尤肝要之事、

右條、於有偽言者、

『牛王』

嶋六所大権現·別當所鎮守諏防上下大明神·惣六十餘刕(ホ) 廟新田八幡三所大菩薩、并大隅國正八幡大菩薩・日刕霧 奉始上梵天帝釋四大天王、下堅窂地神冥官冥、殊當國惣

大小神祇・天滿大自在天神御罸可罷蒙者也、

仍起請文如件、 四八 豊臣秀吉朱印状写

天正拾六年拾二月十二日 北郷讃岐守殿

『上包』

起請文

龍伯

(花押)

『有正文』

猶石田木工頭可申也、

十一月八日(朱甲)

本郷讃岐守とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」七〇二号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」五四九号文書ト同文ナリ)

豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

悦思

『有正文』

為年頭之祝儀、太刀一腰・馬代銀子三枚到来、

豊臣秀吉朱印状写

為音信紅糸三十斤到来候、遠路之志悦思召候、猶石田

十二月十八日(美正十八年) (朱印)

本郷讃岐守との(忠忠)

上包

本郷讃岐守

(本文書へ『旧記雑録後編二』七〇四号文書ト同文ナリ)

545

〇四九 治部少輔可申也、 鷹一連到来、遠路悦思召候、

正月十四日(朱甲)

食候、猶石田治部少輔可申也

北郷讃岐守とのへ

「上包」

北郷讃岐守とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編二」六三六号文書ト同文ナリ)

〇五 〇 五 〇 島津竜伯洜・同義弘連署証状写

職可被相勤候、彼息拾七之年無吴儀付属肝要:候、 北郷讃岐守直子雖在之、依為若年、宗次郎為名代諸

文禄四年七月五日

聊無相違分別尤二候、

義弘 (花押) 仍為後證染筆訖、恐ゝ謹言、

竜伯 (花押)

同宗次郎殿 北郷左衞門入道殿(時久)

『上包』

北郷左衞門入道殿

竜伯

同宗次郎殿

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五五七号文書ト同文ナリ)

〇 五 一 安宅秀安書状写

『有正文』

手柄之由相聞得、 態令啓候、高麗於唐嶋番船数多被切捕、 珍重:存候、又今度赤國北原之城、 御國衆別而御

> 弓次郎殿、此度高麗へ御出陳有度由、 打捕之由、 御注進候、 度~御仕合能大慶此事:候事、 種∼雖被仰候、

大明國衆在城候之処、

儀候間、長千代殿御上洛被成、弓次郎殿御事ハ御軍役 御質人之替も無之候条申留候、 乍去弓次郎殿御年比之

候而可然由候間、内~其御心得尤ニ候事、

弓次郎殿御在京料御知行千石にて、伏見御逗留之儀 然者御供衆上下、次二人足弐人、共二拾六人在之

由候、然間此まかない、折く(公儀之御役儀・宿ちん)

候、千石之物成と申候ても、漸三百石之内外有之由候! 殊"御乗馬不断被召置"付、彼是御調不相續由

以下、

彼米京着候へハ、右之分にてハ難成由被仰儀も尤二存

料被相加、先弓次郎殿御在京候様二、各御馳走可然候、 候、長千代殿より外ニ被成御合力候欤、千石之外在京

長千代殿御在伏見候者、 御分別候事 思外御造作可参候間、

不可過

年頭之御礼も毎年御延引候、 可然候条、不可有御油断候、 年頭之外ニも端午・八朔・ 相定御礼二候間、 被差急

則被捕巻、嶋津殿御手へ数多被

御出、

長千代殿御年少、

宗次郎殿御事も未若御座候条

談 旨被 續達候事、 出仕故候、 ▽⑪上様御馬不△被納、 年比にても名跡則無相違被 御忘却候之哉、 御存知候、 目可為不續候哉と、 被仰付候、 毎年御祝礼勿論、 被仰候様ニ、 郎殿御在京之儀候間、 大名衆死去之跡、 御本知無別申調候、 先年至御國ニ御動座之刻、嶋津殿御出頭候て後、 切御無沙汰之儀:候、 仰出候処こ、 各御存知之前"候、 然間則嶋津殿為先手御人数被遣、 種、三成被入情を、無別長千代殿へ御名跡 向後者可有其御分別由、 兼而被調上、 無御心元存候、於上邊も久敷御奉公被 折々之御音信も無之候故、 治部少隅州至宮内二罷越、 氣遣千万二三成も被相心得、 実子雖在之、若年之儀ハ勿論、 御家より之御祝礼をも弓次郎殿 如此三成事、 諸人数在陳候事も、 以来者御分別候て、幸弓次 御閉尤:存候、 仰付事雖在之候、 雖然、 各へ折~申候つる、 其次第一雲ハ無 度☆御家之儀令 讃州御代ニ 可被打果 讃州無御 讃州御跡 御家之 雲 各如 申

> 守御法度、 心を添申候へキ、其段小杉丹後殿御渕底ニ候、 却事専一候、三成事勿論、 出相長事申候様ニ可思召候哉、 公儀連々忝通、并三成御馳走申候儀をも、 右之御心得難在之候、各御家老衆折ゝ被申聞、 諸事忘却:成過候間申事:候、 御家中猥敷無之様:御奉公、尤専一:存候、 拙者式先度所替之刻、 併折、互昔を不申出候 何篇 不可有御忘 上様被相 當分不 惣別 随分

重陽如此之御祝礼、

上様へ之儀者不及申、三成方へ

恐ҳ謹言′ 九月十五日(文禄四年)

秀安 (花押)

より

『上包』

小杉丹後守殿

安三河

土持雲也老

御宿所

(本文書へ「旧記雑録後編二」一六〇一号文書ト同文ナリ)

『有正文』

〇<u>五</u>二

島津龍伯 義書状写

貴所為名代久二郎事、 當分在伏見候、 然者彼かたの

事、給分之地二千石格護候、左様ニ候て、其方之名

代如何之由出合候、さて者若年大儀候へ共、爰より ハ自身可為上洛候、其用意肝心候、久二郎事者、高

麗ニ而も、又當地にても、自分二千石之役儀相勤候 て可然由、安宅殿へ令談合候、任右之旨、其分別専

二月四日(慶長三年)

龍伯(花押)

用候、定而安三州よりも可被仰下候、恐々謹言、

(本文書ハ「旧記雑録後編三」六五四号文書ト同文ナリ) 北郷長千代殿(忠能)

『有正文』

〇 五 三

島津龍伯義書状写

貴所上洛之儀、安宅殿へ至相談申下候キ、然者高麗

北郷長千代殿

忠恒

之就役儀取紛候間、初秋之比可罷上由候哉、乍去當 家之事も軍役之外ニ令在京候、左候時者貴所上洛之

儀不混軍役事候条、早~打立肝心候、不可有延引候、

四月廿八日 猶年寄可申候、恐ゝ謹言

龍伯 (花押)

北郷長千代殿(忠能)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」六五五号文書ト同文ナリ)

五四 島津忠恒家書状写

『有正文』

去十日、於野、三谷其方手之衆致合戦、得勝利、首数

弥可抽軍節候、恐ゝ謹言、

尤神妙、感悦無極候、

討捕注文到来、珍重候、各令粉骨、

或討死、或被疵由

忠恒 (花押)

慶長四年九月十三日

北郷長千代殿(忠能)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」八七八号文書ト同文ナリ)

『有正文』

島津忠恒久宛行状写

雖為譜代之地、依天下之例被成検地、 分國

庄内之儀、

〇五六

長倉兵国書状写

家代~一日片時無不忠之旨證文候由、 残置候、北郷家之儀、其方相續迄及十三代候欤、於當 増候、然者各依粉骨之地、志和池・山田・野々見谷雖 道之驕有之間加成敗、 且為今度之弓箭、右之三ヶ所宛行候、全被領地 即始都城所、返遣、 承知候、 壱万石令加 且銘其

中就改易、幸侃被成下

御朱印、

近年令居住候處、

無

内府様被任御存分二付、

豊後守對

殿下、

一稜可致忠

儀

分候、 弥可被抽忠懃候、別而家老之衆へ、以右知行之内令配 其方幼稚候条、 入念諸式可相勤由申聞如此候、

猶平田太郎左衞門尉•鎌田出雲守可申候也

忠恒 (花押)

慶長五年十一月廿三日

北郷次郎殿(忠能)

上包

北郷次郎殿

(本文書へ「旧記雑録後編三」一三〇〇号文書ト同文ナリ)

忠恒

其許御本復之後、依無題目不申通候、仍上方御弓箭、 『有正文』

内府様御遺恨不淺之由相聞之候、貴家之御事、 承度候、近比何敷申儀ニ候へ共、隣方之儀ニ候間 令啓 上在之儀候間、 大錯亂之砌者、 〜無別儀御座候事、 恐惶謹言 内證:て宮崎表へ行仕候、然者嶋津殿御事、 自他致才覚共、 自然 連~為存前:候へ共、乍去ヶ様 殿下二被企御忠儀候者、 家々之ためニ成事、 諸事申 彼御方

世

長倉三郎兵衞尉

候、

『慶長五年』

十月十九日

兵國

(花押)

小杉丹後守殿(重頻)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一二四七号文書ト同文ナリ)

御宿所

〇五七 島津忠恒次書状写

為見廻早々一人被差上、殊我等上洛□付而祈念被相

企候哉、大慶之至此事候、 仍爰元仕合之儀、 弥無別

由候条、 儀候間、不可有心遣候、 御目見得相済次第、追、吉左右可申下候、 内府様も必年内御上國之

十二月四日(慶長五年) 将又巻物壱端為音信到来、 是又令祝着候、恐々謹言、 忠恒 (花押)

北郷次郎殿(忠能)

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一四一四号文書ト同文ナリ)

島津家久感状写

『有正文』

今度就犬追物、佐多又太郎・新納近江守互之申分共

二之角之手組を被退、以分別三之角『被立候事、 候而、既及當日両人共二相迦、 手組之刻其方之働故、

神

妙之至、深感入侯、 勿論於自今以後者、可為如先例

者也、仍如件、

慶長十一年

十一月晦日

家久 (花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿 家久

(本文書ハ「旧記雑録後編四」三〇三号文書ト同文ナリ)

『有正文』

輙致上着、

爰元大方仕廻候之間、近日江戸へ下向之

〇五九 島津家久書状写

用意取紛、 可有推量候、次弓之事、無断絶被仕候哉, 余者期下國之節候、 恐ҳ謹言

弥嗜候て可被相勤候、

七月五日(慶長十五年)

家久 (花押)

北郷二郎殿(忠能)

(本文書へ「旧記雑録後編四」七〇四号文書ト同文ナリ)

〇 六 〇

島津家久書状写

『有正文』

其以来絶音信候、仍其許長《逗留難堪令推量候、乍去 國之覚為家〻候へく候間、 行儀法度みたり『無之様』

先書:も申入候、

乍重筆又 < 令啓候、 自京泊只今上

旁為御存候

被近付、わかき者計被召仕由、 ニおとなしく可被有之儀可為満足、 へも然々無逗留由、無心元候、殊年寄たる者共をハ不 於必定者不可然候、 猶重而可申候, 構 謹

候、

井神三郎罷帰候、今朝十五日陸奧守殿御出船之由申

就夫貴所上洛無油断様ニ御急候へと、従京泊被

可為簡要候、世上之風説にハ方〻遊山耳にて、屋形内

言

六月二日(慶長十三年)

北郷次郎殿(忠能)

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三七四号文書ト同文ナリ)

家久 (花押)

島津惟新義書状写

『有正文』

崎新兵衞尉前差下侯、何も上方之儀、 御無事

尚~山口駿河守殿より陸奥守殿ニ注進状預、

福

事きれニ罷成、御弓箭ニ相定之由候、 然者陸奥

聞候条、各以其心得、早~可被成打立儀肝要候! 守殿御上洛、一刻も御急候ハてハ可為笑止由相

辰ノ七月三日

伊喜之介(伊丹康勝)

土大炊助

り毎月可被相渡者也 候へハ、長千代殿内衆手形を以逗留中、 父讃岐守殿へ被下候御扶持方之員数程、百五拾人分被下 嶋津陸奥守殿家中北郷讃岐殿證人長千代殿二、 (本文書ハ「旧記雑録後編四」一二四九号文書ト同文ナリ) 元和弐年 五月十五日(元和元年) 已上 先書 "も其方打立之日限、返札 "委敷可示給由申候 仰越候、必何日ニ庄内可被成打立候哉、 へ共、無其儀候、 北郷讃岐守殿 酒井忠利外三名連署達書写 猶以為可承用一翰候、 惟新 (花押) 辰ノ五月廿日よ 慥承度存候、 恐々謹言、 先年御親

安對馬

酒構後(酒井忠利)

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一三六五号文書ト同文ナリ)

松下善一殿

右御手形之写

土井利勝書状写

之段辱存候、猶期面上之時候、恐ゝ謹言: 為歳暮之御祝儀御小袖弐・綾嶋被懸御意候、

十二月廿一日 利勝 (花押)

土井大炊助

利勝

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三七七号文書ト同文ナリ) (墨引) 北郷長千世様(忠能) 人ҳ御中

〇六四 酒井忠利書状

参忝存候、 一昨日者、為端午之御祝儀、御帷子三ッ之内単物一御持 令登城候故、 不懸御目、御残多存候、何も期

面之時候、

恐惶謹言、

誠被入御念

候、誠御懇志之至忝存候、恐惶謹言、

為端午之御祝儀、

御帷子三之内単物一・龜屋嶋被懸御意

〇六五

土井利勝書状写

五月四日 (完和三年ヵ)

利勝(花押)

土井大炊助

(墨引)

北郷長千世様

利勝

(本文書へ「旧記雑録附録二」一三七九号文書ト同文ナリ)

朝倉宣正書状写

得御意候、祝詞之給候、

為端午之御祝儀、

御帷子一重之内単物令進覧候、

幾久可

五月四日(元和三年カ)

朝倉筑後守 宣正 (花押) 五月四日 (完和三年カ)

忠利 (花押)

酒井備後守

忠利

(本文書へ「旧記雑録附録二」一三七八号文書ト同文ナリ)

(墨引) 北郷長千世様(忠能)

(墨引) 北郷長千代様(忠能)

宣正

人ҳ御中

(本文書へ「旧記雑録附録二」一三八○号文書ト同文ナリ)

之候時ハ、右御文書書直し、御記録へ入筈也、 此五通之文書、林三右衞門殿より相遣候也

此文書、黄紙之能の無之候故、

此紙:相書置候、

黄紙在

船中為承由申候二付、

則飛脚被差上候、被入念候段、

〇六七 島津家久書状写

『有正文』

此方為見廻使者被差越、殊為音信南都諸白一荷令祝

着候、仍其方為替又四郎雖上洛候、従大炊頭殿之引

間、定軈而可相調候、猶使者可申達候間、不能詳候 付状未出候故、其地下向遅引候、大炊殿へ可申達候

謹言、

八月八日

北郷長千代殿(忠能)

(本文書ハ『旧記雑録後編四』一六九五号文書ト同文ナリ)

家久(花押)

島津光久書状写

『有正文』

日此方打立候、早打其許通候刻、今度火事之儀、於 去月廿九日之書状、今月廿四日到来候、然者今月十

中納言様別而被成御祝着候、我等居候近邊より火起

り候故、 皆ゝ漸ゝ出候躰ニて候間、 何ニても少も不

廻之衆類火候、何共令迷惑候、乍去火急ニ候つるニ、 出候、手前之儀者不及是非候、正宗之父子其外御馬 令満足候、委細定野州・兵部少輔

より可被申間、不能詳候、恐ゝ謹言、

上下無何事候間、

薩摩守

八月廿六日

光久(花押)

北郷式部太輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」八五一号文書ト同文ナリ)

〇六九 島津家久書状写

者漸又八郎事其地へ可為参着候、於其義者、貴所事 其後者無音相過候、弥以其方可為無事と存候、此比

于今同篇之躰候、従腫物每日膿なかれ、未致平愈候 ハ定而被相替、可有帰國と存候、吾等氣色之儀も、

御礼今度北郷佐渡守差上せ候間、 之条、弥養生之義無油断候、久志本殿被指下候、為 一書令啓候、尚用

口上不能委候、謹言、

北郷式部太輔殿

四月十二日

家久(印影

『上包』

北郷式部太輔殿

家久

(本文書へ「旧記雑録後編五」一〇三八号文書ト同文ナリ)

9 t0 島津家久書状写

『有正文』

帰國已後為見廻、 高田橋甚左衞門尉被指遣、令祝着

> 覚悟候、庄内へも弾正下野より申遣、 其方之假屋家新敷候之条、少、普請申付、近日可移 候、氣色無尓、二付、居所一節相替、養生申度候、 北郷次右衞門

心安候、猶期後喜候、謹言、

指越、此方之衆と普請之相談共候間、可相調候、可

九月十五日

家久 (花押)

北郷式部大輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一〇八七号文書ト同文ナリ)

() **七**

島津光久書状写

『有正文』

存候、緩〻被存候而悪敷候間、まつ早奉行衆

尚ゝ大風:成候ハ、、 船共うちかへし可申と

へ申付候而尤候と、式部夫より庄内衆へ精入(大阪々)

可有候、以上、

と存候、早ゝくかへをろし可申候間、可然存事ニ候、(瞼) をろさすに御座候間、此風稠吹申候て、に費可申候 鹿児嶋之海へ琉球之こく船罷居申候、此船之に今日(荷)

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一二六号文書ト同文ナリ) 『有正文』 (本文書ハ「旧記雑録後編五」一三二〇号文書ト同文ナリ) 其以来不通候、仍石漕舟何程出来候哉、彼是為見廻 用使書候、猶相含口状、恐、謹言、 十一月十一日 此等之趣従式部大輔殿老中衆へ被申候而尤候、 候様二可然候、 八月三日 (墨引) 北郷式部大輔殿 老いる 北郷次郎殿(忠能) 北郷式部大輔殿 島津忠恒家書状写 忠恒 (花押) さつまのかぇ 身 (花押) 則調 (中表紙) 『有正文野部治右衞門』 (表紙) 御 〇七三 北郷文書 文 書 進上物注文写 原題御文書令臨 令 臨 坤 坤

嶋津陸奥守元久之御在京

將軍御成之時獻上物并拜領物寫

應永十七年六月三日御参著、

同十一日御参會候

従御所樣(足利義特) 進上物 御太刀一腰 御太刀一振金作 鳥目二千貫

御舎弟 新御所樣江(足利義嗣)

進上物 御太刀一腰 鳥目三百貫

官領江太刀一 従御所様 御太刀一振 鳥目百貫

裹松殿江太刀一 鳥目五十貫

山名金吾江太刀一 武衞玉堂江太刀一 鳥目五十貫 鳥目五十貫

土岐殿江太刀一 色殿江太刀一 鳥目五貫十(ママ) 鳥目五十貫

京極殿江太刀一 鳥目五十貫

赤松殿江太刀一 畠山大夫殿江太刀一 鳥目三百貫唐物 鳥目五十貫

畠山少輔殿江太刀一 鳥目五十貫

伊勢殿江太刀一 鳥目五十貫

飯尾殿江太刀一 鳥目五十貫

同廿九日御室形江御成候時引物

御所樣江進上物之分

御鎧一兩白糸 一御太刀金作 一鳥目千貫

御弓征矢 一御馬二疋、一疋ハ鞍置 一小袖十重

御太刀白作 金紫堆紅 響 (響 (響 (声) 一御太刀黒作 一毛氈十枚 一段子廿端 一盆三 一虎皮十枚

海梅花三十枚 一面革卅枚 一壺十 一絹百疋

御所樣懸御目之人数

御一家

椛山安藝守

北郷中務少輔 御太刀一 御太刀一

鳥目百貫 鳥目百貫

加治木能登守 國方

野邊右衞門太夫 御太刀一 御太刀一 鳥目百貫 鳥目百貫

平田右馬助(重宗) 太刀一 肝付河内守 北原右馬助 御鎧白糸 太刀一 征矢百 毛氈五枚 鳥目百貫 鞍置御馬 新御所樣工 阿多加賀入道 蒲生美濃入道(清寬) 飫肥伊豆入道 官領江 御内方 細川殿江 小袖三重 小袖三重 御引物 一御長刀 御太刀 虎皮五枚 染付鉢一 金紫堆紅 御太刀一 御太刀一 御太刀 御太刀一 御太刀一 御太刀一 壷五 壷五 對 面革五枚 面革五枚 馨香五十 御弓征矢 鳥目百貫 鳥目百貫 鳥目百貫 小袖十重 鳥目百貫 鳥目百貫 鳥目百貫 一繪十幅 面革廿枚 弓十張 弓十張 征矢百 征矢百 **馨香臍五** 太刀一 **馨香臍五** 太刀一 **馨香臍五** 太刀一 小袖三重 太刀一 小袖三重 新田殿 御近習人數 同少輔殿 同出羽守殿 同七郎殿 伊勢殿江 同中務少輔殿工 畠山相模守殿江 赤松殿江 小袖三重 **馨香臍十 馨香臍十** 小袖三重 壷三 壷三 壷三 童三 面革三枚 面革三枚 面革三枚 面革五枚

弓

征矢

弓

征矢

弓十張

弓

征矢

朝日殿

侍人大名騎馬衆太刀一 小袖三重

南禅寺江壷三 鳥目十貫

相國寺江絹百疋

東福寺江鳥目十貫

南禅寺都分鳥目三十貫 壷 (**) 即宗庵江點心料鳥目十貫

瓶三 具足一鈸 馬一疋

四条道場江壷三 茶碗皿三百 密施力)

香炉十 花瓶一對

一条正規道場江壷五 赤松殿老名敷人江鳥目三十貫 茶碗皿六百 虎皮五枚 人参十斤 壷五

依藤殿江壷三 弓十張 征矢百

赤松殿右馬助江弓廿張

征矢百

面革三枚

清阿江鳥目五十貫 壷 虎皮

直阿江鳥目五十貫 童三 繪十幅

侍 雑仕・小舎人・力者 御厩七間五間 童子松法

> 師・輿舁・諸職人 鳥目五百貫

御成屋形候時鳥目千貫

酒肴数~、此外鳥目色~不知数、

従御所様御太刀二振・御鎧・御馬各諸大名□具 (物々)

伊集院殿御所:上洛候而、在京之時儀被取成候、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八〇〇号文書ト同文ナリ)

包丁人春山

〇七四 相良頼房義書状写

『有正文』

人参十斤

其以後可申通侯處、遠方故無音之至、聊非疎放侯、

秘蔵之躰過御察候、 仍而六月之時分以御同名紀伊介方、近比之預乗馬侯、 然者筒糸毛漆笠黒毛任好嘉例進

入候、祝義一段候、倍可申談外無別儀候、 御同前所

仰候、旁青蓮寺可為演説候、恐ゝ謹言、

北郷殿

八月八日

頼房 (花押)

御宿所

558

相良

『上包』

北郷殿

賴房

御宿所

北郷殿

為廣

相良

『上包』

〇七六 北郷忠相起請文写

有正文肝付半兵衞』『牛王

無餘義可為御同前事、

一此度就和融之媒介守護之御分別、

於已後相違之時者

就和平取持、自然以和讒雖雜説義侯、

相互申分不可

有信用事、

右條、偽申候者、

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、 國中大小神祇、殊者當社鎮守霧嶋的野八幡、春日諏 惣者日本

恐く

訪部類眷属等可蒙御罸也、

仍起請文如件、

天文拾八年配十二月九日

讃岐守忠相 (花押)

肝付三郎五郎殿

559

『有正文』

〇七五

相良為廣書状写

就不慮之篇目出来、 今又預御使僧候、祝着不少候、仍以前被申候伊東人

先日用使書候処、

御丁寧之至、

衆乱入候之間、種、成武略候条、去十三敵陣落去候、

其表弓箭堅固之御才覚、為此方専一存候哉、代丶益 残黨以下加誅伐、 一郡悉属静謐候、外聞実儀本望候、

> 可申談事無余儀候、旁御使僧之可為演説候、

九月廿二日

為廣

(花押)

謹言、

御返報

北郷殿

『裏:在』

北郷

[上包]

肝付三郎二郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二六三七号文書ト同文ナリ)

 (七 七 尊朝法親王書状写

「有正文」

去比者一札披見悦入候、殊唐墨種、慥到来候、 懇意

之儀難謝候、随而此三社親王御方被染御筆候間遣之

侯、今春者必上洛可然、猶鳥居小路可申候也、

『近衞殿』(尊朝法親王)

二月廿八日

北郷左衞門入道とのへ(時久)

『上包』

北郷左衞門入道とのへ

(花押)

〇七八 近衛稙家書状写

讃岐守忠相

候、仍以九澤軒申候儀、馳走頼入候、巨細猶長英朝

候、将亦此一冊#六人歌合、悪筆雖其憚多候、 書進之 由緒異于他子細候條、連ゝ可申通之処、無音無心元

臣可申侯也、状如件

嶋津次郎殿

四月廿七日

『近衞殿』 (花押)

上包

嶋津次郎殿

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録附録一」二八五号文書ト同文ナリ)

『有正文』

〇七九

近衛稙家書状写

好便之條馳筆候、細、可及短札之処、依遠路無其儀

可為祝者候、 候、遺恨候、 仍連ҳ申候儀、 別而可被馳走事、

一段

併頼入計候、猶進藤筑後守可申候也、

状如件、

二月十九日

『近衞殿』 (花押)

『有正文』

560

好便之條令啓候、抑國中無事之由候、尤珍重~~、

北郷二郎殿

『上包』

北郷二郎殿

(花押)

御用子細在之、若刕下向之条、子ニ而候少將ニ申置、

日不断光院・小山寺為同道到来候、

拙者儀、就上意、

之候、懇切之至、尤祝着難謝候、雅敦對豊刕筆下申 八境鴨沓之免状申付下進之候、然者沈香如一札上給

為我等御報申候、并葛袴之免状進之候、恐ゝ

○ Λ O

近衛尚通書状写

雖此興候、 短尺書進之候、

之儀、九澤軒可有演説候、以馳走預合力候者、可為 連、可申通処、自然懈怠背本意候、 抑一乱以来不辨

祝着候、併芳情頼入候事候、期後信候也、 卯月廿七日 『近衞殿』(花押) 状如件、

嶋津次郎殿

『上包』

(花押)

嶋津次郎殿

飛鳥井雅教書状写

『有正文』

珍章披見本望之至候、去年七月九日芳翰、二月廿七

北郷左衞門尉殿 二月廿八日

『飛鳥井殿』

謹言、

候間、

『上包』 北郷左衞門尉殿

雅教

近衛稙家書状写

『有正文』

以風便令啓候、抑國中無為之由候、尤珍重之旧好異于

仍此色紙雖有其憚、染筆進之候、将亦以九澤軒申候儀、 他子細候條、別而可申通候処、疎遠之至遺恨千萬候、

馳走併頼入候、猶長英朝臣可申候也、状如件、

(花押)

四月廿七日

561

嶋津左衞門佐殿

『上包』

嶋津左衞門佐殿

(花押)

後信候也、

、状如件、

卯月廿七日

(近衞尚通)

『近衞信伊』

嶋津左衞門佐殿

〇 八 三 飛鳥井某書状写

『有正文』

蹴鞠為門弟鴨沓之事懇望候条候、雖有子細之儀候、別

而執心候間、免之申候、尤規模不可過之候也、謹言、 『飛鳥井殿』 (花押)

北郷左衞門尉殿

十一月二日

『上包』

北郷左衞門尉殿

(花押)

八四

近衛尚通書状写

『有正文』

雖此興候、短尺書進之候、

乱以来不辨事、過賢察侯、此時一段預合力候者、 雖未申通候、 旧好之儀、異于他子細候間令啓候、 可為 抑一

『上包』

嶋津左衞門佐殿

(花術)通

八五

島津貴久書状写

『有正文』

歲暮之御慶重畳雖事舊候、猶更不可有盡期候、 抑就此等之祝儀、任先例用慶書候、年内者如此、 珍重

ξ,

十二月十五日

修理大夫貴久(花押)

明春者如意自他之満足、倍可申承候、恐ゝ謹言、

謹上北郷左衞門尉殿

『上包』

謹上北郷左衞門尉殿

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八五五号文書ト同文ナリ)

修理大夫貴久

喜悦候、偏芳助頼入候、猶九澤軒可有演説候、毎事期

謹上

北郷左衞門尉入道殿(時久)

可申承候、慶事、

恐~謹言

十二月十七日

修理大夫義久(花押)

此等之儀、

如例年用佳札侯、

尚自他之祝詞、明春早く

歳末之御慶重畳雖申事舊候、

猶更不可有休期候、

抑爲

『上包』

近衛前久書状写

『有正文』

昨日者来臨懇意段令祝着候、爰許逗留中節々可有出頭

候、将又鷹之事申候之處、可有馳走之旨本望之至、

卯月三日 入喜悦候、猶以憑候、 委曲申含伊勢因幡守候也、(貞知) 『近衞前久』 (花押)

『上包』

北郷左衞門入道とのへ

(花押)

飛鳥井雅敦書状写

不断光院迄之芳札令披見候、仍先年蹴鞠門弟之契約申

候付而、重而葛袴免状進之候、相届候由、

尤令祝着候、

送給候、御懇切之至難申謝候、 何様不計可令下國候之 弥以向後之儀、不混自余可申通愚意候、将又段金一端

条、入魂可為喜悦候、 猶期来便存候、恐ゝ謹言、

八月十四日

『上包』

北郷左衞門入道殿 『飛鳥井殿』

八九九

飛鳥井雅敦書状写

『有正文』

尚と切と鞠御興行之由、 誠御執心感入存候、 何ニ而も御懇望之儀候者、 右衞門大夫殿御物語候、(伊集院忠棟)

修理大夫義久

可 563 \bigcirc Λ

謹上北郷左衞門尉入道殿

『有正文』

雅敦

北郷左衞門入道殿(時久)

『有正文』

八八七

島津義久書状写

被申上候、別儀有間敷候、将又五明五本梶井殿被

伊集院下向付而染愚毫侯、抑一両年者絶音問御床敷侯! 染御筆候間、 乍些少進之候、併表音信計候、

之由珍重候、 細丶雖可申通侯、遠路不任心相似疎略侯、貴國弥安寧 何様不圖可令下國候之条、 其刻以向顔連

猶期後信存候、恐ゝ謹言 積鬱可申談候、自然於爰許相應之儀、不可有等閑候。

本郷一雲入道殿 六月廿八日 『飛鳥井殿』

『上包』

本郷一雲入道殿

雅敦

〇 九 〇 島津義久書状写

儀用慶書候、 歳暮之御吉祥千喜萬悦、猶更多幸 ^ ^ 、 抑為此等之祝 何様明春者自他之諸賀益可申承候、嘉事、

恐ҳ謹言、

拾貳月十七日

謹上北郷左衞門入道殿 (時久)

修理大夫義久(花押)

謹上北郷左衞門入道殿

〇 九 一 近衛信尹書状写

『有正文』

態染筆候、抑去秋、

禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、 家門之儀同前候、然

者諸式不如意之儀候条、匠作江差下古川主膳入道候、

此節各以馳走助成可為祝着候、随而扇子三本進之候,

猶進藤筑後守可申越候也、状如件、 『近衞殿』

十二月十三日

北郷左衞門入道殿

〇 九 二 島津龍伯義書状写

『有正文』

誠今春之御吉兆千喜万悦幸甚ペҳ、 猶更不可有際限候、

仍而爲此等之祝儀、扇子貳本到来珍重候、自是茂五明

進之候、 聊表恒例計候、恐々謹言、

564

修理大夫義久

『上包』

正月十一日

謹上北郷左衞門入道殿(時久)

修理大夫入道龍伯(花押)

『上包』

謹上北郷左衞門入道殿

修理大夫入道龍伯

〇九三

島津義久書状写

『有正文』

寔改年之御吉祥重畳、雖事旧候、猶以多幸不易^^,、

承候、仍五明二本表祝儀計候、佳事、恐~謹言、

抑就如此之儀、恒例之慶書珍重候、益永日中諸賀可申

正月十一日 修理大夫義久(花押)

謹上北郷左衞門入道殿(時久)

『上包』

謹上北郷左衞門入道殿

修理大夫義久

〇九四 島津義久書状写

「有正文」

期候、幸甚′′′、抑為此等之祝言、恒例之慶書尤珍重、 誠改年之御佳祥千喜萬悦、雖申事旧候、猶更不可有休

慶事、恐々謹言、

何様永日中諸吉倍益可申承候、

仍五明二本表嘉瑞計侯;

正月十一日

修理大夫義久(花押)

謹上北郷左衞門入道殿 (畸冬)

謹上北郷左衞門入道殿

『上包』

修理大夫義久

『有正文』

〇 九 五

島津竜伯義書状写

尚以御舟作之儀、弥手間入へき由聞得候間、

肝煎

尤:候、乍重言於致遅々者、

拙老迷惑可為此時候,

入魂頼存候、以上、

今度公儀御船作付而、石治少老より川東善左衞門尉

被指下候条、則彼者其地へ差越候、巨細之通可被聞

置事肝要に候、 然者此度十そう之船、 皆以正月中ニ

可相調之才覚専用之段被仰下候、自然各手前之船致

遅ゝ候て不可然、京儀之時者、畢竟此方迷惑可相究

重畳雖可令啓候、 哉と存候間、笑止:候、 可致口達之間、不及細筆候、恐と 能、可被入念事此節候、尤

霜月廿六日(文禄年間)

竜伯 (花押)

北郷左衞門入道殿

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一四〇号文書ト同文ナリ)

〇九六 近衛信尹書状写

『有正文』

態染筆侯、抑去秋、

禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門之儀同前候、然

此節各以馳走助成可為祝着候、随而扇子三本進之候、 者諸式不如意之儀候条、匠作江差下古川主膳入道候、

猶進藤筑後守可申越候也、

状如件、

十二月十三日

(花押)

北郷弾正忠殿

〇九七 島津龍伯義書状写

『有正文』

誠年首之吉兆千喜万幸、、、 抑為此等之祝詞、 慶札并

中諸嘉可申加候、 恐ҳ謹言、 五明二本到来、

珍重之至候、

従是書同進之候、

倍永日

修理大夫入道龍伯(花押)

正月十一日

謹上北郷長千代殿(忠能)

『上包』

修理大夫入道龍伯

謹上北郷長千代殿

『有正文』

〇九八

島津龍伯義書状写

誠年首之吉兆千喜万幸、、、、 抑為此等之祝言、 慶書并

566

『上包』

謹上北郷長千代殿

五明二本珍重候、 仍自是同進之候、倍永春中諸賀可申

談候、恐々謹言、

正月拾一日

謹上

北郷長千代殿(忠能) 修理大夫入道龍伯 (花押)

『上包』

謹上 北郷長千代殿

修理大夫入道龍伯

〇九九

島津龍伯義書状写

『有正文』

誠當春之賀祥重畳、不可有休期候、 為此等之祝儀、慶

猶永日中万慶可申加侯、恐々謹言、

札并五明到来祝着候、自是茂任舊例扇子弐本進之候、

正月十二日

修理大夫入道龍伯(花押)

謹上北郷長千代殿(忠能)

修理入道龍伯

000 島津忠恒家書状写

『有正文』

為新春之祝儀、

如旧例佳章并五明二本到来珍重候、

猶

永日中嘉祥可申加侯、 恐ҳ謹言、

正月十一日

忠恒

(花押)

謹上

北郷長千代殿(忠能)

『上包』

謹上北郷長千代殿

忠恒

 $\frac{\circ}{\circ}$

島津義弘書状写

『有正文』

誠當春之御慶幸甚く、 不可有盡期候、 抑為此等之祝儀、 御札并五明弐本到来

可申加侯、 恐々謹言、 目出候、

則自是も五明進之候、

猶永日中自他以御悦倍

北郷長千代殿

兵庫頭義弘 (花押)

北郷長千代殿

兵庫頭義弘

『上包』

謹上

北郷長千世殿(忠能)

○一〇二 島津龍伯義書状写

『有正文』

畳可申加候、佳事、 恐々謹言、 歳暮之為祝儀、任旧例賀札令進之候、

猶明春者諸吉重

『有正文』

拾二月廿八日

謹上 北郷長千代殿 (忠能)

龍伯 (花押)

北郷長千代殿

謹上

『上包』

竜伯

二月廿一日

椛山権左衞門尉

久高 (花押)

忠恒 (花押)

568

謹上 北郷長千世殿

忠恒

島津氏老臣連署書状写

御知行御公役分高四万千石之由、両度御給候、目録慥

分御分地相籠候由、是又承置候、若入組之儀共於有之 一覧仕候、向後可得其意候、右高之内、久次郎殿御自

不寄何時可申入候、恐ゝ謹言、

鎌田出雲守

政近 (花押)

北郷次郎殿 御宿所

十二月廿九日

『有正文』

 \bigcirc

島津忠恒亥書状写

歳暮之慶事珍重く、

不可有盡期候、

猶明春早 ~ 嘉祥可

申加候、恐~謹言

間

書中不具候、恐ҳ謹言、

島津忠恒家書状写

『有正文』

為陽春之祝詞、 如旧例、 佳札并五明二本到来珍重候、

正月十一日(慶長十一年カ)

慶賀遂日不可有休期候、

恐々謹言、

忠恒 (花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿

忠恒

《本文書へ「旧記雑録後編四」一五八号文書ト同文ナリ)

細川忠興書状写

『有正文』

指儀無之候へ共、久無音之条、御三人江以使を申候間

請不被仰付、其後も可為御甘与存候、猶口上ニ申含候 令啓候、上方珍布儀も無之由候、當年九州衆江者御普

羽越中(細川忠興)

(花押)

五月十七日

北郷次郎殿

御宿所

『上包』

北郷次郎殿

まいる

羽越中

010t 島津忠恒家書状写

『有正文』 誠當春之吉慶珍重くく、 抑為此等之祝詞、佳札并五明

二本令祝着候、倍永日中可加万慶、恐ゝ謹言、 (_{優脱カ)}

正月十二日

忠恒 (花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿

忠恒

『有正文』

島津家久書状写

のにて候間進之候、然者学文手習ゆたん有ましく候、余 これより先御帰候ハん哉、残多候、仍此伽羅袋はやりも

569

儀ハなりよきものにて候、学文ハわかき時分之事候、や

かて思ひあハせ候へく候、かしく、

三月廿三日

『上包』

(墨引) 北郷次郎殿

忠恒

謹上 北郷次郎殿

『上包』

謹上北郷次郎殿

家久

(本文書ハ「旧記雑録附録二」八九〇号文書ト同文ナリ)

『有正文』

○ 一 〇 九

島津家久書状写

為新年之慶事、如旧例、 佳書并五明二本到来珍重候、

嘉祥倍可申加候、恐々謹言、

家久 (花押)

正月十一日

(本文書ハ「旧記雑録後編四」三一七号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\circ}$ 島津惟新義書状写

『有正文』

誠改年之吉慶千喜萬悦、猶以幸甚^^、抑為此等之儀、

使札并五明二本送預候、祝着之至候、従是茂五明二本

令進覧候、誠表祝儀計候、猶永春中**慶賀重~可申加候、**

佳事、恐々謹言、

正月十二日

惟新 (花押)

北郷次郎殿

北郷次郎殿

惟新

島津龍伯義書状写

『有正文』

誠年頭之吉兆 喜万幸、、、抑為此等之祝言、慶書并 五明二本珍重候、 自是同二本進之候、 倍永春中諸賀可

正月十一日

申加候、恐ҳ謹言、

謹上

北郷次郎殿

修理入道龍伯 (花押)

『上包』

謹上北郷次郎殿

修理入道龍伯

謹上

北郷次郎殿

可申加候、恐々謹言、

忠恒

(花押)

『上包』

島津忠恒家書状写

候、猶嘉祥重畳可申加候、恐ゝ謹言、

五明二本并佳札到来、

珍重候、

従是茂如旧例五明進之

誠年初之慶事幸甚々、不可有盡期候、為此等之御祝儀

為見廻早~被差上使者、令祝着候,

出、外聞可然候間可心安候、仍為音信銀子三十両到来、 大御所様以御諚、當年者関東下向相延候、萬辱被

四月廿一日

懇切之段喜悦候、委相含使者候、恐ゝ謹言、

忠恒 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四六号文書ト同文ナリ)

北郷次郎殿

『有正文』

島津忠恒家書状写

『上包』

謹上北郷次郎殿

正月十一日

忠恒 (花押)

謹上

北郷次郎殿

忠恒

改年之慶賀珍重候、逐日不可有際限候、 任旧例、佳札并扇子二本到来、令祝着候、 為此等之祝儀

猶永春中嘉祥

571

正月十一日

少将忠恒

護上 北郷次郎殿

『有正文』

島津忠恒家書状写

『有正文』

〇 二 五 島津家久書状写

當春之嘉幸千萬、、、猶更不可有際限候、 抑為此等之

日中諸慶可申談候、恐々謹言、 祝儀、旧例之佳札并五明二本到来、怡悦不少候、何様永

『上包』

謹上

北郷讃岐守殿

正月十一日

謹上 北郷讃岐守殿

家久

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一三二三号文書ト同文ナリ)

○一一六 島津家久書状写

『有正文』

猶々判形相替候条、是又可被見置候、

煩出合候哉、 自是可申通与存候處、幸使者被差越、祝着之至候、仍 涯分可被加養生事肝要候、何共用所共在

之事候間、 重而従鹿児嶋可申越候、然者無然~候へ共、

馬進候処、

遮而御礼候由、

慇懃之儀候、恐ゝ謹言、

五月七日

北郷讃岐守殿

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一〇九八号文書ト同文ナリ)

0 ---島津家久書状写

『有正文』

家久(花押)

相煩由、其沙汰無之候処、不慮之仕合驚入候、力落之 讃岐守被相果之由、従鹿児嶋早打到来候、此中遮而被

段察入存候、恐ҳ謹言、

三月十七日 北郷出雲守殿

家久 (花押)

『上包』

北郷出雲守殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三六二号文書ト同文ナリ)

家久

 $\frac{\circ}{1}$ 島津光久書状写

『有正文』

至遠境使被差越、 一儀之祝言并年始・歳暮之儀、 慇懃

572

家久 (花押)

之至令祝着候、将又此方珍布野鷹羽一箱到来候、 別而

北郷出雲守殿

懇志之至侯、尚可相達口上候間、不能詳侯、 恐ҳ謹言、

北郷出雲守殿

正月十日

光久 (花押)

島津光久書状写

「有正文」

北郷之家就相續、 庄内へ被相越、 祝儀調之由候者、

者殊太刀一腰・馬一疋令祝着候、

猶使ヘロ上申渡候間、

使

薩摩守

光久(花押)

不詳候、謹言、

十二月九日 北郷式部太輔殿(久重)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七九九号文書ト同文ナリ)

島津綱久書状写

『有正文』

左様之為祝儀、 **芳札令披見候、** 遠路被差越使札候、入念之段致祝着候! 如示給海陸無恙昨日致着船、 令大慶侯、

中納言家久(花押)

薩摩守

573

〇 一 九 北郷出雲守

島津家久判物写

『上包』

光久

『有正文』

去夏之時分、其方身躰之儀:付、細、以条書川上左近

將監・仁礼蔵人ニ而申理候、

雖然其作汰にて不相易、

無恙連續候之様ニと添心候儀、諸神茂御照覧、聊以無 弥先規之躰候間、前×之役人曲事甚重候、勿論北郷家

偽候、若ヶ様之存分をも請はつされ、悪心之心持共候

寛永八年

者、畢竟北郷家可為自滅候間、

為後證、仍状如件、

八月五日

恐∼謹言、

六月十七日

北郷次郎左衞門殿

綱久

(花押)

返報

『上包』

(墨引)

綱久

北郷次郎左衞門殿

返報

薩摩守

島津光久書状写

『有正文』

其方所勞之儀、 被入念、保養専要候、 別而無心許存候、無申迄候へとも、 為見舞如此候、恐ゝ謹言、 能

大隅守

嶋津外記殿

九月八日

進之

藩達書写

嶋津筑後殿事、病氣有之、数年登城を茂不仕候、同氏権

光久(花押)

致登 此旨可申渡由

後家督仕候節茂不相替独禮可被 仰付候、嶋津壱岐殿 十郎事、最早成人候之間、月次之御禮日登 於其儀者、當時者筑後殿為名代独禮可被 仰付候、尤以 城可仕候、

嶋津頼母殿・阿多淡路殿者、権十郎伯父之儀ニ候得者、

取持不仕候而不叶儀:候間、右三人御禮相濟候以後、権

十郎儀者御禮可申上候、北郷家之儀、分限:有之、且又 日州他領之境目領知仕来、境目番所をも被預置儀候故、

之候、家筋之儀者分限無足之無差別段、古来領知仕来候、 独禮被 仰付之候、右式付而、家之御取持相替儀:者無

罷出候樣:被 仰付来候儀、 御家之御作法三候得者、

一所之地茂今更無之人;而茂不相替、年始之御座配等;

仰付候而不叶

事候条、年始之儀者御座配賦付之通、御太刀進上可仕候、 儀:候、分限之威を以、當時小身之家を越候儀者不罷成 年始之御座配等者、北郷家筋目之通不被

城侯、以上、

御意候間、被奉得其意、明朔日より可被

十一月廿九日

おふくろ

(本文書ハ『旧記雑録後編五』九三四号文書ト同文ナリ)

島津家久書状写

返~~御使まんそく申候事候、かしくなから御

もしへも御心得候へく候、

此ほとハこれよりこそ申候すると思ひ候、この中の

く候て、おもひなから音ゐん申候、上かたのたうら 日ちとよく御さ候、いろ~~こゝかしこと然~~な と氣をはつらい、さん~~の事にて候、やう~~三

まかせ一ふて申いり候、めてかしく、

つらしき一色をくり給候、まんそく申候、よすかに いもしつかなる事、七月廿日のたうらい御さ候、め

八月六日

おふくろい (庄 内)

中納言

まいる

いゑ久

『上包』

いゑ久

○一二五 島津家久書状写

返~~このちやハん然~~なく候へとも、めにかけ

申候、~、かしく、

わさとこれまて見まいとして御使、ことに一色めつらし

すくをほし候へく候、この比庭の菊もさかりにて候する く思ひまいらせ候、はつらいもちとよく候まゝ、御心や

候、式部との内へも御心得候へく候、又こかしく、 と詠め申度候、めつらしき花も御座候ハヽ、ミせ候へく

長月廿九日

中納言

いゑ久

おふくろ まいる

しやうない

(本文書ハ『旧記雑録附録二』七一八号文書ト同文ナリ)

○一二六 島津家久書状写

く候、く、かしく、

返く〜御もしへも文して申候、御こゝろへ候

『有正文』

そのゝちあまり御こと~~敷おもひまいらせ候間、 一ふてとりむかい候、我等ものと氣然!~ともなく

りしけ~~おはし候てこそ、なくさミ申候事候、□(は) そく申候、其元何等之事共御入侯哉、此方ハあやつ 候て、いまにゐ候事候、おり~~御見まい候てまん

や~~御めにかけ申度候、よろつこの人可申候、又

八月廿二日 中納言

< かしく、

まいる

いゑ久

おふくろ

おふくろ まいる

いゑ久

(本文書ハ『旧記雑録後編五』一○七九号文書ト同文ナリ)

0 = t 島津家久書状写

かしく、 返ゝ、いつも守いけんの事、ゆたん有ましく候、

このはう見まいとして、つかいさしこされ候、ことに

さかな・たる祝ちやくいたし候、遠路まてねんころの

めて當はるハ御いとま出候するとそんし候、やかて帰 儀ともにて候、こゝもといつれもなに事なく候、さた

よく~\其心得あるへく候、かしく、 いけんとも候て、諸事たしなミ有へき事かんようニ候、 國候ハんと申候、出雲守若はいにて候まゝ、なにへん

こうしつ

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録附録二」八一三号文書ト同文ナリ)

島津家久書状写

一つまいり候へく候、~~、かしく、

返~~めつらしくも候ハね共、くこんしんし候、

此春の祝言申候するためとりむかい候、としあらた

まり、ます~~めて度候、其元いよ~~はんしやう

たるへく候、さしかへり哉、ことの外さむくこそ御

へく候、なを長日申候へく候、めて度し、かしく、 入候、やかて御こし候ハヽ、あやつりをもよほし候

正月廿一日

中納言

おふくろまいる

いゑ久

『上包』

尚々たき物をくりしんし、我等あハせ候間、御たき

候へく候、かしく

おふくろ

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録附録二」七二〇号文書ト同文ナリ)

島津家久書状写

返~~其方へ給候女はう衆、いつれへも申度候、

あら玉の御ことふき申いり候、式部とのするとなく

よく、めて度思ひ候へく候、其元ふしのよし、こゝ こゝ元へまいりにて候、ことに御め見えのしあハせ

> ろつ又と申いり候へく候、かしく、 へく候、やかて夏のはしめにハくたり可申候間、よ

元同前の事にて候、式部との御内儀へも文して申候

正月十八日

おふくろ

いゑ久

中納言

(本文書へ『旧記雑録後編五』八九九号文書ト同文ナリ)

0 = 0 島津家久書状写

『有正文』

返く、一たんのとしの暮候、其元同前たるへく候、

く、かしく、

つらしきとしをこし申候て、まんそく申候、春ハや

せいほのゆわひとして小袖しんし候、たうねんハめ

ふしあハせ申候まゝしんし候、たひ~~の御使とも かて御こし候へ、あやつりを申度候、此たき物おり

577

まんそく申候、猶又とめて度し、かしく、

十二月廿八日 中納言

おふくろ

まいる

おふくろ まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」九八一号文書ト同文ナリ)

島津家久書状写

こまかに条かきにて、川上左こん将監・仁れいくら わさと申候、なつの時分、いつもの守身上之儀:付、

く人くせ事しん中候、もちろん北郷之家なかくれん

事もなく、いよく~前~~のていに候間、此中之や んとをもて申ことハり候へとも、いまにあひかハる

そく候やうにと、我ら心を添候儀、諸神も御せうら

ふんをもうけはつされ、あしき心もちとも候ハヽ、 ん、すこしも~~いつハりなく候、もしかやらの存

ひつきやう北郷家しめつたるへく候まゝ、よく~

(墨引)

んきやうを候て申遣候、かしく、

に候、ゆくすゑのためをそんし、いつもとのへもは きゝをかれ候而、折~~いけん候、やかてかんよう

八 月 五 ~日

ほん郷出雲守殿(忠亮)

ふくろ

まいる

より

いゑ久

ほん郷出雲守殿

いゑ久

ふくろ まいる

『有正文』

○一三二 島津家久書状写

返~~式部殿もいつもしもなく御め見え候ハて

ハにて候、いかゝと思ひ候、とても今ほとにて

ハ有ましく候、かハり事候ハ、申候へく候、か

しく

て候哉、心ならす御入候事候、五もしへも御心得ま いらせ候、庭の花もちり、草花はかりにて候へとも、 もなくやうこそゐ申候、この比ハあつきおりふしに **うにわか身こゝちもちとハよく候へとも、然~~と** おりくへのみつくきあさからす詠めに入候、仰のや

しく それも残らすさひしくこそ御入候へ、よろつ又~か

いゑ久

中納言

おふくろ

十六日

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一〇四一号文書ト同文ナリ)

られ候よし候、いとまやかて又きこえ可申候、まつ

不申候、御め見え御さなく候、いつれもうちつめゐ い、夕へ御入候、式部とのへ御いとまの事共きこえ

くてきかしく、

六月八日

おふくろ

いゑ久

中納言

まいる

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一〇五四号文書ト同文ナリ)

○一三三 島津家久書状写

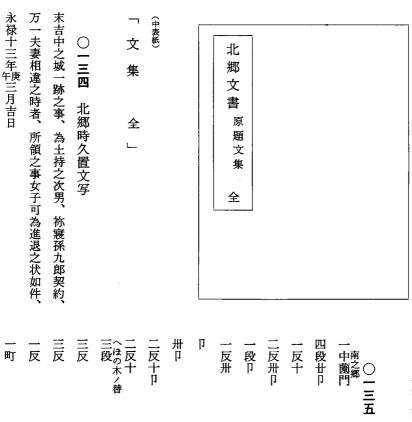
『有正文』

あまり / ~音ゐん不申候間、一筆とりむかい候、 返~~御めしへも同前申候、~~、かしく、

た

ひ~~むすめ御ゐんしんとも、れい不申よし候、わ か身心ちの事もかハる事なく候、ゑとよりもたうら

南之郷中薗門坪付写



年神田あかさか

同 赤 所 坂

青木ノ前

堀町 同所

せと田

むかふ田

下十五

帯 道場前

同 桑 原 田

くゑ抄せとの口(ママ)

一反卌	二反	一反十卩	一反十	一反廿	二反十	三反卅	一反	+	一反	一反卅	一反卅	一反	一法樂寺門			永禄五戌三月二日	以上二町
同所	きつねか迫	七かすミ	上の川	山の下	堤乃うへ	名頭用	宮の前	野村	かつらめくり	堀町	橋音気	まや乃前		北郷時久知行宛行目録写		Ħ	
	四町三段廿卩	三反	一反	三反十	þ	二反	二反	巾	二反卅卩	一反十月	一反	卅	一反卅	一反	一反	一反	一 反 世
		二また	大すミ田	はき崎	同所	堤の下	はき崎	ふ く田	屋敷ノ下	堀町	風呂乃下	同所	松乃木田	おほ迫	上田	同所	野中田

一反

名頭用 からす山

惣以上七町一反卩 二町七段卅

時久 (花押) 土持攝津介殿

三反『 二反册

六つえ田 やつえ田 水なし

柳乃本

四反卅

此内ほりまちアリ

卌

ひら田

下たかす

元和三年六月八日

一反

二反 1

已上

同所 同所 野村

掘きり

同所

同所

くえ渡

同所

永禄五年戌二月十九日

右三通之正文、土持萬兵衞:有之、

連署銀子請取状写

○一三七 北郷文右衛門尉・林六郎兵衛尉

請取申銀子之事

弁之儀者、於京都御談合之上を以相渡可申者也、以上、 銀子貳貫目者、海道駄賃御侘申上二付、慥二請取申、返

林六郎兵衞尉(花押)

北郷文右衞門尉(花押)

土持平右衞門尉殿

東郷長門守殿 **隈岡与兵衞尉殿** 酒井雅楽頭

(本文書ハ六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

酒井忠利外三名連署達書写

忠世 (花押)

十二月廿一日(完和二年)

目、所存之外候、猶期面謁之節候間、不能一二候、恐惶

(本文書ハ六六号文書ト同文ニツキ省略ス)

合米弐拾弐石五才者、戌ノ弐月御扶持米として如此候、6十三八 林六郎兵衛米借用状写	(本文書: 「旧記雑	(忠能) (忠能) (忠能) (忠能) (忠能) (忠能) (忠能) (忠能)	忠世
	0	土井利勝書状写	
元和七年酉十二月廿三日(林六郎兵衞(花押)」。「印形アリ』	(本文書ハ六三号文	(本文書ハ六三号文書ト同文ニツキ省略ス)	
公下等一兼八木次郎右衞門様	0	酒井忠利書状写	
右二通之正文、林三右衞門。在之、杜二章一柱	(本文書ハ六四号文	(本文書ハ六四号文書ト同文ニツキ省略ス)	
昨日者御尋之由、殊為蔵暮之御祝儀、御小袖壱重内巖屬嶋〇一三九 酒井忠世書状写	(本文書へ六五号文	(本文書ハ六五号文書ト同文ニッキ省略ス) 土井利勝書状写	
御持参、誠忝次第、書中不得申候、 御城ニ罷有不遂御	0	朝倉宣正書状写	

諸寺家定法写

諸寺家定法之事

寺家之跡續檀那之可爲定事

構新地傍結庵有間敷事、 付於其寺家遂学問、於有仁儀者、先師之一跡可定事、

亂行之輩會合有間敷事、

付従本寺可有成敗事、

右条〻、 為向後記置所也、

弘治二年九月吉日

右 朝頼御筆

林六郎兵衛上洛御供日帳抄写

元和二年四月十日、駿州様より爲御奏者中村半兵衞尉 殿被参候、追付被成御指出候、車寄まて駿刕さま御出 合被成候、其より清水平左衞門尉殿御もり被成候、其

刻加藤肥後殿質人五人前より祗侯にて候、其座敷より ハ質之替かと 間上之座:御伺公候、長千代樣御目見得之時分、是 御尋被成候、 いや重質ニて候と、上州

様御申候得者、さてハ陸奥守念比之儀ニーて候と、

将軍様御進物、 にて候由候、肥後殿衆ハ其後差出被申候 御太刀・御馬・馬代銭ハ鳥目三百疋

しゆちん十たん、

上州様、御馬・太刀馬代銀十枚、

一雅楽助様、しゆちん五たん、酒井

一大炊助様、しゆちん五たん、土井

清水平左衞門尉殿へ御もりとも被成候而、 "候間、其段被仰候而、 銀子弐枚、

別而御懇切

蒔田殿へ御樽代百疋

翌年丁巳六月十二日被成御目見得、一段之御仕合にて

候、御進物、御太刀・馬代銀壱枚、御拜領、単物五ツ・

御帷子五ツ・羽織一ツ・御太刀・馬代銀、右も御給候、 永井弥右衞門尉殿・松平良越中様御懇≒て候事、 御暇

之時、 而、御太刀・馬代銀・呉服請取申候事、又四郎殿より 上刕江分右衞門尉殿某事 御拜領請取二相残申侯

公方江段金・金段合五ツ御進上候事

同十三日朝、分右衞門尉殿御馬之儀二付、 上州へ参候、

御意

晩ニ相渡候する間、其心得候へと将監殿被仰候事、

此方より茂五郎兵衞御請取申候間、 右御馬、 上州様御引付を以御拜領候、 即上州御使二百疋、 御中間相渡候間

くつわ銭として銀子壱枚被遣候事、

こて上洛侯、其時之日帳、 置候、委細ハ右日帳¨相見得候、 右正文、林三右衞

右両度 將軍樣工御目見得之次第、 林三右衞門尉より被出写 林六郎兵衞御供

五位之塚之村

北郷一雲時判物写

大沢津之村

合五十斛

以上

文禄四

正月八日

雲 (花押)

靏田市右衞門尉様

北郷一雲時判物写 門尉一在之、

今度讃州於高麗國俄然被浸病床之刻、

彼靍田市右衞門尉

右二通之正文、

靍田六之允:有之、

抽忠懃雖奉公仕候、既逝去矣、然者後世迄之御供無二可(蠍)

中於子孫者、 相閉目之由、寔對御家前代未聞、 可加厚愍事不可有違儀候、 無比類事徹心肝候、 依其感、 両村五 就

文禄四

十石以来為無役、

被成下御判候者也、

正月八日

雲

(花押)

靍田市右衞門とのへ

伊勢貞昌書状写

今度為御使鎌田殿御上被成候、先ゝ無吴儀御下着、

尤

目出度候、

従長千世様到拙者、

御樽代貳百疋被懸御意候、

従貴老迦羅壱両送給候、 如此候儀忝候、 可然候樣御取合賴存候、 御志之儀者不及申、

森共、 書中:不得申候、

585

無比類木

又八樣近日被成御下向候、御供可申候而、遂面上可申

幸侃事、数年之曲事相續候故、 被成御成敗候、若庄内

さうなから先如此候、 連、別而申談儀候而、

恐々謹言、

節候、猶期後音候、 恐惶謹言

於楯籠者、可被向御人数候条、

各別而可被入御精儀此

七月廿八日

伊 (花押)

閏三月廿五日

(花押)

(墨引)

小杉丹後守殿

伊勢兵部少輔

伊勢貞昌書状写

中:相替、内府様御手前あしく罷成由候、毛利殿ハ奉行 急度申入候、昨日酉刻従毛利殿御注進候、 京都之様子此

殿此中 内府様へやり[__]秀頼様御代官たるへく候哉、

達より御上候へと被仰、早~上國被成由候、然時者毛利

て候、庄内之儀も近日迄敵所にて候つる間、おび境下々 とかく~〜無程みたれニ可罷成候間、 國境~〜其用心に

> 小丹後守殿 北郷喜左衞門尉殿 土持雲也 御宿所

○一四六 伊勢貞昌書状写

従次郎様為御見廻御使者并靏一・御樽一荷御進上、

別而 到

然様 - 御禮被仰入候て可給候、 従御両所も當年之初鶉并

拙者も一種両樽被下、遠路へ御心付之段恐悦無極候、可 被成御感候、能ゝ御礼可申入由候条、御使へ申達候、

候条、従上方吉左右可申入候、恐惶謹言、 **両樽被懸御意候、賞翫無比類候、御船廻次第可為御出船**

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

小杉丹後守殿 九月十一日

586

ゆるかせなきやうに可被仰付候、定従老中可被仰候へ共、

御手前之無御越度やうにと存、

北郷喜左衞門尉殿人、御中

伊勢貞昌書状写

薄之謂御座入候、 移以前、無音、非忘旧知候、 候、毎年関東へ相越候故、東飄西泊無閑暇候而、 近年者終不能書信、積鬱如此、 つる、令啓入候、連々以書状成共可申入處、 握進入候、扇二染愚筆申候、 頼成度候、財部又左入無如何候哉、 漸秋風起可及吟袖候つる小袖一・扇子 向日相對伸心事耳、 仍息大隅守為御使罷越候 御慰二可有御覧候、 一傳申度候、 可被聞召及 将又輕 乍存推 猶期

後音候、恐惶不宜、

伊勢兵部少輔

貞 (花押)

七月六日

宗文 参老

〇一四八 町田久幸・伊勢貞昌連署書状写

貴札拜見本望候、先日者高岡御城戸之儀:付而、

久次郎

貞 (花押)

八月十二日

町田勝兵衞尉

次郎様

貴報人と御中

右五通之状正文、 和田覚左衞門尉:在之、

587

殿へ被仰理通委承届候処、 奇特成御心懸尤之御事候、 拙者共も御普請大形相調候間 以御肝剪御手前にて被仰付由、

惟新様・少将様被成御越

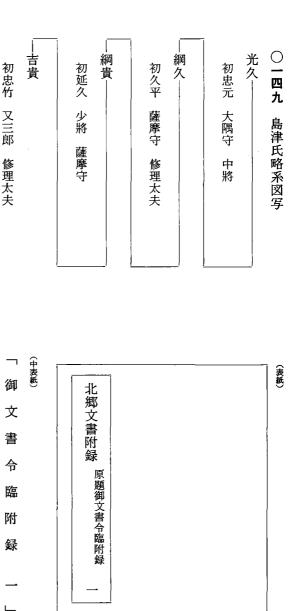
我々も堪忍申候故、 先々罷帰候、富隈へ為御談合、 於此地御状拝見申候、

猶期後音入候、 恐惶謹言、 少将様被成御出船候而、

御精入候段、於鹿細、可申上候、

伊勢兵部少輔

久幸 (花押)



(本文書へ一号文書ト同文ニッキ省略ス) 足利尊氏御教書写

享保廿年六月 御記録所

御文書写黄紙二冊之外、不殘此壱冊:令書写者也、

篇候、

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

討死人交名注文写

相良為清廣書状写

『御時代不知』

連~雖可申承侯、依遠方毎事乍存侯、非疎意侯、

仍去

馳走、 指南之外無別義候之間、 月以来一家之者共少~如真幸院罷退候、 頃彼衆當郡乱入候、 祐兼分別難計候、 無是非候、北原方事、 恐々謹言、 然者伊東方以 此節可被添 伊東

念書頼存候、猶彼使僧可達候、 七月廿六日

北郷殿

御宿所

為清判

深就申合候間、 **爰元者定而御用意候哉、殊先年尾刕御越之砌、其以後亦** 有違篇候、呪不分明於雜説等者、 縦御隔心之処、 合時節候、 近比雖楚忽之儀候、 伊東之家内必定可為錯亂之由候、 以使者申承候、 而對當家、和讒之族構謀計者候欤、雖事新子細之樣候、 御取置之趣細、示給、 可作妨計略迄二候欤、 此前伊東方別而被申子細共候ッ、 雖被出色候、 於事実:者所招候欤、 無二申組候辻、 聊以可信用無覚悟候、 何様重而以使者精可申 其堺如何之聞説"候哉" 随而近日風聞之趣、 別而可入御談 自是者不可 是併甚

合候、 恐ゝ謹言、

六月廿日

貴久

北郷讃岐殿

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三五二号文書ト同文ナリ)

〇 五 一 島津貴久書状写

尚々今程何條事共候哉、 旦夕御床敷候、 此方之儀替

態用一行候、 仍當時者世上不依自他之上、 雜説而已、 定

恐∢謹言、

箭一味者、 前日以一通申承候處こ、 連續可申談事不可有余儀候、 伊東義祐書状写 重而御懇書満足候、

589

巨細年行可申候、

今度於為弓

卯月十九日(天文年間)

義祐判

北郷殿

○一五三 伊東義祐書状写

追而都城左衞門佐殿へ未申通候、如何樣可慶書進

之候、萬事御同前本望候、

米良紀伊頭進之候之處、丁亭之儀誠快然之至候、然者長(擊力) 其聞候之条、兄上総守へ成敗之由申付候、於自然同意者、 倉能登守連、構悪之謀心候、就中當時北原又八申合候由、

粉骨候、大小御同前可為満足候、恐々謹言、 堅可致其校量候、就其者真幸弓箭之儀弥申合、涯分可抽

七月廿五日(天文年間)

義祐判

北郷殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二三九七号文書ト同文ナリ)

本田久兼軍忠状写

写

本田左衞門尉久兼軍忠事

七条合戦之時、致軍忠之次第、下野六郎・同七郎被見知 下及散、之合戦、打取御敵三人早、同卅日二条大宮并西 河原合戦之時致先懸、被切敵乗馬、同廿八日於神楽岡之

軍忠、 仍恐、言上如件、

之間、有御尋之時不可有其隠、

然早浴恩賞、弥向後欲抽

建武三年三月十一日

承了判(島津貞久)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一七九〇号文書ト同文ナリ)

伊東祐脩書状写

但然々義なく候間、 延引可申候、 かしく、

尚、御納得專一候、爰元之義長隼物語可申候哉、

急度一書令啓候、仍當秋其境就弓箭之儀、八代長門守・

長倉隼人正以

和融之中媒被仰候様其聞候、可然時節候間、被任意見新 軍衆誠人馬勞御推察之前候、先以此刻而茂豊州何と哉覧、 金吾細々承候、得其心候、雖然拙者若輩之事候、 其上諸

右、属于嶋津上総前司入道、鑑之手、去正月廿七日賀茂

文字与御和与可然存候、三俣三四ヶ所之事者、各らつろ の者共定而可致其校量候哉、 如此之申事近来御はつかし

く候へ共、とても重々眼前之儀候間、聊於心底前後共等

閑不存候間申入候、題目吉松之御校量専一候、右委細如 申候、彼和与之儀者、其方眼前之御事候、弥文字之為も

可然候する哉、彼程ニハ乍申向後堅固之義、 豊文字と被

哉、就中計則御平喩之通承候、 委悉八長・2隼定而今明日ニ罷帰へく候間、(長) 存計候、 相談可然存候、乍重言此当秋之弓箭止休之事、心底口惜 雖然焚噌・張良も一騎之合戦者不傳承候、爰元 大慶此事候、 万端期来悦 時宜可申候

之時候、慶事、恐ょ謹言、

七月日

祐脩判

北郷次郎殿

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三五六号文書ト同文ナリ)

〇一五六 島津勝久書状写

就今度弓箭之儀、 對此方每~被副心候由候、 祝着之至候、

如存知金吾祐脩無二申合候始末、

弥無余儀様連ょ入魂憑

候、

入候、委細知覧申含候、 恐く謹言、 勝久判

九月四日

北郷信濃守殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」二〇四一号文書ト同文ナリ)

〇一五七 相良賴房書状写

今春之御佳祥珍重幸甚、尚更不可有休期候、 万歳不易く

肝要候、諸佳永日中可申加候、恐ゝ謹言、

、抑此等之為御祝儀用慶書候、

倍其表無吴儀候哉、尤

正月廿五日

頼房判

北郷殿

御宿所

〇一五八 近衛前久書状写

近衞前久公ヨリー雲公へ之御狀

昨日者来臨懇意段令祝着侯、爰許逗留中節々可有出頭侯、

将又鷹之事申候之處、 猶以憑候、委曲申含伊勢因幡守候也、 可有馳走之旨本望之至、

判

御暇被下候様御取合奉頼候、随而義久就御上洛、讃岐守 候、餘長旅之事候之間、爲代弟宮寿上洛仕候、以御調儀

茂可致御供之由被仰下候、 爰許俄每事不成之躰過御察候!

萬端

〇一五九 高麗渡海人数書写

一人数 五十仁 主とり 北郷又五良去年霜月二日之打立 自邴答院高麗罷渡人数

同名四良右衞門

一人数 十八人いつれも道具の者去十貳月廿八日

先詰人数五十三仁主とり北郷吉右衞門

一人数 | 弐百九十弐仁宗次郎供ニ而罷立衆 | 合百廿壱人

宗次郎分へ直可被申上候、同久次郎三千斛 コレヨリキレテ 惣合四百十三人

○一六〇 北郷一雲吟書状写

畏入候、於向後茂巨細偏憑存候計候、 安三兵へ申達

候、可得御意候、

節、可申入之處、遠國之故押遷候、仍惣次良長、在大坂(歸)

尚、宗次郎逗留中別而被添御心候之由申来候、誠忝

御入魂憑入之外無別儀候、恐惶謹言、 併何々様ニ候ても支度叓成次第、急度可致上洛候、

六月廿二日

石田治部少輔殿(III感)

人ҳ御中

石田三成書状写

召候、御一味之面、悉相果、無吴義相済候、 御札令拜見候、如仰今度関白殿御逆意顕顕ニ付而、 可御心安候、 御腹

猶期後音、書面不能詳候、恐々謹言、

石治少

三成判

御返報

北郷一雲(時久) 八月六日 恐誠惶敬白、

進上

圖書頭殿(島津久通) 九月拾五日

○一六二 島津家久書状写

為見廻到遠境使者、殊為音信繻珍五端、并又八郎へ緋さ

致御目見得、 や三端到来、喜悦之至候、仍 一段 御機嫌能候間、可心易候、就中又八 公方様被成御上洛、 度く

奇特:仕合能候而令満足候、 郎誠幼少候間、 御前方之儀氣遣候つれ共、懸御目候処、 猶此方之様子使:申含候間、

可為演説候、恐々謹言、

北郷讃岐守殿 六月廿五日

家久判

北郷忠能書状写

御感状之御請草案也、

野、深谷致軍労候通被仰下候、外聞実忝奉存候、 御上様被成下 貴翰侯、謹而致頂戴侯、 抑今度於 到向後

茂可抽忠懃事不可有疎意候、此等之趣宜預御披露候、 誠

長千代丸忠能

〇一六四 北郷忠能願文写

御願文

愛染明王供一千座

一長谷觀音同經百巻中之河 一清水觀音大士普門品三百巻

長谷寺觀音大士普門品三百巻

石山觀音同經百巻

山之口觀世音普門品一百巻

伊勢太神宮小御供 一愛岩山権現中百 御分領在々所々觀音同經百巻

一彦山大権現御代参詣 一飯縄大明神御代参詣

一熊野山大権現小神樂本宮

一正八幡宮新寄進劔之村大隅

庄内在々所々大小神祇並祁答院在々所々大小神祇大宝

鵜戸権現御代参詣、一廿二社神舞大宝廿二本

三本

三輪大明神心經一万巻 一八幡大菩薩心經一千巻京 庄内在々所々諸仏諸菩薩ニ心經七千巻

祁答院在々所々諸佛諸菩薩心經三千巻

鞍馬毘沙門天王心經一千巻

稲荷大明神心經一千巻

賀茂下上大明神二心經一千卷

春日大明神心經一千巻

住吉大明神心經一千巻

祇園大明神心經一千巻

太郎房心經一千巻 一豊國大明神心經一千巻

梵天帝釈四大天王心經一千巻

一北野天神連歌一折

日光神心經法一百座 一沢田大明神心經法百座同

一深河権現心經法一百座末吉 一住吉大明神心經法百座同処

一諏訪大明神心經法一百座同

五位並一女躰各二心經法百座

謹敬白三宝境界神祇冥道等、 言右求願皈趣者信心大施

主

藤原忠能公爰承於

刕路之兩域矣、 預粧還鄉錦矣、抑先規之所領雖褊少、摂于日隅 其十餘城之内不闕於尺地、 為一々所願

> 者誠為孤身從嬰児、以来及鞭竹馬、聊不受父娘之愛憐 之願、海甚深、擁護於主人、愛敬剰梯于怡悦衆生故現 皆令滿足、抽丹悃矣、冀航于諸佛救世者、住於大神通 無量神力之恵、城弥高、令受与諸人快樂焉、倩惟當君

王与康叔交加敢不違於梧圭之約速、 安堵之思、從斯同性會盟永不寒君臣之礼節者、 而汝諸人等皆是吾子之文宜乎、是以有天之賜將作本領 希入部于采邑耳 准擬成

豈非神助為御立身焉、故仰為天神於父、為地祇於母、

仍祈願如件、

皆慶長五暦龍集庚子三月吉祥日

北郷長千代丸 藤原 忠能判

〇一六五 伊勢貞昌書状写

急度令啓入候、 仍のほりの内ニ十文字之御もん被成候

子者誰そ一人被成御進上、可被聞召合候、恐惶謹言 早ҳ被仰付候而尤候、 少も御油断有間敷候、

間

伊勢兵部少輔

慶長五秊庚子三月吉日 抽丹誠者也、仍所願如件、 右祈願旨者山田被成返進、

十二月十六日 貞昌判

北郷讃州様

人ҳ御中

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一二一〇号文書ト同文ナリ)

〇一六七

某覚書写

元和六年二月廿六日より同八年之十二月迄御賦

主従七拾人 乗馬壱疋

元和九年ニ上洛

高壱万貳千百四拾六石

敬白

主従六拾人 乗馬壱疋

高壱万六千六百九拾三石

一深河権現

一諏訪大明神同処

住吉大明神

一五位大明神 女躰宮

岩河八幡大菩薩

右六社神舞大宝六本

愛岩山大権現勝軍地藏法五千座

速遂訴訟、

為令於末吉拜領

一三寶荒神供三ヶ度

御立願

北郷忠能願文写

主従六拾人 乗馬壱疋

右者、今度御借銀返弁方御談合"付、 諸事御入目可有御

度~為證人、在江戸被申候、 省略由、談合衆一同『被申候、 就其又四郎・北郷長千代 如右之賦:而候由申上候処

寛永十八年辛巳

北郷長千代丸 藤原忠能判

五月五日

595

覚

高三万貳百三拾壱石

北郷長千代

又四郎

兵庫頭殿

町田勘解由次官・猿渡新介を以被 仰出者也、

如先例之可申渡候、兵庫頭殿も如此人数可相定由、

○一六八 本田正純書状写

以上

付、於江戸御越年可成旨ニ御座候間、(被脱カ) て御座被成候、此等之通陸奥守様へも可被仰上候、 候つれ共、此中之雨故、 御残多存候、然而 (者ヵ) 於駿府懸御目候ハ、御馳走可申處ニ、途中故不能面上、 届、即披見申候、 只今御帰國之由、 御内意之通両 一書令啓上候、 仍貴殿御事御暇被下様ニと、 御所様へ佐渡守被申上候処、 目出度存候、就其佐渡守より之書状御 誠久 < = 而御上御満足之段令察存候、 大御所様駿府へ還御可被成旨ニ御座 箱根山ハ雪降、 昨日稲毛と申所ま 路次悪く御座候 即御暇被進(遊) 従陸奥守殿 猶期

本多上野介

正純判

後音之節不能具候、恐ゝ謹言

(要長十九年)

北郷讃岐守殿

(本文書へ「旧記雑録後編四」一二〇七号文書ト同文ナリ)

○一六九 島津久元・伊勢貞昌連署条書写

江戸へ申上候條々

一垂水銀子入組段々之事、

式部太輔殿御在江戸之内:

御成御座候、其時従 両上様銀子五百枚御拜領候、

其

内百枚ハ

上物、少も垂水之御知行にて不相調候、然者右四百枚可参候、其子細者、御成之時、式部太輔殿より之御進黄門様へ御進上候、 残る四百枚ハ一圓 "式部太輔殿へ

遺候事、

出来候へん間、其算用を以渡可被遣之由、鹿児嶋へ申之銀子唐へ度〻"為参由候、左様"候ハゝ過分"銀子

爰元御遣方御不如意、

誠咲止之躰:御座候、

御上洛ニ

之儀共可有之候哉、就夫(**)有来候、段×被申入、然時者御家中之作法、一途御改有来候、段×被申入、然時者御家中之作法、一途御改取合、御大儀之餘此旨細×申達、此方前×之様子如此

右躰御不如意"付、衆中知行三分一可指上哉、如何之事、

以可有分別事、

上地先~可為無用事

去春麦之納衆中より一色指上申候事、

各寄特成儀不淺候間、 黄門様、 達 上聞候、

御感候事 一段

被成

竿御引足地衆中知行不被下置、 今度返地被遣候事、 御蔵方へ差上申候事、

衆中知行之高一萬六千石之内、 酉之年之秋之毛より指上、 三千四百石御不如意: 相残地ニハ毎年有目ニ

此知行も今度被相返候事

出銀仕御奉公申候事、

之疲此涯ニ相究候事、 家中諸侍到下《労、 終誠迷惑之躰:成立候、 前〻より

右被上置候知行共返給候間、 何とそ堪忍相つゝけ、

被致御奉公事肝要:候事、

惣而此方御知行悪地故、諸万事御不如意、 出銀等難成

候段≥之申分之事、

今度被成御檢地、 惣御國平等二被仰付候間、 此上を

来候、此足地可有御給訴詔之事

當分御高不足候、少分之儀:候、

然者諸出銀等被閉目

右四十石之不足地、於福山可被遣之事、

御軍役馬数、已来之儀御内證之事:

う之如軍役、一萬石=付廿騎ツ、たるへく候条**、** 自然天下之儀ニ付御陳立なと可有之時者、 日本惣や

内

かやうこも有へく候、又式部太輔殿廐へハ不断五疋 持候様『被仰付、御陳なと可有之時者、 馬之才覚い ~鞍・具足等其用意被仰付、弐百石取迄ハ不断馬を

之外ハ被召置ましき事、

代官所付知行御定之事、

是者別帋:相驗候事、

後室分知行之事、付従前代之代官付様子之事、

可

是も右同前之事

竹藤殿身躰之儀并御上洛御供之事、 是も相定、 別紙二驗候、 御上洛供之儀者、

先此節ハ

可為御無用事

御上洛萬事御賦之儀勿論、 御供衆等員数彼是御尋之事、

有 別桥:有之事

江戸へ御着之時御進物如何、 御尋之事、

呉服十ヲニ御太刀たるへき事 以上

寛永十二年七月十八日

伊勢兵部少輔判(貞昌)

守 判

下(島津久元)

0 to 島津家久書状写

庄内知行候:付、

銀子三十枚到来、 令祝着候、猶使者可申達候間不詳候、

為祝儀早、使被指上、太刀一腰・馬代

恐∢謹言、

七月十三日

家久判

北郷式部太輔殿

<u></u> - 七 鎌田左京亮送状写

丑六月廿一日御上京、同廿二日より廿九日迄之御賦飯米、 北郷式部太輔殿御上下百七人、乗馬五疋、 上海道無出入、

鎌田左京亮判

被相渡候、以上、

出入候、 丑七月朔日より御賦飯米其地『て御役人衆へ可

船二被為乗衆引除、

余分之船賃相渡、

京都ニて之何も無

丑七月朔日 菱刈半右衞門尉殿~ (重榮力)

○一七二 菱刈半右衛門尉届書写

宿之人数宿賃、御役人衆へ相渡、 日合日数廿五日分萬御賦飯米、 大坂御屋敷中より外=借 諸事無出入候、已上、

右表之次口丑ノ七月朔日より同五日迄下御船中、東目廿

丑ノ七月六日

菱刈半右衞門尉判(重栄力) 印

吉田次郎兵衞尉殿(康清) 高崎惣右衞門尉殿(能乗カ)

平田狩野介殿(宗弘々)

海道大豆之代銀、京都御滯留中宿賃、下川船賃之内御物

左様之内:大龍寺被召寄、

尊公様御發題二而

四書なとの講尺可被

聞召上候、近来乍推忝申上事:侯、

〇<u></u> 七三 島津久慶書状写

迄も無御座候へ共、 此中御國之御仕置無吴儀被仰付候、 上筑後殿両人御奏者二而、 岐守殿・豊後守殿御寄候而、 も可致御供之旨被 昨日土井大炊頭殿 不相替被 仰渡二付而 薩州様可被成御出候、 大炊頭殿御意趣 御目付衆ハ秋山修理殿 仰付候而、 昨晚被成御出候處、 上様より被 可為肝要之旨 薩州様 家老之者共 仰 • 如 井 讃 Ш

被 仰出、 家中之面~も承候へと 上意之由被 仰渡候

御存生之内より此儀『付而被遣置候得ハ、 一入 大慶『奉 誠乍案中目出度御仕合御満足拝察候、 我等儀者 黄門様

御座候つる、 早速:加様:被 存事:候、 讃岐守殿も大國ヲ両國半吴國迄不輕儀ニ候處、 無残所御仕合、 仰出儀目出度御仕合『候由、 此上者 御目見得相済候 御挨拶二而

七 候 奉存候、 其御地 近日御暇も出可申かと申候間、 か 御留主居二被成御座候由、 やうの御透と申、 就中御不し出なと被成 追《御吉左右可申上 乍御大儀一段御

> 来乍每正儀無御座候、 是非《《被成御嗜可目出候》 不顧憚如斯二御座候、 次二者我子事、 猶奉期後喜 旧冬之煩已

之時候、 恐懼敬白

彈正大弼(島津久慶)

久本判(久慶ヵ)

五月九日

式部太輔様 会人と御中 会人と御中

〇一七四 島津家久条書写

條 ₹

諸事仲左衞門尉并嘉左衞門尉なとへ無談合、 監・伊勢兵部少輔へ被相尋、 公儀立たる所へ何事にても使なと可被遣時者、 儀共直 "被申付由聞及候、 氣任之至与存候事付、 以其上如何様ニも可有分 そこつ成 河上将 重而

於國許何篇心之儘:候つるにハ可相替候間、

物毎

無堪

別候事、

心之儘:可有之儀不可然候事

諸藝嗜方之儀なと一興に候て少取付候てハ、

599

又別事ニ

うつり候様 "聞及候、 左様 "候てハ、 何之稽古も成ま

しく候、畢竟是も心中之不正故と存候事、

學文を第一二被懸心、以其道脩身、齊家、 正、向後薩州へ忠節之志可為肝要之處、學文之道にも 君臣之道を

不入、任所私情之欲被行候ハ、、一茂善事無之、 ゆく

〈〜御身を可被亡与笑止 「存候事」

餘力之時哥道をも被懸心尤候、風流之心なき人ハ非侍

之類、萬いやしく候間、

能、可被相嗜事、

者、いかにも稠可被申付事、

家中之侍至下、迄、能、被加憐愍候て、行儀法度之儀

従何方欤大犬為来由聞得候、於爰許者連~心易為被相

定御歴ゝより所望候欤、左様之儀何と被申談候哉、(㎡景々) 馴人有之間敷候、 大犬ハ小身之人へハ無之者ニ而候間! 笑

先日従加治木之使二参會之時、 外聞由、 無面目樣被仕懸、 為失

其使之者かけ~~為申由聞及候事

止千萬『存候、惣別犬ハ何之役『立候哉之事、

上屋敷芝之輕衆被近付之由聞及候、是又不入事欤と存 候 惣而輕衆なとの申事ハーも後學ニ可成儀者無之、

> 道ニいたらぬ事迄ニて候間、 左様成衆とこハれ候ハ、

畢竟其方之心ニ為似故欤と存候事、

薩州之舎弟与申北郷家之事も、従本こおもく為有之由 聞及候處、小姓奉公人なとの様ニかろ~~敷 身をもち

なし候様:聞及候、無念之至候事

先年大龍寺喜入久右衞門尉を以申渡条目之趣、

曽而無

承引与見及候間、 薩刕候間、 萬一可立用儀も哉と存、 以卯打石様成吴見不入儀候 如此候事 共、 為

横目を付置候間、 如斯加吴見候儀、 少ハ用ニも立候哉'

又曽而左様ニも無之候哉、 候者、重而者少茂吴見かましき儀申間敷候事、 後日委敷聞届、 用二不立様

五月十五日

川上左近将監殿(久屋)

伊勢兵部少輔殿

下野守殿(島津久元)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」九一九号文書ト同文ナリ)

〇一七五 某覚書写

覚

於江戸ニ 将軍様より 式部太輔様へ銀子御拜領ニ而

知行四百石程被遺侯、右之名寄帳并當毛納方、 其節 御公儀方へ被召仕候、就夫御返済方として 可被相

渡様二被仰渡候而被下度候事、

右御知行之外に、御返シ被遣銀子相残候間、

是ハ當出

物 - 御引候而可被遣様 - 有度候事

式部太輔様御物銀四十貫目餘、

無利:去年御公儀へ被

様成も被遂御算用、一途可相済様ニ有度存候、 度候、并琉球へも式部太輔様御物銀有之儀ニ候間、 成御借用候、是も當出物ニ被成御引候而可被遣様ニ有 右二口 ケ

銀子之分量ハ、垂水金銀奉行手前ニ可有候事

戌十二月十八日

〇一七六 島津久元達書写

覚

御両殿様より両三度御給之御條書之趣、

萬事御守可然

存候事、

御家中諸士民百姓二至迄、 御一人を守罷居候、

相ニ無之様、連ゃ御覚悟尤ニ存候事、

一三原次郎左衞門尉為御後見之被付置候条、

諸事御談合

肝要ニ存候事、

何事も三原次郎左衞門尉并御家老衆へ被仰出、 之小役人/~『者、 家老衆より被申付候様『御分別尤

其下さ

候事、

一北郷殿家者、御内儀方より御續候間、御憐愍之御心持

可然存候事

外城御預置候衆并其所、之下役人、心持よく! 御懐へ御無沙汰有間敷事、

召通可被召仕候付、他領之山境可入御念事!

神社佛閣従上古御崇敬之所、、於于今御無沙汰有間敷

候事、

御心安被思召、或者若輩之御小姓衆、 にて、聊之儀も不被仰出様ニ御分別可被成候事 或者女房衆なと

諸士之嗜をも可被成御覧候間、御狩ハ被仰付、

601

武具御

覧候而尤:存候事

御借銀過分二罷成候二付、 諸士上地為仕由侯、 一廉之

六十騎御役儀之馬、 御奉公二而候間、 御礼被仰聞候而ハ可有如何候哉之事 御油断有間鋪事、

御兵具奉行衆頭三人馬乗衆へ被仰付、 被仕可然存候事 連々玉薬等用意

當時御扶持人之内こ、 其衆之前々之作法をよく御尋候而、 尤ニ候事 御氣『入被召仕人も可有之候、 御扶持方なと被下

何事も被思召立儀を急ニ無御沙汰様ニ、 御校量肝要量

御借銀百八拾一貫目有之由候、 - 知行を被下儀、又者たいさう成御作事、 此御返弁無之内者、人 上方より御

下物等、一節可入御用捨事、

爱元之様子承及候ハ、専以御談合物定無之候ハてハと 存候条、前、之儀、当時之儀次郎左衞門尉被承合、 鹿

御使衆無之と承及候、 児嶋へ罷越、いつれも家老衆承候ハてハと存候事、 一両人も被仰付候而ハ可有如何

哉、但次郎左衞門尉家老衆へ御談合尤候事、

以上

丑九月十九日(寛永十四年)

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一〇九一号文書ト同文ナリ)

〇一七七 某覚書写

仁義礼智信を専ニ可有嗜候事、

学文可有心懸候、然者文字学文ハ大かた二心を嗜、

学

文あるへく候事、

武士之嗜專二被思可有之候、

家中之衆へも其嗜た」さ

る様ニ可有之候事

酒不過樣二可被嗜候、 たし候之者ニて候間、 皆人ハきげんを取、 可有其心得候、 不断ハ食後ニー 酒をしいい

ツ呑れへく候、其上ハ可為無用候之事、

油断なく可被入念候事、

兄弟中たるいつかたよりも無遺恨様ニ嗜、

慇懃に万事

奥之女房方より口事大事之義、其外談合之可入儀共女

衆にて被聞候之儀、悪き事ニ而候、

たしか成衆にて可

可被思召候事

諸事之儀ニ付、

氣…さかへ候ものハ、ために成ものと

事

きに入、きけんを取、すきなされ候儀共をいたし候も

有其沙汰候事,

親類兄弟衆有之共、又そはへ召仕候衆にても麁相成成(マこ) 有之候、萬事麁相之儀より大事之儀・悪き儀出来候間! 口かろき人何たる事申候共、 麁相ニ返事共なき様ニ可

人を見合、それ~~のきゆうにまかせ、万端の奉公い 無油断様二可有之候事

氣ニ不入ものとて、談合なしニ嗳有之間敷候事、 にて候之間、しつかに口をきゝ可有沙汰候、万事我か 一人二人の口にてハ贔屓、又聞そこなひあるへきもの

科をいたすもの有之候共、あまたの口を聞可有沙汰候、

たし候ハヽ、仕そこなひ、又ハ悪きもの有之間敷候事、

き様ニ申ものも有之候、又似る事を以申ものも有之候 申ものこて候、其用心可有之候、一年二年こもあし

別而致奉公候ものを引くつし候ハんと候へハ、悪き様

すきの事とてひとこと計被成候ハヽ、餘之事すたり候

のハ、あしきものと可被思召侯、其外遊山かましき儀、

之間、其嗜可有之候事、

万事人を見知なされ候事専之儀 - て候、 又別而致奉公 事、肝要之事:候、 候もの、然ゝなく候之もの、あしきもの被成見分候之 別而致奉公もの候ハ、被心を付、

一人を仕なされ候しこハ、賞罸を以可有治候、 褒美なさるへく候事、

又仕そこなひ、聞そこなひ候之儀共可有之候間、罸

多く罸ハすくなく候し欤、 能 > 一度 = てハ案し不付儀、

雖然賞ハ

すくなきか能候事、

ひろき道にてハ治るものにて候、 儀ハなく候、只有様 - 贔屓なく人を被召仕候ハ、、 述 諸事入念候てあしき

北郷殿家色くつゝきかね候之間、 懷有間敷候事

嗜なく候てハ續申ま

しく候、 別而分別なともあり、人も尤と請候ハてハ成

合候ハぬ義にて候事、

我身の上ニ悪儀候へ共、 不被知もの二而候間、

603

さしお

かす可申人にたつね、心をなをしあるへく候事

人之吴見を申候之時、腹をたてさる様ニ可被聞候、 左

様ニハなく、けしきかましき儀ニて候へハ、 吴見申人

なく候事、

談合を以被仰付候儀、 り緩儀。てハ、しまらさる儀と候之間、 ハ、其法度立候様ニ可有之候事、 無相違様二可為法度候、 法度とある儀 油断あ

万事以分別何篇候ハ、、悪儀ハ有間敷候、心安き儀!

又軽き儀、麁相成儀『て悪事致出来候、後悔先に不立 候とて、後ニハ不入儀ニて候、 前ペニ以分別有之候ハ

をわかち可有分別候事 、悪き議致出来間敷候、 我と心をなをしなされ、善悪

以上

六月十日

〇一七八 伊勢貞昌覚書写

覚

我等儀者、 寳永十八年迄夫婦江戸へ相詰、 致御奉公候、

ヶ様之類者無御座候間、隼人正殿へ此役分之御知行者

可被進置事、 偏二奉頼候事、

御家老中能雖可為御存知候、 げ可被成之由雖被仰出候、近年者御知行残すくなく罷 我等江者高壱萬石ニ御あ

とにかくに我等致老衰候間、 成 餘笑止:御座候間、 先右之御知行之儀者致返上候、 御奉公可難未遂与存候条、

其わけを申上、知行も致返上置候、此段者薩州様よく

御存知之儀:候事、

我等女房儀、なにとそ勘忍仕候而罷有候様、 可被下候、定従式部様可被仰付儀にて社可有御座候事、 被添御心

以上

寛永十八年

四月朔日

伊勢兵部少輔

貞昌

有川仲右衞門尉殿

國分丹後守殿

御袖判 寫新納右衞門佐殿 御使(島津家久) 〇一七九 島津家久袖判条書写

覚

一應知行之高、今度軍役之賦申遣候間、以此趣於其元惣

賦能、念を入相究、其書立早、可差上事、

致請合之判可差出候、若難成人有之者、其書立可差出一今度申遣候役儀、致其用意、自然之時緩在之間敷との

一此軍役之趣、一天下之法にて候處、若新儀之様ニ存、候、即知行召離、軍役可相勤衆へ可遣事、

従貳百石上之衆、 具足并馬之鞍道具用意候衆之書立可りくつかましき儀申輩於有之者、曲事可為深重事、

一他國之侍者、或普請方之用意、 或者俄ニ軍役之人数可差上、慥なり検者相廻可書糺事、

入時之用意を題目"候て、 具足・馬鞍手前々々可入程

膳をもすへなと候躰『有之由候處』、國之儀者具足・知行を取候衆も、やう~~朝夕之食を女房衆調候而、之人数之儀を、不断無油断心懸候故、家内之躰者如斯

町人之作法ニ而、侍之非覚悟候間、 是非共自今已後者、内之人をも餘身召置、緩ゝ与したる由取沙汰候、是者馬鞍人数之用意ハ無之、其身ゝゝ分限不及躰ニ而、家

先軍役之儀を可致題目儀可為肝要事、

馬を可乗と存候者あらは、其身之好次第、鹿児嶋中無知行百石取衆、又無足之衆にも手前成候而、自然之時

て為相勤者、其以後者知行を可被下事

用捨、不断馬乗候而可罷行儀可為尤、 若一陳も乗馬ニ

かたきのもの在之者、被 聞召付次第、重科ニ可被仰右之類之衆就御免、 鹿児嶋中馬ニ乗候而行候をなぶり、

寛永九年六月十一日右條、不可有違篇者也、

付事、

(本文書ハ「旧記雑録後編五」五二九号文書ト同文ナリ)

○一八〇 喜入忠続覚書写

覚

年之内"者、左様之儀共曽以無之候、噯衆四人能存之候衆一人も無之候、拙子へ地頭役被仰付、今年迄十一加世田衆中之内"、他國之者又ハ百姓町人を養子"仕

前候、皆、其分被申候、今度札改衆阿多勘解由次官殿

河越三右衞門尉殿へも談合申沙汰仕候へ共、

勿論無其

一去~年肥前口之津之商人次郎兵衞尉与申者、於加世田

後地頭へ不被仰聞間不存候、後ゝ承付候ニ、

四本六左

楠之木買取申候而、

舟板:仕候由傳承候、此様子者前

衞尉『被賣候由候、此始末者噯衆被存候故、 於《公儀に被賣渡候、掃部兵衞尉より御國商賣として彼次郎兵『有之候木御手形被申請、 加世田衆中西田掃部兵衞尉衞門尉殿と申鹿児嶋衆知行加世田之内へ御座候、其内

去年再三御糺明候事、

頭へハ始終案内不被申候、右之様公儀へ相知可申事、馬渡候与、後~御糺明之時こそ拙者承付候、従噯衆地之船参たる由候、市来へまハし候と申候て、 直ェ如有津口出候事者噯衆手形罷出候、こき舟者市来・串木野公儀へ相知之事候、 地頭者不存 - 相済候、其板加世田公儀へ相知之事候、 地頭者不存 - 相済候、其板加世田

公儀へ申させられ候哉、しやうなく山を被仕立候、其以後、以 御下知かもひ不申、然者彼中山田へ椛山殿中山田事、当時椛山殿一所持故、従加世田者御配当替

子不存候、若後日ケ様之事も出合、何かと可有之候欤、于今取沙汰承及候、加世田噯之内にて無之故、勿論様山内へきりしたん隠居候つるを、去年欤御成敗候由、

他方之事候之間不存候、為後日申上置候夏、

被聞召置可被下候、為御内證申上置候、以上、きりしたん参候て隠居可申儀可有之候間、如此申付候、之由申付候、海陸共"其分候、其故者出入候へハ、若之由申付候、海陸共"其分候、其故者出入候へハ、若他國之商人、加世田噯之内"、従此節出入堅可為停止

を存候故如此候儀、誠恐多奉存候、以上、右條々、取沙汰承及事者無御座事候へ共、後日之事

寛永十六年

三月廿一日

喜入摂津守

都小姓来 我部太様

 儀者、

談合候而可被申候也、

儀候ハ、致穿鑿可出事、一留守中火事於有之者、門外へ一人も出間鋪候、用所之

一火事之時者家之上に人をあけ、ちかく成候者下にをり

候而、道具を可出事、

候時者、女子衆をまき立ぬき、ほにてまハりをかこミハ行儀たゝしく、或人せき此中の火事のことくにあり一火事之時奥方のき候行儀之事、但人せき之儀無之候ハ

のくへき事、見合可為肝要事、

儀候ハ、、六度にかまハす節×可有注進事、様子なき時之儀、又或従 上様被仰候儀、其外注進候一一年中に六度程、江戸の左右可被申越候、是者つねの

一爰許之雜説、誰之家中者何与成候なとゝ有儀、注進曽一御城 御誕御座候者、追付其晩より注進可被申事、

可致音信所之、從國許油断候者相当二可被申付事、

而入間敷候、但御改易共候而、落着之儀共者可被申候、

右條2、新納右衞門佐へ相談あり可被申付候、其外不叶其外役ニ不立儀を 為心得与候て被申儀可為無用事、

寛永十八年二月廿四日

(本文書ハ「旧記雑録後編六」一八四号文書ト同文ナリ)

The party of the state of the s

覚

 $\frac{\circ}{\Lambda}$

川上久国外二名連署達書写

可被仕候、運上之儀者、猪者一ッニ付片ひら、鹿一ッ諸外城山之儀、其か所之地頭衆中、領主符犬山躵自由

候、猪者遠所者、其所『而賣候而、 代物を以山奉行差『付皮壱枚たるへく候、但鹿之皮ハ入念張立可 有 上納

図可有首尾候事、

他國境目之鹿倉者、宍之運上有之間敷候、 但境目ニも熊・羚羊取候者、其儘山奉行へ可有上納候事、

内場之鹿倉者運上可有之候、山奉行より細々可被申渡

狩代取候儀堅可為停止候事、

諸外城行司、

為狩代百姓召仕候儀勿論、

何色ニ而茂為

候間、可被得其意候事、

或并木、屋敷廻之木、井手料ニ立置候山、用水山、 或雑木者、其所之竹木奉行・行司校量次第可被為伐候、

神木、寺社中之木、廟所之木、 諸所御城山、 浦濱之松

原伐侯儀者、 稠可為停止事、

寺社中之木、其寺社修理用之時者、 如此中相應二山奉

行へ被申断候而可被為伐事、

竹ハ鹿児嶋御普請用ニ此中被立置候、 如此中可被立置候、其外之諸所者、其所之噯衆・領主・ 舟付津出能所者

楠•杉•檜•榧•桐

竹木奉行以校量可被為伐候事、

者、此中二三分二可被申付候、他國商賣之時者、 右者不依大小、山奉行手形を以可被為伐候、代銀之儀 代銀

可相重候事、

樟腦之儀者、 如此中御用木迦:而可被為焼候、運上之

儀も如此中可被申付候事、

松たふの木者、本之廻一尋、長さ四尋より上之木者、 行校量次第無代銀二可被引渡候、 可被申付候、其下之木者、其所之噯衆・行司・竹木奉 山奉行手形を以可被伐候、 代銀之儀者、此中之三分二 但領主在之所者、 領

主之校量次第二可被為伐候、

被立置候て可然松山有之

堅可被相觸候事、

所者、

地頭噯衆・領主以見合被立置、

候事堅可為停止候事、

桑・漆・櫨・柿・梨・梅・桃

- 棒、

其外柑類之儀者伐

用『可被伐せ事、

薪・塩木取候儀者、

札無運上、

其所之むより次第、

自

伐木者何木ニ而も、 其所之領主・噯衆・竹木奉行・行

司校量次第二申請候人へ可被遺候、

但楷木二可罷成

H

との木者、山奉行衆へ手形可被申請候、 直成より壱分下りニ可被申付候事 直成者立木之

儀候間、 以其心得障無之様:可被申付候事 其所二薪取候山無之所者、

隣外城之山へ入候ハて不叶

札運上并一所衆山請、

自今以後者有之間敷事、

但轉木

取・檜物師・木地引こぶし取ハ如此中運上可有之候事、

船楷木屋材木ハ不及申、其外之雜木・松節・竹等、 他

國へ出候刻ハ山奉行より手形可被出候之間、手形銀可

有上納候事

公儀之御狩一年三三度ツ、、 其所衆中計にて可被申付

緩無之様:所中

事 但御狩前二十日程者山被留候て、 御狩可被申付候

事

諸嶋之儀も御國可為同前事

右之條~、此度被相定候間、 細々被見届、 所中慥ュ

可被申渡候、條書之内自然難被心得儀共候

ハ、

山

奉行へ委被相尋候而、 可被得其意者也、

正保三年十二月十七日

民部少輔印(山田有栄)

佐渡(北郷久加) 印

四幡守(川太)

北郷式部殿私領

都之城役人中

島津家久条書写

覚

知行之高壱万石:付、 然者其方應知行三萬石候へハ、惣別家中より出候馬六 出陣之時ハ馬廿騎充之賦ニ侯、

十騎ニて候之間、諸士より出候馬之数いかほと被相定、(ヵ驎り)

諸士下と二至迄、

自然罪科可有之時ハ、

又其方廐『被飼置馬数合六十騎相定たる外』可被飼置

かたく可為無用事

飼犬十疋より上ハ可為停止事、

孟子:庖有肥肉、

廐有

大事之出物有之儀候間、 申付、就中従京都下物なと過分ニ有之儀可為停止事、 肥馬、民有饑色、野有餓莩、此率獣而食人也と候事、 何事も心のまゝに用物とも被

衣裳諸細工方、 君子憂道而不憂貧と候間、 有度まゝに有之間敷候 衣裳其外諸道具等を専ニ候

て、下このつかれ候儀、道之外ニて候事!

諸士被召仕様、 鷹おほく被召置ましき事 北郷殿前とよりの次第、

無相違様二可

有之事、

大酒可為停止事、

萬事をさしおかれ、 自然弓箭なとの時、 諸人つかれず

候て用ニ立候様ニ、 連々覚悟肝要ニ候、 北郷殿跡を被

と北郷殿家中くたひれ行候者、 當家之ために成候様ニとの儀ニ候處ニ、 其方ふかくに可罷成事、 むさ

継義者、

家老衆へ能 ₹ 609

内談候て、麑嶋へ被申越、以其上いか様ニも可被相済

学文を専に可被懸心侯、家國を治事、学文に為過儀有候、心にまかせられ侯て、麁相に有之ましき事、

間敷候事、

于今眼前"候、是故"論語"も、節用而愛人使民以時れ候へハ、其國其所なきかことくに成候事、従上古至百姓とも被召遣様、稠無之様"可被入念候、百姓つか

之儀相替り、下々苦しミ候様=成候ハ、、 天罸遁あるく久しくと仰てこそ家も繁栄に可目出度候、自然左様一惣別百姓・町人以下おびひぼを解たる様=存、 当代い

守りも可有候、信心これあるとて、朝夕わけもなき様祈念祈禱も底心尊く思ひ、慇懃:有之てこそ、 佛神之バ、、縦祈念等無之候とも、じねんに可有冥加候事、

ましく候間、私之不及看經、右之心もちさへ正しく候

知行も國も自前"て候へ共、 其主人之心もちにより人すしき事

ござれことの様に祈念祈禱も候ハ、、還而其寄特有之

へ人多出来候、心持悪候へへ人退候、就中武家ハ人多之多少有之由、古文に相見得候、其主人心持よく候へ

無之候て者、弓箭ハ不可罷成事ニ候事、

習ひ可然道に可入候、 氣任ニ我まゝに分別と候へハ、不の力之者不恐候、五人三人召仕人さへ内之者はぢ恐れ候ハねは、何事を申付儀も不調候、況一郷一郡之主れ候ハねは、何事を申付儀も不調候、況一郷一郡之主をる人ハ、先我が行儀を慥にてこそ、下さも其躰を見なる人ハ、先我が行儀を慥にてこそ、下さも其躰を見なる人ハ、先我が行儀を慥にてこそ、下さも其躰を見なる人の、

下と有之事、

諸事相調ましく候、天下者天下之天下也、非一人之天

右條々、堅被相守、北郷家繁栄ニて、

當家之可被抽忠

節覚語可為肝要者也、

寛永十一年十一月廿六日

北郷式部大輔殿

(本文書へ「旧記雑録後編五」七九五号文書ト同文ナリ)

〇一八四 島津家久書状写

馬代銀三十枚、欣快之至候、従是も為使伊東二右衞門被(解脱) 北郷跡職之儀申越候處、為祝義到遠路使者、殊太刀一腰・

中:者御暇給可致帰國候之条、萬賀期其節候、謹言、 指下候、仍樽一荷并肴・帷子二肩・巾袴二具贈進候、

秋

七月六日(寛永十1年)

家久判

北郷式部大輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七三〇号文書ト同文ナリ)

〇一八五 島津光久書状写

衞門佐へも何篇念入、無遠慮可有下知由被申含可然候、 被致談合、其方前より在江戸之衆へ可被申渡侯、 任せ置候間、可被申付儀少も不可相背之旨、右衞門佐 當分其許之儀心遣候、就夫諸法度之様子新納右衞門佐 勿論右

為其如此候、恐べ謹言、

四月十九日

北郷式部太輔殿

(本文書へ「旧記雑録後編六」一九〇号文書ト同文ナリ)

光久判

〇一八六 島津光久書状写

伊勢兵部今月二日之夜八時死去之由、 誠驚申候、咲止之至不及言語候、別而其許之儀心遣候、 翌日之状昨晚到来、

涯分被入念候而可為肝要候、 四月十九日 恐々謹言、

光久判

北郷式部太輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編六」一八七号文書ト同文ナリ)

○一八七 松平定行書状写

態令啓達候、 然者此度肥州甘草并於嶋原吉利支丹結徒黨、

候、 其元之儀無御心元奉存候、 要 " 奉存候、 爰元一段静謐 " 御座候条、 御氣遣被成間敷 条、貴様御陣勢可被召連与存候、不及申候へ共御指引肝 御奉書被遣之由承候、定而早速御勢可被指越与存事候、 揆と起申候ニ付而、(をカ) 委細者薩摩守殿よりも可被仰入候間、 其許薩摩之御人数とも可被指向旨、 中納言殿御病中之儀二御座候 不能具候、 恐

く謹言:

松隠岐守

定行判

鳴津式部少輔殿 人×御中

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一三四号文書ト同文ナリ)

○一八八 酒井忠吉書状写

寔被入御念御心付之段、別而忝存候、其節御城罷有、極 刀御馬代銀子壱枚、并御帷子五之内単物二ッ被掛御意候、 昨日者御出、殊今度證人為替御下被成候、為御祝儀御太

入候条、不能詳候、 恐惶謹言、 六月十五日(寛永十四年)

忠吉判

『上書』

(墨引) 北郷式部太輔様 人ҳ御中

酒井和泉守

北郷式部太輔様

(本文書ハ「旧記雑録附録二」一三八七号文書ト同文ナリ)

〇一八九 島津久元・川上久国連署書状写

嶋原表へ松平伊豆守殿・戸田左門殿御下ニ付、 為御使可

被成 申入候、尊札拜見仕候、今度者公界之儀候間、御若輩如 御越之旨被 仰出候、其段三原次郎左衞門尉迄就

候ハ、追付可被成 豆守殿も去五日『江戸御立之由申来候条、九州内『御着 御立候間、 其御用意肝要:候、

何二被

思召侯得共、先被應

御意之由尤存候、

松平伊

御使ニ申達候、恐惶謹言、

十二月廿三日(寛永十四年)

尚以面上御禮可申

久國判

川上左近将監

下野守

久元判

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一五七号文書ト同文ナリ)

尚《新納右衞門儀、 ○ 九〇 島津久通外四名連署書状写 他行故無加判侯、以上、

とも、先以連暑如此:候、 右之旨後室へ宜令申給候、恐 歳目出度存候、 此等之御祝儀、面 > 使者 - 而可申入候得 之處、又作殿へ被 仰渡之由、以嶋津筑前御承、千秋万 態以飛脚申入候、然者北郷殿御養子之儀、此中御申上候 三月二日 北郷殿 役人中 伊勢兵部 嶋津圖書 鎌田筑後 新納右衞門 町田勘解由 \ (久通) 判 久詮 政昭判 貞昭判 久則判 寄候、以上、 右之分、御馬数可被相定候、 乗馬四疋 御馬六疋 近比推参至極:候得共、 御馬拾疋 御馬三疋 覚 合貳拾三疋 〇 九 九 ○一九二 伊勢貞昭口上覚写 九月廿四日 口上之覺 都之城 役人中 写 鎌田蔵人達書写 都之城廐 鹿児嶋 家中自分馬 家中預馬

従鹿児嶋御用之時者可被召

一常~御学文・武藝専ニ御嗜、肝要ニ奉存候、就被仰付置候、存寄申上候事、

當時御家中之儀を茂可承候、

朝者御物

讀・御手習、昼より者御馬・御弓なと、 又夜 - 入候而

者御兵法なとも、 万事御油断被遊ましく候、 稀二者徒

成御遊山茂可然奉存候事、

御近所"被召仕候衆、 儀専要:奉存候事、 尤候、其ヶ条之内可然儀者被成御取上、 被召仕候、 左候而不依何色存寄可申上儀者、 時々御前へも被召出、 御行 御心安可 被聞召置 可被遊

不依誰人、御見廻之衆可有之刻者、伊集院右京役人衆、 身安き方ニ者成やすき物ニて御座候、能事者難成物ニ 召置、 遊間敷候、 右之条≧、 様より、 御捨弟多中ニも、 其外御近習:被相付候衆、 上能茂被思召上間敷候、 最早御年はへも能候間、 御挨拶御慇懃:可被遊候、 御行儀萬端緩ニ在之候てハ、 左京為覚以書付申候間、 大方ニ御身持も候ハヽ、 御知行も澤山之御跡ニ被成御定候各 内、御思慮入事二奉存候事、 一両人ツ、者御前下座ニ被 萬事御行儀方御油断被 當國ニ而者 笑止:奉存候事、 序二可被申達候、 薩州様被聞召 薩刕様

正月十八日

伊集院左京殿

郷掃部へ可被申付候、知行之儀者現高之内指分可遣候、 可被申付候、 渡候、自然於合点不仕ハ、重而不及 召上候、急度納殿衆都城へ可被差越候、祝言之日取早~ 北郷跡目之儀被 知行等相分候儀、早~北郷又次郎へ可被申 島津光久申渡書写 仰出候之處、 無口能相済御満足被 聞召上候之間、北

思

寛文三年卯正月九日

次者千代松内存之通被

聞召置候旨被

仰出候、

以上、

御使 高崎惣右衞門

同 伊東三左衞門

〇一九四 島津光久申渡書写

北郷跡、此中被遊 之儀候之間、 摂津守殿へ被 摂津守殿へ嶋津名字を可被名乗候、 仰渡、 御思案候得共、別:無御見合候、喜入 千世松殿へ被嫁、 前式部殿茂嶋津(北郷久直) 北郷家

以上、

鹿児嶋候条、 より伊集院左京を以能可被致内談候、千世松殿も當時在 家来之者共昔人二而、 被相付、 北郷跡ことくニ被仕可然被 祝言有之、 物毎合点可難参候、 摂津守殿者江戸へ可為御供旨 思召上候、 鎌田蔵人殿前(改直) 祖母并

續兼候、

北郷又次郎へ北郷家ニ傳候刀なとに知行之少茂

御使

候者、彼方へ談合可仕候間、

上意之所者如何様にも相済

摺切果候而御奉公不罷成仕合:承候、

彼人

御公議相済

北郷掃部儀、先祖一雲之二男筋二而直御奉公仕候之處、

議被仰渡候而可被下候、

右之通二而又次郎承引於無之者、

漸~:相調、

高三百石遺可申候間、

又次郎方へ従

御公

可申上候得共、是者各別之事候間、

買地欤、

開地欤之間

伊東三左衞門

高崎惣右衞門

卯(寛文三年)

(本文書ハ「旧記雑録追録一」一〇〇一の1号文書ト同文ナリ)

〇一九五 北郷千世松祖母請書写

御請申上候口上

殿被嫁、 此度北郷名跡之儀被 何共辱仕合安堵仕候、 御名字被成御免、 仰出候、 家を可被相續之旨 此上者追付此方屋鋪へ被成御 殊更千世松江喜入摂津守 上意之通

重《御心付之段難有仕合奉存候、 家:傳候刀なと:知行之少茂相添、 移候様:与奉存候、 次者北郷家續兼候間、 常式之儀御座候者御断 如北郷之跡。可仕由、 北郷又次郎へ

> 候様 - 与奉存候、 可申候条、 可罷越躰-無御座候間、 摂津守殿御祝言之儀、 私罷越、 右之御請可申上處、 御前之儀可然之様ニ御取 別儀無御座候間、 頃日風引 御急

成頼存候、以上、

电

卯(寛文三年) 鎌田蔵人殿(政直)

千世松ばゝ

(本文書ハ「旧記雑録追録一」一〇〇一の2号文書ト同文ナリ)

〇一九六 島津光久申渡書写

右入 松殿方へ者可被仰遣侯、 若申分於有之者被 御耳、先以事済仕合被 聞召上二及間敷候、 北郷又次郎方へ者早く可被申渡 思召上候、 以納殿衆千世 北郷掃部

候

郷持高之内:而も能所を早々被相分、 守殿祝言日執も蔵人殿より可被申付候、但千世松殿此中 可被申渡候、 知行三百石仕明開地二而者可為延引候、 首尾可然候、 摂津 北

松儀者親罷成可取立候由、 右之様子被為聞、 摂津守殿へ跡職被仰付儀辱存候、 到蔵人殿被申候得共、千世松 千世

被

殿儀 者如何候通蔵人殿より達而被仰入領掌ニ而候、 太守様へ打かゝり上御座候處、 聞召置之由、 蔵人殿より被為申候趣、 乍女儀何角と候而 乍御序此 聞

召置之旨 御意候事、

儀茂可被

被

御 使

伊東三左衞門

公相勤候様ニ被

仰渡可被下候、

其式二御座候者、

八歳

(本文書ハ『旧記雑録追録一』一〇〇一の3号文書ト同文ナリ) 卯(寛文三年) 高崎惣右衞門

〇一九七 北郷久常申状写

并知行少又次郎へ被相付、 跡目可被仰付候、 摂津守殿千世松殿へ御縁組被成、 依夫續兼申家之儀候間、 北郷之如跡目可被 嶋津名字御免 - 而庄内 家:傳候重物 仰渡之旨

存候、

此等之趣可然樣。可被仰上儀頼入存候、

以上、

到祖母

御意候處、

如何様:茂

御意次第候通御請被申

候儀、 高三百石二而者萬事相調申間敷候間、 与申、其上家相續之為之儀候間、 之筋目別家二罷成候様二御座候而、 并重物等迄堅固;返上可仕候、 奉存候者、御祈禱之御為与御座候儀候条、 右之御断被 仰付被下度候、 世間之聞得、 聞召達、 於以来摂津守殿御繁昌之刻者、 其外難及愚慮儀共御座候、 一節惣領職於被 左様無御座候得者、 領掌可仕候、 外響も如何奉存候、 向後身上相續御奉 仰付者、 一節惣領職を 就夫御断 於其儀 御奉公 北郷 惣領

御縁組之故不申上候間、 庄内家之儀:付申分可仕時節茂御座候得共、 之世忰;右惣領職被 者 私為名代御奉公可仕候、我等之御請申兼候様子者、 仰付可被下候、 尤彼者盛人可仕間 世件二被 仰付被下候者忝可 姉二式部殿

卯(寛文三年) 伊藤三左衞門殿 北郷又次郎

> ع 616

仰付候、

もかくも御意次第ニ社可有御座候、

併跡目ことくと御座

上候条、

如右相心得、御奉公勤可申之通被

高崎宗右衞門殿

(本文書ハ「旧記雑録追録一」一〇〇一の4号文書ト同文ナリ)

○一九八 島津光久申渡書写

摂津守殿へ、北郷跡嶋津名字ニ而依被 杉宗文名跡可被召立候間、 取戻、又次郎儀者此中之為躰無替儀候、 北郷家来 "小 付旨、先日被 仰出候、又次郎より色ゝ申分有之由被 候刀・知行少被相付、跡ことくニ北郷又次郎へ可被申 右高三佰斛被下可被取立候、縁類無之候者、誰そ 聞召候、口能之儀無御望候間、此中被申渡候趣被 彼小杉縁類:相續者於有之 仰付、 家ニ傳

『同月』

御意候事、

以見合可被申付候旨

卯(寛文三年)

高崎惣右衞門

(本文書ハ「旧記雑録追録一」一〇〇一の5号文書ト同文ナリ)

〇一九九 島津光久申渡書写

北郷又次郎へ被仰渡候口上

上儀有之様子被 行少御心持有之、北郷又次郎へ被 仰付間敷候間、其段可被承置候、以上、 聞召上、尤二被 思召上候間、 仰付候之處、

喜入摂津守殿へ北郷跡被

仰付候、

就夫家:傳候刀并知

御断申

此上者

卯(寛文三年)

被

御使高崎惣右衞門

伊東三左衞門

与、嶋津筑前・嶋津中務 (久類) (久茂) 仰出之趣:者相違候得共、

・鎌田蔵人・新納右衞門・鎌田(改直)(久産)

右之

御口上之首尾能可有之

源左衞門・町田勘解由致相談、(改有) (久則) 右之 御口上之ことく申

渡候事

(本文書ハ「旧記雑録追録Ⅰ」一○○一の6(前)・7(後)号文書ト同文ナリ)

口上書

 $\frac{1}{2}$

北郷久常口上書写

御返事之段ҳ申上候付、 此中申上候御断者、 我等へ被 如跡目候条、 仰付間敷由、 定而御太刀なとも 具承達

上り候ハん事与存、御断申候得共、御心持計之儀ニ而候

者、 如何樣:茂 口能及申間敷与存候、此上者別人二被 仰付候共、 御意次第·候、乍去我等存候者、家·付被

申可給候、以上、

ハ無之候間、

仰付儀候者、

別人"者如何"候得共、 我等之望申事"而 如何様:茂御老中御前より可然様御返事御

卯(寛文三年)

高崎惣右衞門殿 伊東三左衞門殿

北郷又次郎

右、今度北郷殿跡目就被

仰付、首尾如件、

寛文三年卯正月十九日

(本文書ハ「旧記雑録追録一」一〇〇一の8号文書ト同文ナリ)

鎌田蔵人印(政連)

618